

日本経済政策学会編

# 日本における産業構造変革の政策

—日本経済政策学会年報XXVI—

1978



勁草書房

日本経済政策学会編

# 日本における産業構造変革の政策

——日本経済政策学会年報XXVI——

1978



勁草書房

## 本年度共通論題

### 『日本における産業構造変革の政策』

こんにちの長い景気停滞は、たんに短期的循環的性格のものにとどまらないであろう。それは深く日本経済の長期的構造的要因に根ざしている。

こうした状況のなかで、不況からの脱出のために多くの努力が積み重ねられてきた。それにもかかわらず不安感が経済界を支配している。それは、景気回復が実現されなかったことに基因するのは論をまたないが、もう一つ重要な問題が残る。それは長期的ヴィジョンの欠落である。現況においては、多くの批判を受けながらも、短期的な当面の政策に多大の関心が払われてきたが、日本経済のゴールは霧の彼方に消え入って見られないのである。

いま、経済政策について考慮されるべき一つの問題はここにあるだろう。さらに、こんにちの経済政策のうえで考慮されるべき問題として、二つの点が強調される必要がある。その一つは、目的相互間におけるトレード・オフの関係である。それは、変革がコストを伴わずして可能であるか否か、という問題である。もう一つは、政府と民間の役割の分担を明確化せねばならないということである。不況脱出をはじめ政府の経済活動はいよいよ拡大する必要と傾向がある現状においては、逆に、とくにこの問題が強調されなければならない。

以上の問題意識のなかで、わが国経済の現況は「産業構造の変革」の課題を逃避することはできない。

わが国経済は、国内の諸条件の変化（資源・エネルギー問題、公害問題、福祉問題など）や新しい国際分業への対応（対先進工業国関係と発展途上国の追い上げへの対応）として、産業構造の政策的変革の必要性がたかまっている。その方向はどのようなものであるのが、まず、問われなければならないし、その過程において払われるべきコストの問題も提起する必要があるだろう。

そして、その変革の政策主体は、こんにちの歴史的段階において、いかなる性格のものが望まれるか、また、その変革のメカニズムはいかにあるべきかが問われなければならない。

こんにちのわが国経済政策の基本的課題は「産業構造の変革」に集約されていると考えられる。ここに、本年度共通論題

として本課題を提起した所以があるのである。

一九七七年五月

第三十四回全国大会共通論題プログラム委員会

目次

本年度共通論題 『日本における産業構造変革の政策』 …… 第三十四回全国大会共通論題プログラム委員会 …… 1

△共通論題▽

日本における産業構造政策の基盤的条件 …… 飯尾 要 …… 7  
 — 情報・資源システムのアプローチから —

産業構造変革の政策主体とその性格 …… 正村 公宏 …… 20

国際環境への対応 …… 佃 近雄 …… 30

報告・討論の総括 …… 中村 秀一郎 …… 37

△自由論題▽

人口と経済成長について …… 木村 徳丸 …… 39

公害と体制問題への一試論 …… 村 尾 質 …… 44  
 — 「環境の社会的所有」をめぐる —

産業政策体系の理論的再構築 …… 渡 辺 悌 爾 …… 49

多元的競争のダイナミクスと競争的周辺	標 忠	55
戦後農政の理念と現実	寺田由永	60
経済政策と経営政策	宮出秀雄	64
——農業を中心に——		
産業構造と経済社会的構造	尾上久雄	70
高度産業国家における政策主体	岡本隆	74
M・ヴェーバー理解における内在的批判の問題	宇佐見義尚	78
フル・コスト・プリンシプルと参入障壁理論	宮坂正治	82
企業行動と意思決定の枠組	野本千秋	88
多国籍企業の戦略活動と政策決定への影響	高柳 暁	93
——内部組織の経済学的分析視点から——		
公企業の台湾経営の課題	山村 学	98
台湾の経済政策	寇 龍 華	104
——所得分配について——		
インドネシアにおける「緑の革命」とその影響	村井吉敬	110
〈学会展望〉		
経済社会転換の模索	鶴田俊正	116
「産業政策」	原 豊	129
学会記事		140
学会紹介(英文)		i

## 〈共通論題〉

### 日本における産業構造政策の基盤的条件

— 情報・資源システムのアプローチから —

飯 尾 要

〈和歌山大学〉

#### 一 はじめに

— 「構造」と「密度」 —

日本における産業構造変革の政策について考えてみたい。ごく基本的な問題点とそれについての考え方といったものを中心に論じてみたい。また、政策を考える際には、その思考の対象期間という意味での、長期的観点と短期的観点とが考えられるが、ここでは長期的なベースペクティブで考えてみる。

ごく一般的にいうと、産業構造は、労働と資源の産業間および産業内における配置・配分に関する構造であるといえるが、その構造を包括的にとらえようとする場合、次の各側面を概括するものとみることができる。

(1) 技術的・質料的構造。産業間または産業内における技術的・質料的(素材的)な投入・産出の連関構造であり、いわゆる産業連関分析において表示されるようなものである。資源、エネルギー問題とか、公害問題にかかわる技術的側面は大きくこの構造にかかわってくる。

(2) 空間的構造。いわゆる産業の地理空間的配置にかかわる構造である。経済の地域的発展のバランス、過密、過疎問題、公害問題にかかわる。

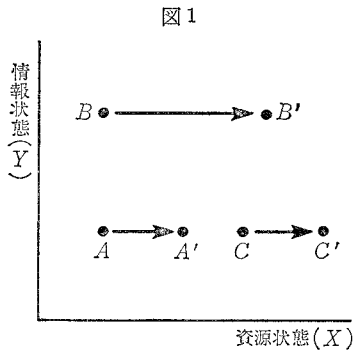
(3) 技術的・経営的構造。産業間において、また産業内において、技術的・経営的にみてどのようなタイプの経営がどのような分野にどのようなあり方で分布・配置されているかという構造である。いわゆる産業組織論的な問題や、中小企業問題などもここに関連してくる。

(4) 意思決定の連関構造。上述の(1)(2)(3)の構造が現実には作動するときには重要な役割を果すが、現実の産業過程の展開における意思決定とコミュニケーションの社会的連関構造である。これは、いわゆる体制論的な社会経済的構造に広くつながるものでもあるが、(1)(2)(3)にかかわる現実的ワーキングをみると、この構造を捨象することはできない。とくに、あとにもみるように、(1)(2)(3)にかかわる政策的運営ということになると、この意思決定構造のあり方が決定的な規定要因になる。従来の産業構造論においてこの側面が十分な評価をうけてきているとは必ずしもいい難い面がある。

こういっただけを念頭におきながら、日本の産業構造がおかれて  
いる今日の条件とその変革についての方向を考えてみるわけである。  
その場合、日本経済の資源と労働にかかわる物的・技術的構造の側  
面だけではなく、日本経済における意思決定とコミュニケーション  
の構造、すなわち情報構造にかかわる力点を考えるように、わが国  
経済社会が高密度経済社会であるということの意味を明確にする中  
で、日本における産業構造政策の基盤的条件を検討したいと思う。  
なぜなら、社会学者 S・オソフスキもいうように、「構造」概念は、  
もともと、空間の世界からの「借りもの」であり、比喩的な意味あ  
いでは、造形的に解釈された諸要素の「空間」的配置、あれやこれ  
やの種類の「距離」や「方向」の総体である<sup>(1)</sup>。したがって、産業構  
造のような社会的な構造は、社会的諸関係における諸要素間の、ま  
た特定の部分と全体の間の一定の関係の総体としてあらわれるが、  
いいかえると、それはある社会的連関のある解釈においてとらえた  
場合における諸要素間の「状態空間」的な配置のあり方ということ  
にはかならない。したがって、一般の空間的配置を問題とする際に  
基本的に重要なファクターとなる「密度 (density)」の概念が、産  
業構造のような社会経済における構造を問題とする場合にもそれな  
りに重要な意味をもつてくるのが了解されよう。もちろん、その  
ときの「密度」は、いわゆる地理空間的な密度だけではなく、(そ  
のような地理空間の密度をも含みながら)、より広くとらえられた  
経済空間において解釈された「密度」であることはいうまでもない。  
このように考えてみると、日本の経済社会がしばしば「高密度社

でありうる。以下の論をすすめるにあたっては、上述のメトリック  
その他の委細には立ち入る要はない。なんらかの方法により、それ  
らの状態把握と順序づけができたと仮定できればよい。

この場合、われわれは、ある主体の経済状態に関して図1のよう  
に、資源状態 (X 軸) と情報状態 (Y 軸) の二つの軸でみることに  
できる。一般的にいって、ある主体がもっている資源を活用してど  
のように自分の条件を改善し、よりよい資源状態を達成するよう  
になるかは、その主体のもっている情報・知識にも依存するところが  
大きいからである。これは、資源状態を「資本 (物的資本)」、情報  
状態を「技術的知識」という、より限定した例で考えると容易に理  
解できる。したがって次のことが成り立つといえる。 $x(A), y(A)$   
はそれぞれ A 点の x 座標、y 座標の値をしめす (図1参照)。



$x(A) = x(B)$  かつ  
 $y(A) < y(B)$  ならば、  
 $x(A) < x(B)$ 。  
 $x(A) > x(C)$  かつ  
 $y(A) = y(C)$  ならば、  
 $x(A) < x(C)$ 。  
なお、A', B', C' はそれ  
ぞれ、A, B, C から移り  
うる次の状態である。すな  
わち、同等の資源状態の A  
と B とにあっては、よりよ  
い情報状態 B の方が、A よ

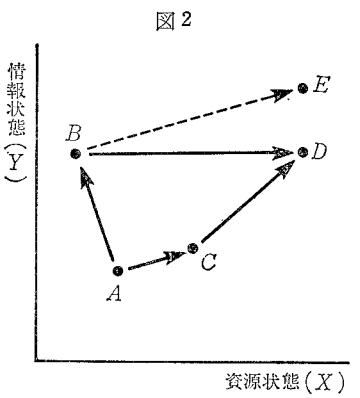
会」といわれる側面を十分に分析して、産業構造を考える基盤にし  
ようとする方向の妥当性もみとめられるであろう。

二 経済発展と情報の密度

やや基本的なところから出発しよう。  
一般に、個人や家計、企業そのほかの経済組織など、ある経済主  
体の経済状態を考える際に、われわれはその資源状態 (resource sta-  
te) と情報状態 (information state) とによってみる事ができる。  
資源状態とはその主体における物的資源、労働力などの資源や貨幣  
の保有状態とか、あるいは年間に稼得する所得フロー、あるいはそ  
れらの変化率、等々でありうる。それらの際になにをメトリック  
(尺度) とするか、またその各状態の総合的把握のあり方も多様で  
ありうる。また、情報状態としてどういふものがとりあげられるか  
は、これも場合に応じてきわめて多様でありうる。ある主体が直面  
している活動状況において、環境条件の不確実性に関する情報、た  
とえば外乱の確率分布の形やパラメーターに関する情報がとりあ  
げられることもあるし、また、環境と活動および成果にかかわる技術  
的知識がとりあげられることもある。また、情報の体系的ストック  
ともいえる形で、主体が一般的にもっている知識水準や教育水準と  
いったものがとりあげられることもある。これらのいずれについて  
も、その情報状態のメトリックを定めることは容易でないことが多  
いが、ある質的基準において比較概念としての順序づけをつくるこ  
とはできよう。また、これについてもその総合的把握の方法も多様

りも資源をよりよく活用して、A が達成する状態 A' よりも、よりよ  
い資源状態 B' を達成することになると考えて妥当であろう。また、  
同等の情報状態のもとでは、資源状態のよい方が、よりよい資源状  
態を達成しようと考えて妥当であろう。(A→A', C→C' の例)。

現実には、A, B, C から、A', B', C' へとある経済主体が自分  
の経済状態を改善してゆく際にはなんらかの形で情報状態の改善の  
あり方が関係する。このことを考慮に入れると現実の経済主体が自  
分の経済状態を改善してゆく推移は、図2のようになる。すなわち、  
一般に、経済主体は自己の活動を展開する中でなんらかの経験によ  
り、みずからの情報状態を徐々に改善してゆく。いわゆる「経験に  
よる学習 (learning by doing)」である。図2の A→C→D のパター  
ンはこれをしめしている。勾配の変化は学習速度の改善をしめす。



また、経済主体は、みず  
からの経験によるのでは  
なく、なんらかの形で他  
の主体から知識・情報を  
得て、よりよい情報状態  
に達し、しかるのち、よ  
り効率的な経済活動を展  
開することも多い。すな  
わち、「コミュニケーション  
による学習 (learning by communication)」  
であり、A→B→D のパ

ターンがこれをしめす。このような学習では、みずからの労働時間を犠牲にしたり、また有償であることも多いので、A→Bは左へ傾斜しているが、場合によっては垂直に向うこともある。AからDに達するには、上述いずれのパターンの方がより早いかは一義的にはいえない。むしろ、一般的にいうならば、学習形態としては上述の二つを併用するA→B→Eが望ましいのはいうまでもない。<sup>(4)</sup> まして、社会全体で考えれば、それぞれの主体がそれぞれの経験による学習をおこない、その情報を伝達しあうことは、お互いの次の経験による学習の質を改善することにもなりうるから、お互いの学習は加速的に進行することにもなる。

したがって、社会全体の学習においては、——他の条件を捨象して一般的にいうならば——、社会メンバーの経済状態の改善のためには、コミュニケーションによる相互学習は必須であり、コミュニケーションの発達が必要ポイントの一つになる。このように考えると、われわれは、郵便、電信、電話、マス・メディア等の通信媒体の発達の有益性を考へるが、われわれは社会的コミュニケーションにおける次の重大な事実を忘れてはならない。

雑音や妨害のありうる状況のもで、複雑な情報を安全かつ正確に伝えるためには、なんらかの冗長性 (redundancy) が必要である。<sup>(5)</sup> 冗長性は、通信コードに「ゆとり」をもたせたり、通信回路を重複させたりするような形で現われうる。冗長性が増えると一緒にコストや時間がかかる。たとえば、電報より長い手紙、手紙より長い電話、電話より面談といった形で冗長性が増えてゆく。一般に、簡単な用なら電話でもすませるが、複雑な相談ならあらゆるニュアンス

コミュニケーションのみならず、社会的コミュニケーション全般において、その社会における経済主体相互があまりに異なったタイプの経験や文化 (情報体系) をもっていると、通信言語のセマンティックなずれ、すなわち、いわゆる「話がががう」ということになって、コミュニケーションが十分に成り立たないからである。各経済主体間の教育・文化水準や生活様式、風俗、習慣における均質性が重要な条件としてあらわれる。

(3) 教育・文化水準の高さ。しかも、各経済主体の教育・文化水準が高ければ、互いに異なったタイプの主体の情報体系に関する理解度が高まる。したがって、ある経済社会における平均的な教育・文化水準の高さは、同じ均質性のもとでは、よりよい情報密度を保證することになると考へてよいであろう。<sup>(7)</sup>

- (1) 下記の国を以て Cf. Murphy, [21] p. 145, pp. 155-7.
- (2) Cf. Arrow [2].
- (3) 別様にもよばれる。飯尾 [19] 六二ページ。
- (4) Cf. Leondes and Mendel [17] pp. 226-7.
- (5) Cf. Cowan and Vinograd [4] pp. 49-56.
- (6) Cf. Vernon [22] pp. 45-6, Shimshoni [17] pp. 128-136, Cox [15] 邦訳二〇二—二〇六ページ。
- (7) この項については飯尾 [21] を参照。

### 三 高密度型経済としての日本経済

このように考へるなら、われわれは、いわゆる経済空間における経済密度を、たんに、経済活動の集積による資源の集約的利用とし

の伝わりうる面談に越したことはない。複雑な情報、また新しい文脈 (context) になるような情報を伝達するとき、受けとるときには、面談すなわち対面コミュニケーション (face to face communication) の決定的重要性があらわれる。

さきにもみたように、社会メンバーの経済活動の発展が、社会におけるコミュニケーションと相互学習に大きく依存している以上、経済活動の社会的発展にとって、その社会における対面コミュニケーションの存在が重要な役割を果すことはいうまでもない。たとえば、都市に新しい経済活動やそのオフィスが集積する中心的な要因の一つも、経済主体がこの対面コミュニケーションによる新しい情報やインフォーマルな情報の交換やそれにもとづく意思決定の改善を要求することに根ざすものといえる。

したがって、われわれは、ある規模の経済社会における社会的コミュニケーションの度合いとしての「情報の密度 (informational density)」<sup>(6)</sup> といったようなものを考へるとき、次の三つをかなり決定的な要素として考へねばなるまい。

- (1) 対面コミュニケーションの外延量。その経済社会における各主体がもちうる対面コミュニケーションの平均的な外延量がまず重要となる。たとえば、各主体がある一定の期間にどれだけ多くの人と面談しうるか、その頻度などである。人口密度は第一次的な要件となりうる。交通条件などや、通信手段の条件も補助的な変数になる。
- (2) 情報体系・生活様式の均質性。しかし、対面コミュニケーションの外延量だけでなくその効率というものを考へると、各主体間の通信言語のセマンティックな均質性が重要となる。これは対面コミ

ての密度だけではなく、前述の対面コミュニケーションに重点をおいた情報の密度を考へあわせる形でとらえ、これを経済発展における重要なフアクターとみることができよう。これは経済理論にとってなら strange な考へ方ではない。マーシャルが、「人口圧力によって新しい技術革新、組織と知識の発達が促され、これにより収益増傾向が働らく」ということを強調し、また、「社会における各種コミュニケーションの発達により産業進歩が生ずる」と主張したことにもつながる考へ方にはかならない。その経済密度の指標として、たとえば次のような条件を考へることができようである。

- (1) 人口密度
- (2) 単位面積あたりの経済ストック
- (3) 単位面積あたりの経済フロー
- (4) 平均的な教育・文化水準
- (5) 教育・文化、生活様式、風俗などにおける均質性

もちろん、これは基本的な必須条件だけであり、このほかにもいろいろ考へられようが、ここでの議論のためには上述で足りる。

そこで、われわれは、各国の国民経済を、主として工業生産のレベルを中心とした生産レベルにより、先進国、中進国、開発途上国などと分けてきた従来

図 3

[B] 生産レベルは高くはないが、密度は高い国	[D] 生産レベルも高く密度も高い国
[A] 生産レベルも高くはない国	[C] 生産レベルは高いが密度は低い国

(生産レベル)

(経済密度レベル)



表2 1人当り実質GNPの毎10年成長率(%)

	イギリス	アメリカ	ドイツ	日本	インド
1881~1913	17.4	16.9	18.1	24.3	4
1913~1960	15.5	18.0	17.4	27.9	5

1) インドについては、1857-63~1896-1904, 1896-1904~1946-54.  
出所: *International Encyclopedia of the Social Sciences*,  
Vol. 4. "Economic Growth."

ったことは否定できない。

- (1) 菱山景「8」二二六—二四〇ページ。
- (2) 安藤良雄「1」三〇—三二二ページ。

四 戦後日本の産業政策における

「計画」と「無計画」

前章で述べたように、わが国の経済社会は戦前戦後を通じて、いわば「高密度性利用型」の中でその産業発展をとげてきた。しかし、

生産レベルの高い国・低い国のそれぞれの中に、高密度型の国と低密度型の国を分ける形での見方をとることができる。この場合、われわれがここにいう経済密度はおそらく生産レベルと独立ではないから、図の分類を、生産レベルと経済密度を軸にした座標型分類とみないでほしい。これは、AとBを一グループ、CとDを一グループとした上で、いわば辞書型分類である。

いくつかの代表的な国をこの基準で分けてみる。すべての指標をみるわけにもゆかないので、前述条件(1)と(3)、つまり人口密度と面積あたり国民所得のみをみる。(この場合も両者は相互に独立とはいえないので、条件を多層的にみていると理解しよう。)これが表1である。なお、前述の条件(4)(5)なども考えあわせて、ほぼ次のように見てよいだろう。

Dグループ：日本、イギリス、フランス、西ドイツ。  
Cグループ：アメリカ、カナダ、オーストラリア、スエーデン。  
Bグループ：ギリシャ、イスラエル。  
Aグループ：イラン、ビルマ、ケニア、タンザニア。

また、インドは人口密度が高いが、条件(3)(4)(5)などからAパターンに入るだろう。また、生産レベルというとき、国民所得総額とともに国民一人当り所得をも考えあわされている。

わが国の場合、平地面積の相対比率が極端に低いことも考えあわせ、人種的、生活風俗的、言語的均質性と教育・文化水準を考慮するならば、高密度型先進国経済の典型的なものといえよう。徳川中期にすでに約三〇〇〇万人の人口をかかえて今日のフランスにはほぼ等しい人口密度をしめし、当時においてかなりの文化水準と情報密度を

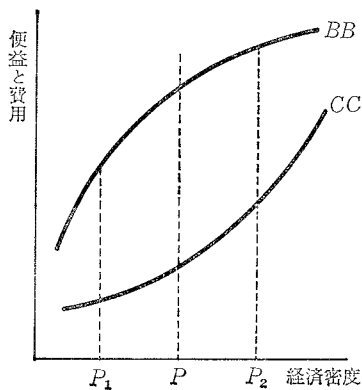
しめしたわが国は、幕末には米換算・農産高実収は約四七〇〇万石と推定されるといえる。この条件を考え、明治における教育の普及強化、政治経済的集積と文化の均質性の集中的創出の過程を考えると、この一〇〇年におけるわが国の歴史的経路はいわばBパターンからDパターンへの推移という道筋をたどったとみえる。その「高密度性利用型」の道筋が、アメリカのような資源的条件もたず、またイギリス、ドイツのような帝国主義的条件もたずに明治に入ったわが国が表2のような成長をしめたことにつながっている。戦後三〇年の高成長パターンも、上述の伝統的パターンを今日の条件の中で再び最高度に、むしろ極限にまで発揮したという一面をも

表 1

	(Y) <sub>i</sub> 国民所得 100万米ドル	(A) 面積 km <sup>2</sup>	(N) 人口 万人	Y/A 千米ドル/ km <sup>2</sup>	N/A 人/km <sup>2</sup>	Y/N 米ドル 米ドル	文盲率 %
日本	356,680	377,484	10,967	944.9	294	3,292	0.7
アメリカ	1,168,630	9,363,123	21,191	124.8	23	5,554	2.2
カナダ	105,138	9,976,139	2,248	10.5	2	4,751	
ドイツ	312,345	248,577	6,204	1,256.5	250	5,040	
フランス	175,918	547,026	5,251	321.6	96	3,403	3.4
ギリシャ	139,657	244,046	5,593	572.3	229	2,503	
オーストラリア	44,397	7,686,848	1,334	5.8	2	3,426	
スエーデン	45,550	449,964	816	101.2	18	5,596	
ギリシャ	15,661	131,944	896	118.7	68	1,760	23.7
インド	49,956	3,280,403	58,627	15.2	179	93	72.2
イラン	15,089	1,648,000	3,196	9.2	19	494	77.2
イスラエル	8,033	20,700	330	388.1	159	2,526	15.8
ビルマ	2,005	678,033	3,031	3.0	45	73	42.3
ケニア	2,089	582,646	1,241	3.6	22	167	
タンザニア	1,674	945,087	1,476	1.8	16	120	72.1

1) 人口は1974年推計人口。2) YとY/Nはインド、ビルマは1971年、イラン、イギリス、フランス、オーストラリアは1972年、他は1973年。3) 日本、イスラエル、イラン、ビルマ、西ドイツ、ギリシャは旧SNA。  
資料：UN人口統計年鑑。UN統計年鑑。

図4



いうまでもなく、高密度にはメリットとともにデメリットもともなう。国民経済における高密度化は大なり小なり都市化の拡大進行を意味する。ここでは一般的な混雑、水資源・用地不足からおきる費用や、都市化・産業化による環境破壊、公害などの被害、その復旧費用、予防費用などの費用が生ずる。

高密度化しない集積にもなる便益と費用の全体について計量的に把握し一元的表现にもたらずということはかなり多くの問題をもふくんでいる。しかし、いま、経済密度の進行についてならかの基準(最も簡単には人口密度とか平地面積当りの事業所面積の比率など)によりメリットを得ているとし、かつ現実の地域経済における過密レベル、過疎レベルの存在という経験的事実を考慮するならば、高密度化にもなるメリット、デメリットについて、しばしばみられるような形で図4のような費用・便益曲線が得られると想

定することは論理的に妥当である。曲線  $B$  は経済密度の関数としての便益を、曲線  $C$  は経済密度の関数としての費用をしめす。 $P$  は地域経済における最も最適な密度、 $P_1$  は過疎レベル、 $P_2$  は過密レベルということになる。

このように、地域経済における経済密度にともなうメリット、デメリットが考えられるなら問題は次のように展開される。いま、ある国民経済においてあるあたえられた全国平均的な密度レベルのもとでは、一方に非常に過密レベルがあり他方にまた過疎レベルがあるという構造状態よりは、全体として適度なレベルにあたる標準化した構造の方が好ましいことになる。それも、もし国民経済全体においていわば平均的な密度が低いような場合には、誘導的な牽引力をつくり出すために拠点的な形で高密度地帯の創出も必要かも知れない。しかし、国民経済全般においてすでにかなりの経済密度レベルがあるときには、一方に極端な過密レベルが生ずることは不必要な極端分解を生じ、すぐれて大きな弊害を生むことになる。

すでにみたようにわが国の条件は、明治期においてかなりの経済密度レベルから出発しており、したがってその資本主義発展のプロセスにおいて、まさにバランスのとれた全国的発展が望まれたケースに属するといえよう。しかし、わが国の現実においては、この高密度化の進展が私的産業主体（私的企業者）のイニシアティブの下に行なわれてきた結果、都市における高密度化は必ずその最適レベル  $P$  をこえ、極端な過密地帯を生みながら進行してきたといえる。これは次のように説明されよう。

$C_2$  になる形で現われる。ところが、その際、その技術進歩は多く私的費用の節約のみ向けられ、かえって産業公害を前より多く撒き散らす種類のものが多かった。これは、高密度型にみあう形で消費地に近い所に重化学コンビナートが造成され、私的コストは安くあったが、公害は一挙に増大したという事実一つをとっても明白である。ここでは、過密化はさらに進行し企業者の最適レベル  $P_2$  に落ちつくが、その場合、公害の増大から、たとえば真実の費用曲線はすこしも改善されないままに、大衆は一挙に増大した  $Q_2$  の公害を負担するといったような事実がくり返されてきたのである。

このように、戦後日本の産業発展のパターンは、高密度型経済にみあうべきバランスの発展の道ではなく、過密創出型の「無計画」な道をたどったといえる。しかし、このことは、政府の産業政策としてなにも存在しなかったということではない。あるいは、より限定的にいうなら政府の産業構造政策は積極的に存在しなかったというようなことでは、けっしてない。この点をみよう。

戦後日本の政府の産業政策は、一言でいえば、私的企業者の個別計画の延長、私的企業集団の計画の延長として存在したといえる。それは、主要企業集団と政府の協業を表現する次の政策に代表されるものである。

(1) 行政指導による主要産業の投資調整。その方法は、通産省による直接的行政指導によるもの（セメント、アンモニア業界等）、通産省産業構造審議会産業資金委員会に特別小委員会を設置するもの（鉄鋼業界等）、官僚と業界指導者との随時の個別会談によるもの（石油化学、紙パルプ、合成繊維業界等）、さらにこれらの延長の形

図 5

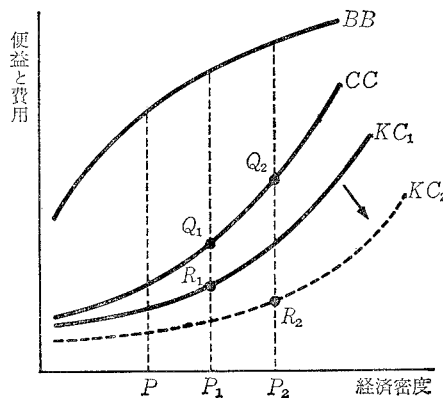


図 5 で、 $C$  はすべての社会的費用を含んだ、いわば真実の費用曲線である。 $KC_1$  は社会的費用のうち補償金支払い、公害防除費用そのほかの形で内部化されたものだけを含む企業家の費用曲線である。当然に、なかなかすべての社会的費用が内部化されることはないし、まして過去におけるわが国の現実においてはほとんどの社会的費用が一般大衆の負担にまかされたといつてよい。企業者の意思決定が主導する現実においては、 $B$  曲線と  $KC_1$  曲線から、本来の最適レベル  $P$  よりも右方の  $P_2$  に落ちつくこととなり、一般大衆が  $Q_1$  にあたる社会的費用を負担してきたといえる。さらに次の事態が進行する。企業者は高密度型経済にみあった技術を開発しその私的企業費用の節約をはかるようにしてきた。それは費用曲線  $KC_1$  が  $K$

をとる特別法にもとづくもの（電力、石油精製業界等）をもふくめてさまざまでありうる。これらの調整活動と「不況カルテル」の認可という方法も加えて、危険負担を政府が保護する形で主要特定工業部門に高率の投資を促した。これらはすべて、——実効性の薄いパースペクティブ・プランニングとしてのいわゆる長期「経済計画」が広い舞台でアナウンスされるのとは対極的に、かつまたそれらの「計画」とは独立に——、業界指導者と官僚との直接的協業としての実質的なマイクロ・プランニングの形で促進された。

(2) ほう大な先行投資によるコンビナート創出。政府は一九五三年における港湾整備促進法の国会通過を出发点に、埋立てならびに港湾やフィードロードのような産業基盤整備により工場用地造成のための先行的公共投資を推進した。同法では埋立て事業の執行は都道府県知事の責任とされたが、計画自体は国家的規模で進められた。埋立ての最初の費用は地方債の発行ならびに資金運用部借入れで資金調達できた地方公共団体により賄われることになっていった。民間企業は工場用地を低コストで入手できることになり、重化学コンビナートが「乱造」された。一九五九—七五年の産業用埋立て完了面積は約五万ヘクタールであり、主要な結果としては太平洋岸、瀬戸内における過密を促進した。一九七—七五年の計画面積が四万ヘクタールであったのに、実際には環境問題につきあたって一万二五〇〇ヘクタールにとどまったという事実、その「計画」の無暴さをしめして余りがある。

(3) 大企業優遇の租税減免措置。日本の産業企業にたいする租税負担が他の先進工業国に比して軽いことは一般にみとめられている。

三〇種に近い免税準備金条項に加えて各種の特別控除や徴税猶予による減免措置がある。そして、大蔵省の公式出版物による資料のみから分析しても、一九七四年の租税軽減の度合いは資本金一〇〇万円以下の最小規模の企業については四・五％であったが、規模の拡大にもなると比率も上昇し、資本金一〇〇億円以上の最大規模の企業については四二・一％であったとみられるような、大企業優遇の措置になっている。この結果、「鉄鋼、機械など一定の産業部門での企業投資や、一九五〇年代後半ならびに六〇年代初期のような時期における輸出への影響に関する限り、租税特別措置が非常に重大な役割を果たしたことはほとんど疑うことができない」といわれている。

(4) 低金利政策。いわゆる「低金利政策」は、実際には、行政指導の金融政策版としての「窓口指導」と、政府金融機関および準政府金融機関を通じて多額の投資資金が調達されることを通じての、主要産業集団への直接的資金割当て政策であった。

(5) 水、電力の価格体系政策。工業用水、工業用電力価格を不均等に低廉に設定することにより、鉄鋼業あるいは電力多消費産業に大きな補助をあたえた。

政府のこのような産業政策は、金融税制上の優遇措置という制度を中心として、また、コンビナート「乱造」にみられる社会的費用の無視という慣行を通じて、重化学工業部門の比較生産費的優位をつくり出した。その結果、それは技術的・質料的構造としての産業構造において、重化学工業に傾斜した産業構造を創出する政策的機能を果たしたのである。

## 五 産業構造変革の問題点

上述のように創出されてきたわが国の産業構造をどのように変革してゆくかということについては、かなり明らかなように思われる。ここで、その政策の全面的な委細を包括的に並べたてたりすることはできない。ごく基本的な方向については次のようなものである。

### (1) 技術的・質料的構造において。

ここでは省資源、省エネルギーへの構造転換が必要基準としてあらわれている。そのためには、社会的費用の十分な内部化をすすめる、既得権化した大企業優遇措置の撤廃を通じて、これまで社会的費用の無視、金融税制上の優遇措置という制度によって作り出されていた重化学工業部門の比較生産費的優位を除去することである。第二には、とくに初期加工段階としての素材型重化学工業の立地を現地諸国との協力の上で海外に移すことである。第三には、上述の整備の上に立って、知識集約的な高度加工産業を十分な全国的バランスを促進する形で育成し、高密度経済のメリットを生かす方向に努力することである。

### (2) 空間的構造において。

前述の産業構造の変化にあわせて、産業配置の地域分散と計画的配置も可能になる。高密度経済のもとにおける輸送・交通の社会的費用を真観に考慮に入れた、全国的な産業と生活の配置構想が必要になる。

### (3) 技術的・経営的構造において。

また、それは充分な広い国民的審議を経るものでなく大企業と官僚の直接協議による政策誘導であるため、高密度型に私企業観点がからみあった形で、消費地に近い所に重化学コンビナートが造成されることを生み過密をさらに促進する結果となった。そのことは、大企業のビジネス機能中心の都市化進行とともに、空間構造としての産業構造において過密のアンバランスを創出する政策的機能を果たしたのである。

したがって、明示的に限定された狭義の産業構造政策やその担当機関の活動ということにとらわれず、広くみるなら日本政府の産業政策がかなり強力に今日の産業構造創出のドライブを果したことは否めないものである。したがってまた、戦後日本の政府の産業政策において「計画」があったのなかったのかという問題も同様に答えられる。そこには、私企業者の観点の延長としての「計画」は現実存在した。そのために、高密度型経済の条件を十分におさえた国民経済的視野に立つ「計画」は存在しなかったといえよう。

(1) Cf. Dasgupta and Pearce [9]。

(2) 尾上久雄 [13] 二〇〇—二〇三ページ。

(3) 以下は都留重人 [16] 一四四—一五六ページ参照。

(4) 東京都新財源構想研究会「大都市税制の不公平税制」一九七五年、同上「不公平税制と財政構造の改革」一九七六年、都留 [16] 一五二ページより。

(5) 都留 [16] 一五三ページ。

(6) 叶芳和 [9] 一三四—一四〇ページ参照。

大企業への不当な優遇を考慮に入れてみれば、今日に現存する技術的・経営的構造が経済的に最効率率のものであるかどうかはきわめて疑わしい。この観点からの再検討とともに、産業分野に感して中小経営の積極的評価と育成が検討されねばならない。それは社会政策的な中小経営保護政策の観点からではなく、高密度経済のパターンに合った産業構造という点からの検討である。たとえば、流通業の分野では、単に就業者一人当り売上高という形でだけ「効率」をとらず、消費者に対する情報のサービス機能を考え、また日本の高密度型経済の特質を考えるとき、最適な社会的流通構造としては中小経営の問題が再検討されてくるのである。

ところで、上述のようなことについては、ほぼ表面的にはかなりの国民的コンセンサスができてつあるともいえようが、要はそれが実行可能性のレベルの上にあるかどうかであるといえる。上述の方向を「有言不実行」のコンセンサスに終らせぬためには、結局、産業構造の各側面の第四にあげたところの、意思決定の連関構造、より限定的にいうならば政策決定と実施の構造の変革が必要条件であるといえよう。前章でみたような政策決定と実施の構造を変革しない限り、いまあげた(1)(2)(3)の方向も実行可能性にいたらないであろう。今月求められている改革のすべては、私的企業活動の意思決定のままにまかせておいて自動的に達成されるようなものは、なに一つとして存在しないといってよい。ここでは、産業構造、地域構造の変革のための国民的合意を作成し、これを実行にうつすことのできる共同的意思決定のフレームがどうしても作られねばならないのである。

もともと「高密度経済社会」とは、そこにおける各経済主体の行動の交錯する度合い、その相互影響の強さが増大している社会である。システムのいうならば、そこに存在する各主体間の環境間客観的条件の連結がきわめて濃密で強固なシステムである。このようなシステムにあっては、各主体がそれぞれに独立に安定均衡を達成しこれが並列的に蓄積されて全体の均衡にいたるといようなことはありえない。したがって、そこでの一つのあり方は、あるシステムが他のシステム群を系列化する形で組織するシステムである。この場合には、システム全体は支配的システムと被支配的システムとに分かれ、被支配的システム相互間のあり方は支配的システムにより制御される形となる。そして、各部分システムはその上位の部分システムが適応した「あと始末」の外乱を次々と受けとり、いわば、下へ下へと負担が転嫁されてゆく形になる。

今日まで、わが国の現実においてみられてきた高密度経済のシステムは、まさに、寡占大企業をその支配的システムとした前記のようなシステムであり、政府がそれを意識的に作りあげてきたといえる。そして、われわれは、そのようなシステムが多く困難を生んでいることをみてきた。今日、いわば、この政府の「介入」をゆるめて市場機構の自動的作用により産業構造の推移を調節させようという意見もある。しかし、これは、さきにも述べたように、高密度経済社会にあっては全体の均衡が自動的に達成されにくくことを考えるなら、現実には今日のシステムを温存することに落着くべきかなんじとは明らかかといえよう。

したがって、このようなあり方ではなく別様に高密度経済をたて

なおすために、残された一つのあり方は、全体の部分システムが平等の立場に立って相互間の調整を行なう共同な相互調整システムである。<sup>(5)</sup> 簡単にいうならば、われわれにとって、もはや、各自の主体の自律性を生かしながら民主化と計画化を導入する社会的共同の制御システムの必要性は明らかといえよう。いわば、大企業だけが「市場の自由」を享受している中央集権的システムから、国民共同型分権システムへの移行が求められている。このような方向の現実可能性を追究しながら、前述した(1)(2)(3)の方向をどこまで政策化するかに、今後の問題がかかっているといえよう。そして、このような意思決定構造の変化の中でこそ、いわゆる産業構造評価基準の改革、すなわち私経営型効率率としての付加価値生産性中心の基準から福祉基準への変更もはじめて可能となるであろう。<sup>(6)</sup>

(1) 叶芳和「9」一三四—一四〇ページ参照。

(2) 都留重人「17」一七五—一七六ページ。

(3) 飯尾「20」参照。 Cf. Land「10」p. 239.

(4) Cf. Ashby「7」p. 161, 203. 邦訳一八九—二三八ページ参照。

(5) Cf. *ibid.*, pp. 218-230. 邦訳二五六—二七〇ページ参照。

(6) Cf. Drenowski「7」p. 14. 邦訳二二—二七ページおよび「解説」参照。

#### 文 献

- [1] 安藤良雄編『近代日本経済史要略』東大出版会、一九七五年。  
[2] Arrow, K.J.: "The Economic Implication of Learning by Doing." *Review of Economic Studies*, June 1962.  
[3] Ashby, W.R.: *Design for a Brain*, Chapman & Hall, 1960. (銀林浩ほか訳『頭脳への設計』宇野書店、一九六七年。)

[4] Cowan, J. D., and S. Winaograd: *Reliable Computation in the Presence of Noise*, M. I. T. Press, 1963.

[5] Cox, R.: *Distribution in High Level Economy*, Prentice-Hall, 1965. (阿部真也ほか訳『高度経済下の流通問題』中央経済社、一九七一年。)

[6] Dasgupta, A. K., and D. W. Pearce: *Cost-Benefit Analysis*, Macmillan, 1972. (尾上久雄、阪本靖郎訳『コスト・ベネフィット分析』中央経済社、一九七四年。)

[7] Drenowski, J.: *On Measuring and Planning the Quality of Life*, Mouton, 1974. (阪本靖郎訳『福祉の測定と計画』日本評論社、一九七七年。)

[8] 菱山泉「バーニヤルの『経済学原理』」、菱山ほか編『限界革命の経済思想』有斐閣、一九七七年所収。

[9] 叶芳和「日本の産業構造は、どう変わる」『エコノミスト』臨時増刊、一九七六年一月号。

[10] Land, F.: "Criteria for the Evaluation and Design of Effective Systems," *The IBI-ICC Symposium*, 1974, 1975.

[11] Leonard, C. T., and J. M. Mendel: "Artificial Intelligence Control", *Survey of Cybernetics*, Mifflie, 1969.

[12] Murphy, R. E.: *Adaptive Processes in Economic Systems*, Academic Press, 1965.

[13] 尾上久雄「都市化と工業化」『産業構造』日本経済新聞社、一九七四年。

[14] Ossowski, S.: *Struktura klasowa w społecznej świadomości*, 1957. (細野武男、大橋隆徳訳『社会意識と階級構造』法律文化社、一九六七年。)

[15] Shimshoni, D.: "Regional Development and Science Based Industry," J. F. Kain et al. (eds.): *Essays in Regional Economics*, H. U. P., 1971.

[16] 都留重人「日本経済の奇跡は終わった」『エコノミスト』一九七七年五月十日。

[17] ——『日本経済の転機』朝日新聞社、一九七六年。

[18] Vernon, R.: *Metropolis*, 1965, H. U. P., 1960.

[19] 飯尾要「経済サイバネティクス」日本評論社、一九七二年。

[20] ——「流通構造の改革を求めて」『週刊東洋経済』臨時増刊、一九七六年十一月。

[21] ——「高密度経済の反省と再出発」『経済セミナー』増刊、これからの日本経済』一九七七年二月。

#### (付記)

本報告にあたっては、予定討論者の安部一成氏(山口大)から政策決定と実施における評価基準の問題を中心に、有益なコメントと示唆を頂いた。また五井一雄氏(中央大)からも社会集団の利害調整の問題に関連して有益な質問を頂いた。今後の研究課題として、すすみたい。記して感謝申上げる次第です。

# 産業構造変革の政策主体とその性格

正村 公宏

(専修大学)

## 一 これまでの産業構造政策

### 1 産業構造政策は本当に存在したのか

ここで私に与えられている課題は、基本的には、産業構造の変革を求める政策がどのような主体によって担われたのかをあらわにすることである。しかし、私の考えでは、政策主体の問題を論ずるまえに、そもそも、産業構造の変革を求める政策（以下、単単化のために、それを「産業構造政策」と呼ぼう——ただしこの定義は、この用語の使用法としては少し狭すぎるが、ここではその点を無視することにしたい）がこれまで実際に存在したのか、という点を問題にすることが必要である。

第二次大戦後の日本の産業政策をふりかえってみると、たしかに、「産業構造政策」というものは存在したといえないことはないが、それは、一般に論じられがちであるほど大きな役割を演じたわけではないということに注意しなければならないだろう。私がこのようにいう理由はいくつかある。

第一に、戦後の産業政策の形成過程をみると、産業構造を革新しようとか、あるいはそれを「高度化」しようとかいった意図が最初からあったわけではなく、むしろ、当面の切迫した問題を解決する

ために、実際的で有効と思われる手段をつぎつぎと見つけたといった結果が産業構造の高度化につながった、というのが実態であったということである。戦争直後には、いうまでもなく飢餓からの脱出と「経済復興」が課題であり、次いで、一九五〇年代には、国際収支の大幅赤字（援助や特需への依存）の克服とそのため「産業合理化」が課題であった。実際に、第二次大戦後の日本の経済政策の支柱となった資本蓄積と設備近代化のための主要な方策のほとんどすべてが、税制にせよ、政策金融にせよ、低金利政策にせよ、また、「行政指導」にせよ、一九五〇年代の前半までに確立している。しかし、この期間において、政策当局者の頭にあったのは、なによりも、「経済の復興」とか「国際収支の均衡」とかいった差し迫った課題の解決であった。そのため政策が、結果として、戦前・戦中からの重化学産業の遺産を活用し、それを再編成し、二〇世紀型の産業の積極的に導入するという「産業構造高度化」の動きを生み出したのだといえるだろう。「産業構造政策」は、そうした動きを、かなりあとになってから意識に乗せたという性格をもっていると思われる。

第二に、産業構造の変化を意識的に追求しているという意味で「産業構造政策」らしいものが形成された段階になっても、産業政

策の全体が、産業構造の変化を積極的に追求しているとはいえないという状態が長く続いている。むしろ、産業政策の多くの部分は、すでに開始された変化に対応するかを問題にしたものであったと考えられる。一九五〇年代に、政府のインシアティブのもとに、産業合理化が開始されると、それはやがて、民間企業の経営者たちの競争心や達成動機の作用と、資本蓄積政策そのものの効果とによって、政府の予想をはるかに越えた投資がおこなわれるようになり、産業構造の変化も、予想をはるかに越えたものとなっていく。国際競争力の強化という目標を一つとってみても、結局、最新の技術体系を導入し、最も安い原燃料を輸入するという方法が有利であることがあきらかになり、初期の国産資源・国産技術優先の政策は消滅していかざるをえなくなる。そのような段階になっても、斜陽化した産業の縮小にたいしては（おそらくは、雇用維持の配慮が強く働いたためと思われるが）、政策当局者は、きわめて強い抵抗を示している。このことは、石炭政策の例をみればあきらかである。同様の保守的政策（よかれあしかれ、現状の変革に抵抗するという意味の保守的政策）は、農業政策や中小企業政策にも示されている。

農業近代化政策や中小企業近代化政策は、本質的に、既存の産業で働く人々が、その産業のなかで就業しつづけることができるように、それぞれの産業を「近代化」しようという政策であった。それは、産業構造の変化の流れのなかで、既存の産業（の雇用）を防衛しようという政策であって、産業構造を革新しようという政策ではなかった。

一九六〇年代には、「重化学工業化」が意識され、一九七〇年代

には「知識集約化」が意識され、その意味で産業構造が意識されるようになったといえるが、その基本的なねらいは、成長（あるいは輸出）を主導する産業を発見し、それを育成しようという点にあり、産業構造全体を大きく変革していくことを積極的に意図したものであったとはいえないように思われる。たとえば、知識集約産業を助成しようとか、既存産業の知識集約化をはかろうとかいう政策は、歓迎されるが、知識集約的でない産業から知識集約的な産業へ就業者を積極的に移動させようという政策は歓迎されない。実は、そのような政策は、社会政策あるいは労働政策を含めたもっと大きな広がりの中での諸政策の組み合わせとしてのみ提起しようものである。つまり、「産業政策」という狭い枠組みのなかで提起しようるものではないといえるだろう。しかし、これまでの日本の経済政策にあっては、そうした総合的な視点がきわめて稀薄であった。そのため、「産業構造政策」が十分に積極的なものとして成立するための前提条件がそもそも欠けていたのだともいえるのである。

## 2 産業政策と現実のくいちがひ

「産業構造政策」と呼べるものが存在したかどうかは別として、産業政策が産業構造の変化と経済の成長にたいして一定の影響をもったことは事実である。しかし、経済成長をもたらした主たる政策的要因は、「通産省の政策」としてまずわれわれがイメージに描く狭義の産業政策ではなく、もっと一般的に、資本蓄積のための税制とか、低金利政策とかいうような、いわば資金の価格につけられた政策的な「傾斜」構造のほうであったといえるのではないかと思う。

いくらか単純化していうと、資本蓄積税制とか、低金利政策とかいったものが、それらを設定した人々の予想をさえ越えて効果をあらわすようになり、その結果として生じた大規模の設備投資が経済の成長を加速し、さらに、そうした高度成長のもとで、産業構造の変化が激しくなっていたために、狭義の産業政策当局は、そうした変化にいかに対応するかという事に追いまくられていったというのが実情であったと思われるのである。もっとも、そういう実情であったにもかかわらず、通産省が、右のように成長加速的に働いた政策体系の最も熱心な推進者であり、擁護者でもあったこともまた事実であるといえよう。

このように、通産省の役割は限定されたものであったと考えられるとしても、その政策上の基本的な立場が、産業的高揚に依拠した成長の堅持という点にあったことはあきらかであろう。それは、もちろん、産業のリーダーたち（経営者・中間管理者）の要望にこたえようとするものであったが、同時に、政策当局者の側に、「雇用」への関心があり、少なくともそれが旗印となりえたように思われる。その立場から、産業の成長を保障する政策体系が擁護されたのである。

しかし、「戦後」型の経済政策が形成され、それが効果をあらわしていくようになるにつれ、政策当局の意図や認識と現実とのズレがひじょうに大きくなっていったように思われるのである。その例を二・三、あげてみよう。

第一は、国際競争力の強化である。

一九五〇年代の産業合理化政策は、国際競争力の強化を目的とす

最も重視したのは、貿易自由化や資本自由化のための「国際競争力強化」の必要であり、そのための産業助成であった。そして、一九六〇年代の終りには、民間企業設備の「近代化」との対比においてあまりにも貧弱な生活環境施設をかかえたまま、また、「たれ流し」にされた公害の犠牲者を多くだしたまま、減価しつづつある大量のドルを貯めこんでしまおうという内・外の不均衡に直面するにいたったのである。

第二は、重化学産業の役割である。

ふりかえてみると、たしかに、一九五〇年代は、重化学産業のウエイトが急速に高まった時代であった。しかし、一九六〇年代には、生産や就業人口における重化学産業のウエイトの上昇傾向は、いちじるしく鈍化し、むしろ停滞あるいは成熟という表現が当てはまる状態になってきていた。変化はつづいてはいたが、その主たる内容は、一つには、重化学産業そのものの内部における「高度化」であり、その主導部門の交替であった。もう一つは、輸出における重化学化であった。そのいずれも、基本的には、一九五〇年代における発展の延長において実現されつつあったものであって、そのこと自体については、政府によって特別に加速のための政策を必要としない状態になっていたといえる。

すでに一九六〇年代に、雇用の伸びの主力は、第二次産業ではなく、第三次産業になっていたのであって、政策の主眼も、第二次産業よりもむしろ第三次産業におかれるのが妥当であったと考えられる。ただし、第三次産業に主眼をおくという意味は、狭い「産業政策」の視点から、第三次産業を「育成」するというような方法を採

るものであったが、すでにふれたように、当初は、直接の外貨節約を意図して、国産資源・国産技術優先の原則が採用されていた。燃料や原料としての石炭の重視、水力発電の重視、自国海運復興の助成などの政策にそれが示されていた。しかし、こうした政策は、国際競争の進展と国内産業の投資の拡大によって、急速に陳腐化した。国産資源・国産技術優先の原則は崩壊し、世界中で最も新しい技術を導入し、また、世界中で最も廉価な原燃料を買ったほうがよいという方向に変更せざるをえなくなっていくのである。そのため、たとえば、電力開発は、水主火従、炭主油従という原則から、火主水従、油主炭従という原則へと、なしくずしに転換していくことになる。

このように、いわば政策目標にたいする媒介手段の選択の誤りが短期間で表面化することになったが、そのことは、もちろん国際競争力強化政策が失敗したことを意味したのではなく、むしろ、それが予想外に成功し、技術的にも世界の最新の水準への急速な接近（追いあげ）が実現されつつあったという事実を反映していたのである。この点については、一九六〇年代の経済政策当局者は、いちじるしい過小評価におちいったように思われる。たしかに、当時なお、景気のゆきすぎによって国際収支が赤字になるという経験は繰り返されていたから、判断のむずかしい面があったことは事実であるが、基調が変化していることは、すでにいろいろな指標にあらわれていたのであった。おそくても一九六〇年代のなかば以後には、もっと根本的に、政策転換の必要が検討されてしかるべきであった。

しかし、現実には、一九六〇年代の全体を通じて、政策当局者が

用することを必ずしも意味しない。いうまでもなく、第三次産業は、広義のサービス産業であり、そのなかには、公共的あるいは準公共的サービスが含まれる。第一次、第二次産業の就業人口のウエイトが低下し、第三次産業のウエイトが上昇するということは、物的生産性の伸びによって、より多くのサービス活動に人的資源をさくことのできるという余力が生ずるようになったことを意味するのであって、その余力をどのように使うかが、政策的選択の内容となるのである。端的にいえば、政府・自治体のインシニアティブによらないではうまく供給されないようなサービスを供給する体制がつくられなければ、第三次産業のなかで私的消費に結びついた部門だけが肥大化することになろう。反対に、国民が、右のような「余力」を、教育・医療・社会福祉・文化などの分野に大いに活用しようという選択をおこない、そのために公共部門のインシニアティブを強め、また必要な公共支出を増大させようという政策を採用すれば、第三次産業の就業人口の増加のより多くの部分が、公共的・準公共的サービスの供給に関与する部門で生ずることになるであろう。

いうまでもなく、一九六〇年代の日本においては、自由民主党の統治のもとにあって、後者のような選択はなされなかった。そのために、第三次産業でも、もっぱら、私的消費主導型の成長が実現された。これは、国民の潜在的な要求の発展とのあいだのギャップを増大させ、不満を高めることになった。

一九六〇年代の「国際競争力強化」を主眼とした「重化学産業重視」の政策は、以上に述べたような理由から、まったく時期おくれの、時代の要請の変化にたいするおどろくべき鈍感をさらけだし

た政策だったといわなければならない。このような状態が生じた根本的な原因は、通産省に代表される狭義の産業政策当局の鈍感さにあるのではなく、そうした個別部門の既定のコースによる政策的対応を放置し、むしろそのうえのみ乗っかって政権を担当しつづけた保守的政治勢力の政策的な思想の欠如にあったといわなければならない。一九六〇年代には、「経済政策の全体系が「再編成」されなければならなかったのである。しかし、現実には、統治している保守勢力に改革への意思がなく、対立する野党勢力にも改革へのビジョンがないという状況のなかで、個々の政策当局は、既定の路線と既存の利害関係の制約のなかで状況変化に対応しようとする。

通産省が提唱した「産業」の「再編成」という政策は、そうした限定的対応であった。そのために、それは、生じつつある変化の全体に積極的に対応しようというものでなく、むしろ、「うしろむき」の、一種の反動性をもった対応であった。この時期に、産業の革新と経済の成長は、政策当局者や、それまでの主導産業あるいは基幹産業の上位企業の経営首脳の手想や意図をはるかに越えたものとなりつつあった。各産業で後発企業の新規参入がおこり、また新興産業の急成長がおこっていた。これは、政策当局の首脳部や、基幹産業のトップ・リーダーたちにとっては、産業のコントロール・ペリテの喪失のように思われてならなかったであろう。そのため、「産業再編成」を熱心に説く人々が生まれ、「官民協調」の大合唱が、あらためてまきおこされた。

しかし、この政策は、基本的には失敗した。「産業再編成」は、それほど進まなかったのである。そして、それは、幸いだったので、これを受けいれさせる役割をしたといつてよい。

さらに、注目すべきことの二つは、日本における他の諸組織（とくに企業）にみられたのと同様に、官僚機構の内部管理は、広く想像されているよりもいわば民主的であり、決して専制的でないという事実である。もちろん、この点は、省庁により、時代により、また首脳の個性により差異があるが、全体としてみると、政策形成にさいして、下部の意見を汲みあげ、集団としての総意をまとめあげていく努力が広くおこなわれているといつてよいように思われる。少なくとも、私が通産省に関して与えられている信頼しうる個人的な情報に依拠するかぎり、このことは確実と思われる。このことは、政策形成に関しても、政策の実行に関しても、官僚機構のかかえている人間的なエネルギーを効果的に動員する方法であったと理解される。そして、それが、政策の整備をキメこまかいものにし、またそれに包括性をもたせることにもなったと思われるし、同時に、それは、官僚機構の内部における人材の養成の方法としても有益であったと考えられる。このようにして官僚機構によってつくりあげられる政策の信頼性の高さは、前述のような、事実上の政策の立案者としての官僚の政治的地位の高さの根源ともなった。あとでふれるような、官僚出身の政治家の役割の増大は、一つには、この点に関連している。

しかし、官僚といえども万能ではないし、官僚機構の長所は、その短所とウラハラの関係をなしている。たとえば、役割の分化による行政の効率化と、セクショナリズムとは、ウラハラの関係にある。あえて、いくらか単純化していえば、既存の経済的構造を前提して、

ある。その後、社会の要求の変化にたいして産業が積極的な対応を迫られていったとき、「産業再編成」政策が失敗し、協調的寡占の形成が現実化しなかったことは、公害防除技術等の開発のためにむしろ後発企業が積極的な役割を演ずる可能性を残すことになったことが、あきらかにされていったのである。このような、社会の基本的な要求の変化への対応こそが、産業構造変革の根源的な動因であるとすれば、産業構造の変革は、一九六〇年代の産業政策の成功によつてではなく、むしろその失敗によつてこそ可能になったと評価することができるのではあるまいか。

## 二 産業政策の主体

### 1 経済官僚の役割

戦後の占領行政は、軍政の間接化がはかられ、日本の政府機構が温存され、活用された。また、占領の中期以後には、ソ連や中国革命政権への対抗上、民主化の徹底よりも経済の再建強化に對日政策の主眼がおかれた。それらの理由から、日本の官僚機構の基幹部分は温存され、その人材も大部分は戦後に継承された。

第二次大戦後の一時期、政治情勢が混沌とし、政権の交替が相次いでおこったときをふりかえてみて、経済政策の連続性・一貫性が維持されているのは注目すべきであろう。戦後の復興と成長に寄与した一連の政策は、基本的には、官僚機構と、それによって動員された人材とによって立案され、実行したものと見てよい。議院内閣制のもとで政権を担当した政党は、おおむね、それにたいして、あるおおまかな方向を与えたり、それをオーソライズし、国民

既定の基本的路線に沿って政策を立案し、実行するうえで、よく整備された官僚機構は、きわめて有効である。しかし、経済の構造が大きく変化し、国民的目標を再編成し、新しい基本的路線を設定することが必要であるというような状況が生まれたときに、そういう転換のためのイニシアティブを官僚機構がとることを期待するわけにはいかないのである。広義の政治的衝撃が加えられ、それに沿って何らかの「政策化」が必要とされたときに、それに対応して政策をまとめあげていくことは、政策技術家である官僚の得意とするところでさえあろう。しかし、官僚が自分から政治的衝撃をつくりだしていくことは、まず、期待できない。それどころか、政治的衝撃が、官僚機構を再編成しようとしたら、その権限を削減したりするような性格をもっていることがあきらかになると、官僚はそれに猛烈と抵抗するのである。

戦後の日本では、敗戦と占領という未曾有の事態のなかで、一連の改革が強制された。官僚も、保守的な政治家たちも、基本的には、それを受容するほかなかった。そこで、「戦後民主主義」は、官僚にとつても与件となった。そして、そのことは、官僚にとつては幸いなことであった。なぜなら、第一に、「戦後民主主義」は、議院内閣制の完成によつて、政権の正統性を強め、政府の経済政策の受容可能性を高めたし、第二に、「戦後民主主義」をつきすすんで戦前の秩序へもどそうとする反動派の挫折があきらかになっていった一九六〇年以後においては、統治のイデオロギー的な色彩を薄めて、テクノクラシーの傾向を強めていく前提として、「戦後民主主義」の定着が機能したからである。しかし、いつてみれば、「戦後民主

主義」を越える「もう一つの革命」が必要とされるような状況が近づいてきて、そうしたテクノクラシーの限界が露呈されるようになっていったことも事実である。

さらに、官僚機構の内部における集団主義的な合意形成の方法も、利点とともに欠陥をもっていた。成長の時代には、全機構が一丸となって既定の路線を進むことが必要であった。しかし、転換の時代には、さまざまな可能性を模索するために、多様な意見を公開化し、多角的・立体的な討論を展開することが必要になる。そのためには、根まわしによって一〇〇%の合意をつくり、すべてのメンバーに、一〇〇%のコミットメントを期待するというような運営の方法は、有効ではなくなっていく。官僚機構自身のなかに、異なる意見が形成され、その討論を通じて状況の認識が深められていくといった状態が存在することが、重要な意味をもつ。一般的に言って、状況の変化にまず敏感に反応するのは、多数者ではなく、ほとんどつねに、革新的あるいは異端的な少数者であると考えられ、一つの組織が変化にたいして敏感に対応できるかどうかは、しばしば、その組織のなかのオーソドキシイが、つねに相対的な権威しかなかった、多様な見解が組織そのもののなかに内在しているがゆえに、情報処理と判断の多角的・立体的構造が機構的に保証されているかどうかによって決定されるのである。

日本の官僚機構が、右のような要素をまったくもたなかったと考えるのは、おそらく誤りであろう。現実には、たとえば、省庁間の見解の相違が、ときには、政府の判断の多角性の一つの保障となる可能性もあったと思われる。通産省が既定路線を走りつづけている

の固定性・安定性とも、関連していると思われる。

以上に述べたような問題は、いわば、官僚機構の限界を示すものであって、基本的には、官僚機構自身あるいは官僚自身にその限界を破ることを望むことは無理な話だといわなければならない。むしろ、官僚機構があまりにも効果的に統治を担い、そのゆえに、いわゆる「行政が政治を代行し、立法府が政治の場として機能しなかった」ということが問題にされるべきであろう。現実には、転換期の政策の選択をめぐる系統的な討論が一九六〇年代を通じて議会でおこなわれたという形跡は存在しない。私が現在知っているかぎりでは、この時代に、見るべき代替的政策を示した有力な政治集団は一つもなかったように思われる。政治は行政以上に貧困であった。そればかりでなく、政治そのものが行政化してしまっていたのである。

## 2 保守政党の性格

敗戦を迎えたとき、日本の保守派の政治家たちは、社会主義者たちと同等またはそれ以上の混迷を露呈していた。政策的な準備は何もなかったといってもよい。経済を復興に導いたのは、簡単にいえば、官僚であったし、また民間の人々であった。一九五〇年代における保守派の路線は、アメリカに依存し（しかし、必ずしもほんとうの親米ではない）、反共をつらぬき、「民主化」にさえも抵抗するということであった。一九五五年の保守合同も、反社会主義の意識でまとまったものであって、建設的な路線があったわけではない。

一九六〇年の安保改定は、日本の経済力の回復を背景に、日本の対米関係をより対等な同盟関係に修正し、国際的地位を高めようとい

ときに、路線の修正の必要を経済企画庁が説きつづけるというような関係も、示されていたといえるだろう。しかし、経済企画庁の発表する「白書」その他の文書も、つねに他の省庁の意見との「スリアワセ」をおこない、外から見たものでは何がほんとうに問題にされているのか（経済企画庁はほんとうは何をいいたかったのか）さっぱりわからないような、あたりさわりのない表現に変えられてから公表されているという場合が圧倒的に多かったのである。まして、各省庁の内部の意見の不一致が一般公衆の目のまえにあきらかにされることはひじょうに少ない。

一九七一年の「円切り上げ」にたいしても、官僚機構の内部に、円切り上げは回避できないし、回避しようとするべきでないという有力な見解が存在していたという事実は、今日すでにあきらかである。しかし、あのときはそう考えていたと今日公言している人々でも、当時、ほんとうに、政府・日銀を支配した考え方を改めさせるために、公然かつ強力な発言をおこなったという場合は少ないのではないかと思われる。現実には、政府・日銀の対応には、理解がたいような誤った立場への固執が示されたのである。おそらく、政策の選択についての判断が分かれるときに、見解の分岐を公然化させることを恐れる空気が、日本の官僚機構においては、特に強く存在しているのではないかと思う。それは、おそらく、どこの国のどんな組織にも存在するものであることはまちがいあるまい。しかし、日本の官僚機構の成功をもたらした「民主的集団主義」（と仮に呼んでおこう）とウラハラに、そうした傾向が特別に強かったといつてよい状況があったと思われる。これは一つには、官僚の人的構成

うものであった。アメリカは、反共戦略網におけるより強いパートナーに日本がなることを期待した。このことが、戦争の記憶のまだ失われていない日本国民にたいする社・共両党のアビールの有効をつよめた。岸内閣は、抵抗を押し切って強行採決し、「戦後民主主義」を過小評価した。だが、社・共両党も「戦後民主主義」を誤解し、このようなタイプの運動の再現はもはやありえないということ、政策の争点が大きく移っていくであろうということを理解することができなかった。

一九六〇年代には、池田内閣・佐藤内閣が続いた。吉田、岸も官僚出身であったが、この二人には、戦前・戦時の日本の政治・外交・行政の匂いがしみついていて、池田・佐藤の官僚臭は、本質的に「戦後」のものであった。ことに池田は、「所得倍増計画」を提示して、保守政治からイデオロギーを消すことに努力した。しかし、それと同時に、政治から「政治」が消え、政治の行政化が進行したのである。

一九六〇年代の保守の統治は、二つの点で、それ以前の保守の統治と区別される。

第一は、支持基盤の変化である。

一九五〇年代の日本は、いわばまだ半農業国であった。一九五〇年には、就業人口の半分かたくが農林漁業者だったし、一九六〇年になっても三分の一以上がそうだった。しかし、一九五〇年代と六〇年代を通じて、農林漁業者の数は急減し、また零細企業の家業従業者なども減り、全体として、いわゆる旧中間層が小さくなっていった。代わって「被雇用者」の集団がふえ、全体として「都市化」



が進んだ。こういう状況のなかで、自由民主党も、その支持基盤を多様化していった。そして、そうした変化の一つとして、大産業の経営者層との関係を密接にしていった。いわゆる「財界」との結びつきが強まり、また公然化した。これは、一方で産業界が復興を完了し、他方で保守合同が実現された一九五五年ごろからの傾向である(保守合同は、財界も強く要請している)。戦後における「財界」と政治の結びつきは、戦前のような財閥グループと政治家の結びつきではなく、経営者支配の確立した現代企業のリーダーたちの集団と、政治家たちとの結びつきである。自由民主党、とくに岸内閣以後、財界は公然と政治資金を寄付し、そのほかに、ことあるごとくに贈賄と区別することのむずかしい業界ごとの献金をおこなうのがあたりまえになっていく。

こうして、自由民主党は、少なくとも二つの有力な支持基盤をもつことになる。その一つは、本来の保守もしくは反動(戦前では、財閥支配に反感をもつ農村の人々の空気は、青年將校たちを右翼の「革新」勢力へ走らせた)の基盤となる旧中間層と、「財界」およびそれと運命共同体の関係におかれている都市の管理者層やその他の人々である。産業界はイノベーションをみずから追求するが、政府にたいして要求するものは、変革よりはむしろ「賄け」のための安全保障であり、その意味での「保護」であったし、他方、旧中間層が要求したのも、本質的に、「保護」であった。両者は、「成長」を希望し、また、歓迎するという点では共通であった。しかし、「成長」のもたらす代償としての「変化の激しさ」は必ずしも歓迎されるものではなかった。既成大産業の利害をより強く代弁し

であった財界の長老は、この点でも保守的だったし、中小企業・農業の代表は、もちろん、保守的にならざるをえなかった。こういう基盤のなかから「産業構造の変革」を推進する政策が生まれてくる可能性はなかった(もっとも、革新政党の側にそれが生まれてくる条件があったというわけではない)。

第二は、保守党の官僚化の進行である。

一九六〇年代の自由民主党の統治は、二重の意味で官僚化していた。その一つは、官僚が実際に政策をつくり、与党がそれをオーソライズするにすぎないというパターンが定着したことである。予算は、大蔵原案がきまれば大体決着であり、政府原案がきまれば、あとは、修正される可能性はない、というかたちが一九七六年までつづいている。もう一つは、自民党の政治家のなかの官僚出身者の数がふえていったことである。

このような官僚化は、一つには旧来の「党人」が、政策技術の高度化・専門化に対応できなくなっていたことのあらわれである。もう一つには、日本の中央の官僚機構が、政治的・行政的人材の選別の頂点に位置しているということの反映である。官僚出身の政治家は、人材選別機関と化している教育を通じて選別されたという「折紙つき」(「東大出」の肩書の多いことを想起されよ)であるうえ、官僚機構の幹部人材養成システムによって、さまざまな政治・外交・行政の現場を経験したベテランとして、群を抜いた実力をもつ。同時に、官僚のOBは、官僚機構の人脈を通じて行政機関を動かすことができる。

しかし、このような、政党の官僚化によって、経済政策の総合的

な調整能力が生まれてくる可能性は、完全に封じられたといっていえない。多年にわたって保守単独過半数の政治が維持されたことは、その傾向を強めた。

(注) 私の学会報告の記録も録音テープも与えられていないため、報告用の要綱を参考にして、いそいで新しく書きおろしたものである。秘密には学会当日の報告のままではないことをお許し願いたい。また要綱のなかの一部の項目は割愛した。

なお、より詳細な分析と基礎資料については、正村『日本経済論』(東洋経済新報社、一九七八年)を参照いただけると幸いであります。

# 国際環境への対応

佃 近 雄

(通産省)

## 一 産業政策における国際環境契機

産業政策は、本来的に、自律性、自己完結性の低い領域であるが、とくに、戦後の産業政策の展開過程を見るとき、それが日本経済と国際経済との関わり合いのあり方によって強く規定されてきたことは、著しい特徴である。この観点から、次の三つの段階を区別することが適当と思われる。

- (1) 一九五〇年代…経済自立化
- (2) 一九六〇年代…国際化への対応
- (3) 一九七〇年以降…新事態への調整

以下、各段階における主要な政策課題と政策の態様を概観する。

### (1) 一九五〇年代…経済自立化

一九四六年から一九五七年に至るまで、日本の貿易収支は毎年赤字を続けた。この時期の前半（一九四六～一九五〇年）においては、米国からの援助が、後半（一九五一～一九五七年）においては、「特需」が貿易収支の赤字をカバーした。このような状況から脱却し、日本経済を自立させること、より端的には、貿易収支を改善し、国際収支構造を強化することが、最大の政策課題とされたのは当然である。

て、新鋭鉄鋼一貫工場が続々と建設された結果、わが国鉄鋼業は、質量ともに世界の一流水準に到達することとなったのである。また、新規産業分野に関しては、輸入制限及び関税保護を通ずる自動車工業の育成、合成繊維工業育成五ヶ年計画（一九五三年）、石油化学工業育成対策」の実施（一九五五年）、政府出資の日本合成ゴム株式会社（一九五七年設立）による合成ゴム国産化、「機械工業振興臨時措置法」（一九五六年）による機械工業の近代化促進、「電子工業振興臨時措置法」（一九五七年）に基づく研究開発の促進と電子部品生産の助成等の諸措置をあげることができた。

上述の各種産業の合理化、育成措置は、輸出基盤の強化、拡充を重要なねらいとしたものであるが、より直接的な輸出振興策としては、たとえば、一九五四年における輸出会議（下部機構として、産業別輸出会議及び商品別専門部会）の設置、同年の海外貿易振興会の発足（一九五八年特殊法人日本貿易振興会に改組）等がある。

こうして、一九五〇年代後半には、政府による産業の保護助成措置及び不況期の調整措置（勧告操短等）と、他方、有力銀行を中核とする企業系列集団相互間の激烈なシェア拡大競争との組み合わせの下に、各種の重化学工業が急速に発展し、その後の輸出拡大、経済成長の産業的基盤が形成されることとなったのである。

### (2) 一九六〇年代…国際化への対応

日本の経済力の充実が進むとともに、貿易の自由化が大きな政策課題として登場してくる。一九五五年に我が国はGATTに加盟し、この時から自由化の方向は定まっていたといえるが、本格的な自由

ある。産業政策の分野では、重化学工業化の推進及び輸出振興に対して、政策努力が集中された。

まず、着手されたのは、主要基幹産業の復興と合理化であり、石炭及び鉄鋼の増産を目指す「傾斜生産方式」の実施（一九四七年）に始まり、鉄鋼業合理化計画（一九五一年）、石炭鉱業における堅坑開発の推進（一九五二年）、造船業におけるブロック建造方式の採用（一九五二年）、佐久間ダム着工（一九五二年）、硫安生産におけるアンモニアガス源転換（一九五二年）等の措置が、政府の支援の下に次々と実施された。主要な政策手段は、日本開発銀行（一九五一年発足）による融資、企業合理化促進法（一九五二年）に基づく重要産業用合理化機械設備の特別償却制度、外国為替及び外国貿易管理法（一九四九年）による輸入原材料割当てと競合輸入の制限、外資法（一九五〇年）に基づく外国技術導入の管理等であった。

朝鮮動乱（一九五〇年六月）によって日本経済に注入された莫大な浮揚力を契機として、拡大再生産過程が軌道に乗る中で、基幹産業の合理化と発展が急速に進んだ。一九五〇年代後半の産業政策の主眼は、重要産業の合理化を更に進めるとともに、革新技術を基礎とする新規産業の育成を図ることになった。前者の典型は、鉄鋼業の第二次合理化計画（一九五五～一九六〇年）であり、この計画に従っ

化政策の展開は、一九六〇年六月の閣議で、貿易自由化率を三年間で八〇%に引上げる「貿易為替自由化計画大綱」が決定されてからのことである。その後、一九六三年のIMF理事会による八ヶ国移行勧告（移行実施は六四年四月）、同年OECDへの加盟、一九六四年からのケネディ・ラウンド関税引下交渉への参加等「開放体制への移行」は急テンポで進んだ。

このような状況下で、産業構造の課題と対応の方向を探るため、一九六一年通産省に設置された産業構造調査会は、三年に及ぶ検討作業の後、一九六三年に答申を提出し、官民協同方式による体制整備を進めることにより、産業構造高度化を推進することを提唱したのである。同答申は最適産業構造の基準として、需要面の所得弾力性基準及び供給面の生産性上昇率基準が重要であるとし、この両基準を充足する産業の発展が、長期動態的観点から望ましいと考えた。開放経済下で、このような産業構造高度化を進めるためには、規模利益の追求の不十分さに基づく企業規模の過小性と過度の競争に伴う多くの弊害に表れている産業体制の弱点を、関係者（産業界、金融界及び政府）の共同努力で克服することが必要である。このいわゆる「協調方式」の考え方は、「特定産業振興法（特振法）」として具体化されたが、特振法案は結局成立には至らなかった。しかしながら、同法案の思想は、その後の産業政策に多くの影響を残すこととなった。

貿易自由化に続く、開放体制化の次の段階は資本取引の自由化である。この問題については、外資による国内市場支配の可能性に対する危惧等から強い警戒論も唱えられたが、政府は、一九六七年六

月、一九七一年度末までに、「わが国経済のかんりの分野において」五〇対五〇の合弁事業の自動認可を中心とする自由化措置をとる基本方針を決定した。資本自由化は、単なる商品面での競争にとどまらず、経営技術や資金調達力を含む総合力において、日本企業と外国企業との競争をもたらすことになる。資本自由化は、したがって、日本産業に大きな試練をもたらすと考えられ、このことは、上述の産業体制論の考え方に新たな意味を与えることとなった。一九六五年の深刻な不況は、危機感を更に強め、このような状況下で、産業再編成を旨とするさまざまな政策が講ぜられた。

第一は、成長分野における構造改善であり、特振法の理念を引き継ぐ官民協調懇談会方式を活用して、化繊、石油化学、紙パルプ、フェアラロイ、鉄鋼等の各種分野で、設備調整や企業の集約化が推進された。第二は、衰退産業または斜陽産業における摩擦の軽減対策であり、石炭鉱業にその典型がみられた。第三は、中小企業の近代化促進である（一九六三年中小企業近代化促進法制定、一九六七

### (3) 一九七〇年以降…新事態への調整

上記の二つの段階において実施された産業政策の目標とするところは、これを一言で表現するならば、復興と先進国へのキャッチアップであった。経済学用語を使えば、動態的比較優位の追求ということもできよう。この政策は、日本経済の自立化と国際化への適応を旨とするものであり、その点について成果を収めたと思われる。例えば、国際収支パターンの推移を見ると、一九四六年から一九五

答申の提起したような一般的基準を基礎として、体系的に展開されたものではなかったというのが実態と思われる。現実の政策は、戦災からの復興、貿易収支構造の是正、自由化への対応そして資本自由化への適応というように、次々に生起する課題へのレスポンスとして立案、実施されたものであった。保護、育成の対象となった産業は、戦争直後の時期においては、工業生産の基盤をなす部門であり、その後においては、欧米先進国に成立していた諸部門だったのである。一般的、理論的クライテリアに依拠して選択されたわけではない。なお、更に、Brookings Institutionの研究報告(Asia's New Giant)が指摘しているように、多くの業種が政府の選択的助成を受けることなく、成長、発展を遂げた事実も注意される必要がある。

一九七〇年代に入ると、ニクソン・ショック(一九七一年)、主要通貨のフロート制への移行(一九七三年)、石油危機の発生(一九七三年)、そして最近における黒字不均衡の激化と貿易摩擦問題というように、世界経済の変貌及び国際経済の中におけるわが国の地位の変化を反映する諸事件が継起した。要約すれば、アメリカの強大な経済力を支柱として運行してきたガット・IMF体制の行き詰まり、他方、日本経済の急成長と、それに伴う国際経済上の日本の地位の巨大化が新事態の背景をなすものといえる。一九六〇年代末まで、わが国は、国際経済の変化に受動的に、そして巧みに適応することを通じて、急速な経済発展をとげることができた。一九七〇年代に入って生じた新事態は、このような従来のわが国のビヘイビアが有効性を喪失したばかりでなく、むしろ、マイナスの効果を及ぼすに

七年の間は、年々の貿易収支が赤字であったのに対して、一九五八―一九六三年には、赤字と黒字が交代的に表われるようになり、更に、一九六四年からは毎年輸出超過で長期資本取引は純流出という姿に転化したのである。

ところで、国の内外を問わず、一九六〇年代末までのわが国産業の発展と経済の急成長を(そのマイナスの側面も含めて)自ら、あるいは主として、通産省を中心とする政府によってとられた産業構造政策の成果(または責任)とする見方が多い。事実即して考えると、この見方は不正確であり、政策の役割について、全く当たっていないとまでは云わなくとも、過大評価の誇りを免れないと思われる。産業構造の望ましいあり方についてグローバルな構図を描き、そのような構図に現実の産業構造を接近させて行く政策体系を産業構造政策というならば、現実に行われた政策が、そうした意味での産業構造政策であったとは云い難いのではない。たしかに、前述のように、産業構造調査会は、その答申において高所得弾力性及び高生産性上昇率を最適産業構造の基準と考え、この両基準に合致する産業の育成を中心として、産業構造の高度化を推進すべきことを提唱した。この答申は、上記の意味での産業構造政策の意図的な展開が行われた証左として、しばしば言及されるところのものであるが、同答申の日付が一九六三年十一月であることが注意されなければならない。この時点までに、選択的な産業育成政策の主要なものは、既に展開され、その使命を概ね果たし終えていたのである。すなわち、産業構造調査会答申は、現実に行われた個別の政策を事後的に追認、正当化するものだったのであり、重化学工業化政策は、

至ったことを意味するものである。今後の産業政策は、国際経済の新しい状況とわが国の力とを正確に評量し、殊に、わが国の行動の果たすべきさまざまなリパーカッションを考え、その上に立って、冷静、着実に国益の追求を図ることを主軸として構成される必要がある。

## 二 国際経済の新しい状況

### (1) 相互依存関係の進展

戦後の国際経済は、貿易取引はもとより、資本、経営資源、技術など、あらゆる分野で緊密化の一途をたどってきた。国際経済取引の急速な拡大にともない、各国経済は、さまざまな径路を通じて強く結びつけられることになった。すなわち相互依存関係の進展である。ここで重要なものは、相互依存度の増大は、国際関係の調和を自動的に保証するものではなく、むしろ多くの政策課題を提起することに留意することである。マクロ経済政策の分野では、リチャード・クーパーが指摘したように(Economics of Interdependence, 1968)、相互依存度の増大は、一面では各国経済に対する外部からの攪乱の可能性を高め、他面では、政策効果の外部への洩れ(リーク)の程度を増大させることとなり、その結果、政策の有効性を低下させる傾向がある。また、多国籍企業の発展やユーロマネー市場の拡大を通ずる国際金融の一体化は、国際経済の緊密化に大きく貢献する面、時として世界経済への重大な攪乱をもたらす可能性を含んでいる。更に、貿易取引の分野で典型的に表れているように、国際的接触の増大は、利害の対立や摩擦の発生を高める副作用

を免れ難い。ガット及びIMFを中軸とする戦後の国際経済の枠組みは、国際経済の拡大と経済成長の促進に多大の寄与をしたが、その帰結でもある上記の諸問題に対して、有効に対処するメカニズムを十分に具えてはいない。国際経済関係の緊密化が進むほど、またその進展を可能とするためにも、国際的対立を防止し、国際関係の調和を図る努力を強化する必要がある。この必要は、わが国にとって特に大きいと考えられる。

### (2) 国際経済関係の政治化

アラブ産油国による石油戦略の発動は、経済と政治の結びつきを極めてドラマチックな形で表現した。エネルギー問題に限らず、南北問題、一次産品問題、更には個別商品の貿易問題に至るまで、最近、国際経済上の諸問題が政治的な意味を帯び、政治的観点から取り扱われる傾向が増大している。このような国際経済関係の政治化現象をもたらした要因としては、上述の国際的相互依存度の増大のほか次の諸点をあげることができよう。

① 各国で政府の経済問題に対するコミットメントが増大したため、対外経済関係が国内政治上のインプリケーションを持ち、また国内政治への配慮が対外関係の処理に大きな影響を及ぼすようになった。

② 世界政治の構造が変化し、米ソの二大スーパーパワーの対立を軸とする二極体制(Dipolar system)から、多元体制(Polysystem)への転化が進んだ。その中で、とくに、産油国を中心とする発展途上国の発言権と影響力が増大した。

## 三 若干の政策問題

### (1) 貿易問題

前述のように、相互依存関係の深刻化は、各国の立場からすれば、世界経済の状況変化に対する sensitivity、vulnerability の増大をもたらし、また、総体として国際関係における conflict のチャンスを増大することとなる。このことが最も頻繁に、また尖鋭な形で現実化するのは貿易取引の分野である。その上、前記の国際経済関係の政治化現象が加わって、貿易摩擦問題は、時として国際関係の緊張の源泉となる。わが国にとって、安定した円滑な対外関係の維持が死活的な重要性を持つことはいままでもないところであり、貿易問題の処理に深甚の注意を払う必要がある。一つの方向は、極めて困難なことであるが、経済関係の非政治化(apolitization)に意図的な努力を払うことであり、そのためには、政治、文化等広い領域にわたって良好な対外関係の維持、培養に努めることが有効と思われる。良好な対外関係は、円滑な国際経済取引にとって、不可欠の下部構造をなすものといえよう。

先進国間のいわゆる水平貿易の進展は、戦後における顕著な潮流であり、わが国もこの方向を進めて行くことが必要である。その際注意を要するのは、輸出側と輸入側とで、利益のバランス、対称性が欠如している、または不十分にしか存在しないという点である。経済理論上は、貿易の利益は輸出側と輸入側の双方に帰属する筈だが、現実には、政策当局や産業界の見方からすると、そのように受け取られていないのではないか。もっと端的にいえば、自国でも

③ 資源の需給関係の変化により、供給国側の立場が強化されたほか、富と所得の分配の公正化への要求の増大など、国際経済上のイッシュューが増加した。このことは上記②の事情とあいまって、国際経済関係を複雑化させ、また、利害対立の可能性を高めている。

元来、ガット及びIMFは、それぞれ貿易と金融の分野で、国際取引を律するルールを定めるとともに、紛争が生じた場合にこれを処理するメカニズムを規定することによって、経済を政治の領域から切り離し、経済問題は経済の範囲内で処理可能にすることを、その重要な役割としていたと考えられる。ガット・IMF体制は、この役割についてかなりの成果をあげてきたが、近年における国際経済の政治化傾向は、この面でも、ガット・IMF体制が行き詰まったことを示すものである。

### (3) 日本経済の巨大化

この点については多言を要しない。上述の諸点との関連でいえば、わが国の行動が世界経済に大きな影響を及ぼし、そのことが、またわが国自身の経済や産業活動にはね返ってくることに注意する必要がある。したがって、世界経済を所与のものとし、これに受動的に対応するという、いわば気楽なアプローチはもはや適用しなくなっているのである。国際経済学の概念を用いれば、一九六〇年代中頃までわが国について概ね妥当していた「小国の仮定」が当てはまらなくなったといえよう。

生産可能な商品、いわんや、現に国内生産を行っている商品について、他国からの輸入が急増することを、輸入側としては貿易の利益とは考えにくいということである。これに対して、輸出側は、輸出の増大を明白な利益として認識する。これが経済理論上はいかに不合理な考え方であるとしても、現実にはそのような考え方が影響力を持っている以上は、慎重な対処が必要である。この観点からすると、対先進国貿易関係における輸出入の不均衡が過大化することを極力避ける必要がある。当面の状況でいえば、欧米諸国からの工業品輸入の拡大に努める必要がある。

### (2) 不確実性への対応

経済活動をめぐる諸条件に関して不確実性が增大しているのは、最近の顕著な傾向である。もとより、いかなる経済主体にとっても、その行動環境の将来の動向に関する予見可能性は限られたものでしかなく、そのため、不確実性下の意思決定を不断に迫られるという事情は常に変換することがない。しかしながら、近年この問題の重要性が増大してきたのは、直接的には、石油危機に端を発する世界経済の混乱による所が大きい。更に根本的な要因として、①日本経済と国際経済との結びつきの深化により、日本経済の環境が拡大、複雑化したこと、②既述の国際経済の政治化傾向により、各国の行動を単なる経済原則をもって推し量るのが困難となった、③国内的にも経済活動の自律性が低下し、政治、社会、文化など各種領域との相互浸透が深まったことなどが指摘されよう。こうした事情によって、不確実性が増大する一方、技術の高度化、経済規模の巨大化、

社会システムの複雑化等のため、意思決定が行われてからその効果が発生するまでに要する時間、すなわち「リード・タイム」が長くなり、このことが、不確実性への対応を一層困難な課題としている。不確実性の問題への対処は、あらゆる分野の政策においてきわめて重要な課題であり、産業政策にとっても配慮を要する多くの問題を提起する。最も根本的には、環境条件の変化に対する柔軟な適応の能力を涵養することが重要であり、この観点からすれば、特定の産業構造の形成ではなく、産業のパフォーマンスの向上を図ることが政策の眼目となるべきであろう。また、状況変化への対応という点から、政策目標の変更を要する場合が生じうるので、この可能性に常に備えておくことが必要である。そのためには、政策上の諸目標の優先順位に関して、明確な考え方を持つことが必要となる。

できるならば、制御不可能な要因を減少させ、少なくとも外部の要因に対する影響力を高めることが、不確実性の縮小に有効なことは明らかであり、この観点から、対外関係の安定化に努めることは極めて重要な意義を有すると考えられる。

リード・タイムの問題については、できる限りその縮小に努めるべきことはいうまでもないが、更に、リード・タイムの長短に応じて、つまり、一定の時期に効果を生じさせるためにはいつまでに意思決定を行う必要があるかという見地から、諸政策課題の時間的整序を図ることが重要であろう。

## 報告・討論の総括

日本における産業構造変革のための政策をめぐって、その課題・政策主体・国際環境に焦点をすえたこれらの諸報告、およびそれをめぐる討論は、過去の論議へのコメントに止らず、きわめて新しい先端的内容をもつものであったと思う。多軸多面的に展開されたこの論議を総括し、問題点を提示することは、とうてい筆者のないうところではないので、ここでは読者の方々に、それぞれの立場と問題意識にもとづいて、論点整理をしていただくための「たたき台」を提供するに止めたい。ご諒承をこう次第である。

この共通論題での問題点は五つあったように思われる。

第一は、産業構造政策の課題の変化についてである。それは、一九六五年ごろまでは、そのときどき発生し、解決に迫られる問題に事後的に取組んで、それをなんとかこなしていく(ないしは高度経済成長の過程で問題そのものが解消していく)という経過をたどっていたといえよう。

しかし現代は、政策課題の発見と設定の仕方、その優先順位、なにを問題としなにを問題としないかなど、政策担当者が問題の先取りを考えなければならぬ時代となっている。産業構造政策の課題は大きく変化したのである。

第二に、今日、省資源・省エネルギー・低公害・過疎過密の解決

(後記)

本稿は、筆者の個人的見解である。

第一節「産業政策における国際環境契機」については、筆者の旧稿(加藤、中村、新野編『経済政策(3)日本の産業政策』第二章、一九七一年有斐閣)を利用した。また、筆者は、大会での報告後、産業構造審議会報告「持続的成長への課題と産業政策の方向——産業構造ビジョン実現のために」(一九七七年八月通商産業調査会刊)の原案作成を担当し、その際、大会報告で述べた考え方を敷衍する機会を得た。したがって、本稿第二節「国際経済の新しい状況」及び第三節「若干の政策問題」は、産構審報告第一章「持続的成長の課題」と重複するところがある。

中村秀一郎  
(専修大学)

・国際的経済紛争の緩和といったように、あるべき構造ビジョンを描くことはそれほど困難ではないが、産業構造変革を実現する筋道を描くことはきわめて容易でないという問題である。飯尾要報告へのコメントのなかで安部一成氏は、変革の担い手の群生を計ることのむずかしさ、また評価基準の形成・集権化に対する分権化の推進のための合意形成のむずかしさを、地域社会のレベルでの体験から強調されていた。また異なったコンテクストのなかで変革のために不可欠な、勤労者参加の問題についても、それを推進しよく機能させるためには多くの難問がある。

この筋道に関して飯尾氏は、資源・情報アプローチによって「大企業自律型システムから国民共同型システムへ」と注目されるべきシステム転換の必要を強調されたが、ここでもこの転換のためのシナリオの問題は残されている。

第三に、政策選択のための新しい基準の必要性という佃近雄氏の提起された問題がある。氏はここで「コントロールできない要素を減らす」「選択の中を確保する」「コストをかけてもリスクに対処する」といった一連の新しい発想を提示されているが、それは選択のための視野の拡大という問題に通じている。だがこの発想を生かすことは実際にはむずかしい。

政策担当者の悩みを語られたようにも感じられたこの報告から、筆者はわが国の官庁も企業も問題対応・解決能力は抜群だが、問題提起・総合調整能力は逆に弱い、しかし今日では後者の重要性が増しているということを考えざるをえなかった。

広範囲の総合調整能力の開発と不可分な新しい基準の作成とその浸透のためにわれわれ研究者はなにをなすらるであらうか。

第四に、不確定性への対応という問題である。今日、産業構造の転換のために、新しい構想を追求することは、一定の意味があるとしても、それだけでは全く不十分であり、佃氏の表現によれば、予測できない問題の発生にさいして、ただちにそれに対処する適応能力を育てることの方がより重要なのである。

それは過去をふりかえったとき、正村公宏報告が、資本自由化対策にふれて、あの時期には、スケールメリットが重視されたが、より重要な政策課題は「構造的ダイナミズム」の確保であり、事実これが確保されたからばこそ、日本産業の今日があると指摘されたことと共通する問題意識であるように思われる。

第五は、そのコメントのなかで飯田経夫氏が、おそらく学者が一番遅れているのではないかと指摘された変化の程度の正確な認識についてである。社会保障・福祉であれ、公害防止であれ、資源・エネルギー節約であれ、これらに関連する政策はすでに進められており、今日何が解決され、なにが未解決であるかを正確に把握することが、これらの政策を検討する大前提であるはずだ。

たとえば竹中一雄氏はさいきん、七三年と七六年とを比較してGNP実質成長率七・四%に対し、石油輸入量増加はマイナス六・九

%にすぎず、石油対GNP弾性値はかつていわれていたような一・一とか〇・九とかいう値では全くなくなっていると指摘されているように、現実はいわゆる流動的なのである。

激しい現実の動きに有効に対処するためには、新しい情報の入手に積極的でなければならぬが、そのさい研究者のおかれている不利な立場を克服するためには、そのソーシヤル・ニーズへの洞察力を高めることが不可欠のように思われる。

産業構造変革のための政策というこの共通論題は、われわれにこの問題をめぐる多くの未解決で困難な課題を鋭く示すことによつて、これからの経済政策研究へのよき刺激となったと思う。報告者・討論者各位にお礼申上げる。

## 〈自由論題〉

### 人口と経済成長について

#### 一 はじめに

一般に、経済プロパーでの投資や消費の社会的な見返り効果と、人口コントロールのための諸々の支出の、社会的な見返り効果との対比がかりに可能とした場合、問題となるのは、たとえば、人口コントロールのための必要経費の配分や、その財源調達がいかに行なわれるかということであろう。また、この場合、無視できないのは、これら経費やその財源自体が、いずれも所得一般の従属変数になつていくということである。さらに、この所得一般は資本蓄積の水準の変化に左右されるはずであり、他方、この資本蓄積の水準は、人口の変動と技術進歩率がその規定因子に少くともなつていようにおもわれる。以上のような一連の関係は、いわゆるハロッド的な意味でのアンチノミーが、人口と経済成長との間を往復するという関係を少くとも私には含意しているようにおもえる。この種の往復運動の制御と調整——まさにこれが、冒頭に述べた二つの社会的な見返り効果相互間にとめられるトレードオフの問題それ自体といふことなるようにおもわれる。したがつてこの論稿では、人口コ

ントロールのための支出一般の、経済的な効果を明確にしうる論拠を可能な限りしめして、人口と経済成長との関係を最適な形で調整できる第三の回路を、模索しようとおもう。

#### 二 基本モデルの展開

まず各変数記号の説明をする。 $W$ は社会的厚生関数、 $\phi$ は生産関数、 $K_t$ は時点 $t$ での資本投入量(ただし、非負)、 $L_t$ は時点 $t$ での労働投入量、 $K$ は資本増分、 $N$ は人口増分、 $N_0$ は人口数初期値、 $K_0$ は資本初期値、 $N^*$ は目標時点での人口数、 $K^*$ は目標時点での資本の大きさ(なお目標時点では一人当り生存消費の大きさは最大になるものとする)。 $T$ は目標時点、 $c$ は一人当り消費、 $\bar{c}$ は一人当り消費の最小水準。 $F$ は所得のなかでしめる資本増加のための必要経費の大きさ、 $F^*$ は所得のなかでしめる人口増加のための必要経費の大きさ、 $F^*$ は所得のなかでしめる人口抑制のための必要経費の大きさ、 $P$ は社会的厚生水準の最大値。さて、 $T$ での $N$ と $K$ の実現のためには、 $N_0$ と $K_0$ を実際に増進せせうると $K$ と $N$ との調整が必要となる。この調整の径路は、 $\text{minimize} \int_0^T (W - W_0) dt$ でしめられるが、これの制

木村 徳 丸

(三重短期大学)







# 公害と体制問題への一試論

—「環境の社会的所有」をめぐる—

村尾 賢

(神戸大学)

## 一 本研究の課題

この論題を考へ始める動機となったのは、米国の経済学者M・I・ゴールドマン教授の著書『ソ連における環境汚染』(都留草人監訳、岩波書店、昭和四十八年刊)を読んだことである。一般に公害は資本主義的市場機構と深い係わりをもつものと考えられている。その認識自体に誤りはない。だがそのことは、生産手段の国有化社会的所有化を実現した社会主義体制においては、公害問題が解決されているということの意味しない、という現実を、ゴールドマン教授の著書は読者の眼前につきつけるのである。この本は客観的かつ実証的方法に貫かれており、読者に対して強い説得力をもっているように思われる。

このような事実認識に立つとき、公害は資本主義であると社会主義であるを問わず、工業化と都市化の進むところ体制を超えて発生しているものであると考へなければならぬ。だとすれば、政治経済学の立場からはいったこれをいかに理解すべきであろうか。この問題を考へる過程において筆者は、環境問題の解決のためには「環境の社会的所有」を実現することが、最も基本的かつ不可欠の課題であると考へるに至った。それでは「環境の社会的所有」と

はいった何か。その根拠は何か。またそれは現実性をもちうるのか。生産手段や自然資源の国有化社会的所有が実現されている社会主義国において、あらためてそれが必要であるか。また資本主義社会においてそれが実現可能か。これら一連の問題を明らかにすることが本稿の課題である。

## 二 体制と公害

### 1 資本主義体制と公害

資本主義的市場機構が公害問題と深い関係にあることはほとんど議論の一致するところである。人間にとって本来的に社会的なものである水・空気などの自然資源が、私的に利用されるために公害が発生しているという意味で、それは「私的所有と社会的生産の今日の矛盾なのである」と伊東光晴教授は述べている(『現代経済を考へる』岩波新書、一九七三年刊、一四九頁)。そうであるとすれば、資本主義体制における環境問題解決の基本は、環境の私的所有(利用)を社会的所有に変革することで行わなければならない。

### 2 社会主義体制と公害

社会主義国ソ連において公害が多発している原因についての、前

述のゴールドマン教授の指摘を要約するとほぼ次のように言えよう。

- ①主としてイデオロギー上の理由によって土地や水が価格をもたない。またそれらの機会費用も考慮されない。
- ②私有財産制度がないため、汚染、開発などへの反対が少ない。以上①②の理由から、自然が濫費されやすく、土地収容と開発、改造、用途変更などが著しく容易になる。
- ③生産目標達成が至上目標とされるため、環境への配慮が後回しとなる。そのほうが工場長の成績は評価され、従業員の給与は増大する。
- ④国家工場が汚染者となるため、汚染に対する規制が不十分となる。
- ⑤欧米先進国に追いつくために、経済成長を加速化する政策がとられるため、自然に対する攻勢が猛烈となる。

以上のうち③④は狭義の制度上の問題である。

このようなゴールドマン教授の指摘は、事実認識に誤りがない限り肯定せざるをえないように思われる。

だが筆者としては、いま一つ、最も基本的な要因の存在を指摘したい。それは、ソ連においては主要な生産手段が国有化社会的所有化され、同時に土地、鉱区をはじめ海、河、湖などの自然資源もすべて国有化されている。だがこれら土地をはじめとする自然資源の国有化について考へてみると、これらを生産手段としての側面において国有化するにとどまり、生活手段としての自然資源の国有化社会的所有化が行なわれなかったのだ、ということである。言

い換えると、自然資源は国有化されることによって生産手段としての性格を強め、生産手段としてのみ管理され、処分される傾向を強めたということである。だが考へてみると、大気、水、土地およびそこでの生態系(ecosystem)といった自然資源は、生産手段である前に、何よりもまず人間が生きていくための基盤、すなわち生活手段なのであって、この側面が閑却されるとき環境問題は激化せざるをえないであろう。これがソ連において公害が深刻化している最も基本的な原因であると考へる。

## 三 「環境の社会的所有」とは何か?

### 1 環境の所有とは

まず「所有」とはいった何か、という点について考へてみよう。鈴木祿弥氏によると所有とはほぼ次のように要約される。

「①狭義の所有権すなわち近代的所有権は私有財産制度の法的表現であり、物に対する直接的・全面的支配権である。②所有権は物権の最も基本的なものであり、これに対する侵害は刑法の対象となり、民法上は不法行為として賠償、返還、差止め等を要求される。③所有権者は法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益、処分をする権利をもつ。」(『岩波経済学辞典』——所有権)

所有を右のように解するとき、「環境の所有」ということが成立しうるであろうか。前記③の視点からみると、まず環境を「使用」することは可能である。これまでは大気、水などの環境を自由財として無償使用してきたが、これらを汚染することによって排他的に使用するようになったことが公害を発生させているのである。排他

的使用は私的使用の別表現といえよう。

環境からの「収益」もまた成立つ。企業は大気、水などを無償で利用することによって生産を行ない、収益をえているのである。また環境の「処分」も可能である。土地を開発し、道路、鉄道、空港を建設すること、これらはずべて環境の改造をもたらし、環境を「処分」することに該当する。

かくして環境は、「使用」し、「収益」し、「処分」することができるという意味で、所有権の対象となることができる。それは決して抽象的なものではない。環境の所有権の根拠は、環境が「稀少性」をもつようになったことである。

## 2 環境の社会的所有とは

すでに述べてきたように、「環境の社会的所有」化が体制を超えた課題であるとすれば、それが具体的にいかなるものであるかを考えてみなければならない。

その基本的な形態を考えてみると、まず考えられるのは環境の国有化あるいは地方自治体等による公有化である。だがすでに述べたように、社会主義国における自然資源の国有化は公害問題の解決については無力であった。また資本主義国であるわが国の場合も、海や河川の「公有水面」の所有権は国家に帰属しており、その管理は地方自治体に機関委任されているのであるが、瀬戸内海や東京湾にみるように、それが恐るべく汚染されていることは周知の事実である。これらの事実をみると、体制のいかんを問わず、通常の意味での環境の国有化や公有化は、公害問題に対して効力をもたえない

制が確立している土地を含めることは不可能であろう。だが現在、土地の私有権上の空間においても公害が深刻化している事実をみれば、土地の所有権と環境保全の關係は間接的なものにすぎないことが理解される。逆に、社会的所有化された環境のなかに土地が含まれないことは、致命的な弱点とはならないであろう。

資本主義における環境の社会的所有の現実性を考える場合重要なことは、それが生産手段の社会的所有とはその政治経済学的意義を全く異にするのだ、ということである。すなわち生産手段の社会的所有は国有化は、ブルジョア階級の手から権力の経済的基礎を奪取し、これをプロレタリアートの支配の下に置くことを意味する。それは生産手段が剰余価値・利潤生産の源泉であり、その所有権をもつことが、一国の政治経済を支配する基礎となるからである。これに対して環境は、いわば地域住民にとっての特殊のかつ一般的な「社会的共同消費手段」(宮本憲一『社会資本論』の用語を借りるなら)なのであって、剰余価値を生産しない。したがってまた階級支配の経済的基礎となるものではない。それゆえ環境の社会的所有化は資本主義体制下における一つの修正を意味するにすぎず、体制の変革なくして実現可能であると考えられる。

とはいえ、環境の社会的所有化は企業の利潤追求と、公共事業の遂行に大きな制約条件を課することになるので、資本主義体制下におけるその実現は決して容易ではないであろう。

## 2 社会主義体制と環境の社会的所有

すでに述べた理由によって、ここでは生活手段としての環境の、

と考えられる。

だとすれば、環境保全の効果を実際にもちうる「環境の社会的所有」とは、その環境内に生活空間をもち、環境被害の影響に関して最も強い関心をもっているところの、当該地域住民による環境の直接的所有に支配を措いては考えられない、ということがなるであろう。そのための具体的方策としては次のようなことが考えられる。

①環境の所有権が当該地域住民に属することを、立法によって明確化する。

②環境の使用、処分に關する事前調査(アセスメント)、計画、実施、追跡調査と評価、計画変更と生産差止め、などについて、地域住民による直接参加の制度化。

③環境の使用料の徴収

ここに環境の使用料とは、当該地域で生産を行なう企業から公害予防費用とは別に、環境使用の価格として地域住民に支払われるもので、これによってはじめに環境の稀少性が価格に反映されることとなり、環境使用節減への誘因が企業に対して充分に働くこととなるのである。その収入は地域の環境改善と住民福祉のために使用されるべきである。

## 四 環境の社会的所有と体制

### 1 資本主義と環境の社会的所有

生産手段と財産(土地を含む)の私有制を基礎とする資本主義体制において、環境の社会的所有の実現が可能であろうか。

資本主義体制における環境の社会的所有においては、すでに私有

真の意味での社会的所有化が実現されなければならない。だが現在の社会主義国において、それは可能であろうか。

環境の社会的所有の実現について、社会主義が優れている点は、土地の私有制がなく国有化されているということである。だがここにいう意味での、地域住民の直接所有という形態での環境の社会的所有は、いわばコンミュニシヤン的の所有といえるもので、国有を基本とする現在の社会主義体制とは相容れないかもしれない。だがすでに述べたように、それは生産手段の所有とは全く次元を異にするものであり、理論的には必ずしも実現不可能ではないであろう。

## 五 結 語

「環境の社会的所有」は「環境権」の理念をいっそう発展させたものであり、ヨリ根底的かつ具体的であると考える。それは生命と健康、生活の快適さ、景観などすべての環境を守るための基礎となるものである。

環境の社会的所有の実現は、資本主義であると社会主義であるとを問わず、容易なことではないであろう。だがそれは、人類にとって避けて通ることのできない、必然的な道ではないであろうか。

## (付 記)

本報告へのコメントには、法政大学の永井進助教授になって頂いた。永井氏は報告者の考え方に対して基本的に賛成であるとしてうえで、この問題に關連する米國サックス教授の見解やソ連、東独における立法などについてご教示をたまわった。筆者にとって益

するところが大きかったことを記して感謝の辞に代えさせて頂きたい。

なおこの報告を基礎にして書き換えた論文「環境の社会的所有に関する政治経済学的考察」を、神奈川大学経済学会『商経論叢』一三卷三号に発表したため、参照頂ければ幸である。

## 産業政策体系の理論的再構築

### 一 産業政策の現実的課題

報告は、産業政策の日本における過去の経緯に基づいてその問題点及び特徴を指摘して、産業政策の体系的展開の方向性を検討するものである。かかる考察の経済政策論としての意義は、次の三点が指摘される。

- (1) 現実的に影響力の大きかった産業政策に理論的意義を与え、概念の明確化を図ること。
- (2) 現代の混合経済体制に於ける市場機構と非市場機構の接点としての産業政策のあり方の検討。
- (3) 政策目標多様化の時代下での産業政策の再検討。

### 二 産業政策概念の体系的意味づけ

#### (1) 日本の産業政策との比較に基づくOECD報告書の検討

日本での産業政策は、第一に選択的重点産業保護育成政策、第二に政策遂行の方法が集権型であり、第三に経済政策体系に占める産業政策の地位が極めて上位に位置づけられている、という特徴をもつ。これに対して、OECD報告書から上述の三点に夫々対応して次の(1)~(3)が指摘される。

渡辺 梯 爾

〈中京大学〉

- (1) 市場機構に対する信頼度の強い米・西独に比べて、日本・仏・北欧諸国では選別的直接介入型の産業保護政策の色彩が強い。
- (2) 米・西独では分権的政策遂行方式に特徴があるが、日本・仏・北欧では官民協調体制の集権的特徴がある。
- (3) 米・西独では経済政策に占める産業政策の役割は極めて限定的で下位概念として位置づけられ、競争秩序の維持を主眼としたものである一方、日本等の諸国では産業政策に戦略的性情が与えられてきた。

#### (2) 産業政策の役割と定義

かかる考慮に基づいて、産業政策が第一に「ある特定の判断基準に従う産業間資源配分の策定を企てる政策」としての産業構造政策と「産業内における企業間の競争秩序を維持する政策」としての産業組織政策との複合概念から成ると規定できる(但し、後程政策の体系として前者を補完する公共政策をつけ加える)。そこで、産業政策に関する米・西独型の考え方と日本・仏・北欧型のそれとの相違点は次の二つの点に区別される。第一には、経済政策全般での政策手段体系の枠組におけるマクロ的な総体的管理政策と産業構造政策の相互関係におけるそれである。第二には、産業政策の中での産

業構造政策と産業組織政策との相互関係における相違があり、前者の位置づけ如何が産業政策のあり方自体をも規定する要因となる事実がある。

このような相違の生じた背景として次の三点が指摘される。

(1) 国際経済環境との緊張度が日本の保護主義政策を許容しうる程度であったため、「小国の仮定」に立つ産業政策の採用が許された。

(2) 加工貿易立国としての日本にとって、資源の入手可能性が限定されている状態の下では、現実的にも潜在的にも稀少生産要素としての性格をもつ資源の利用に際して政策的あるいは計画的配分が必要とされていた。

(3) 国内要因としての土地利用上の窮屈さが経済発展を遂げる上において選択的産業振興の道を選択させることにつながった。

転換の時代に直面した日本の産業政策において、(1)の条件はなくなり、「大国の仮定」への転換が必要とされる。また、(2)の資源の稀少性に関する条件は基調として不変ながら、資源輸入の自由度は高まったから、この点からのみ言えば、固定的な省資源型産業構造政策の策定に至る必然性はない。(3)の土地の稀少性は環境問題を考慮して、従前と同様の制約が存在すると看做される。

即ち、環境制約を考慮しつつ「大国の仮定」に立つ産業政策を構想することが必要とされる。

### (3) 新たな産業政策の構想

改めて、産業政策を構想する際、求められる条件は次の五つの点

## 三 産業政策と動学的資源配分

### (1) 産業構造政策と産業に関する公共政策

二で定義した産業政策の中で、先ず、産業構造政策及び産業に関する公共政策に対する検討を行なう。それらは、夫々、市場が不完全にしか機能しない領域あるいは本来市場の存在が前提できない局面に保つる政策であり、市場の存在を前提とする産業組織政策とは区別される。

先ず、産業構造政策は動学的資源配分における市場の失敗に対応する政策と位置づける。それは不確実な異時点に及ぶ財の市場形成が困難なために生ずる市場の失敗であり、指示的計画の導入により、ある程度の対処が期待できる。次いで、外部性の発生する場合、特に技術的外部不経済の影響が将来に及ぶような場合、市場的解決に委ねられず、産業構造政策と産業に関する公共政策とのコンビネーションによる公的介入の必要が生じる。その根拠として次の四点が挙げられる。

(1) 動学的外部不経済は一般に、空間に対して非可逆的な影響を及ぼし、しかも現在の世代の活動の結果一方的に将来世代に及ぶ影響は、現時点での一時的解決によつては防ぎえない。

(2) 産業活動は将来にわたり空間の占有を伴うにも拘らず、土地というストック市場のみの取引によって将来に至る土地のサービス・フローを一括した形で一回限りの市場取引に反映させることができない。

(3) 土地のサービス・フローの外部不経済効果は産業の技術的性格

が差げられる。

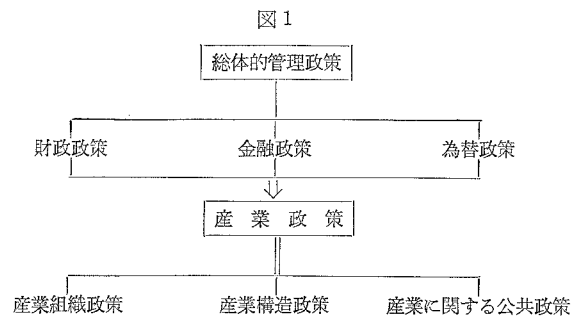
(1) 「先進国へのキャッチ・アップ」という旧来の政策目標が陳腐化したため、それに代わる規範的政策目標の設定。

(2) 国際環境の変化に伴って総体的管理政策に固有の重要な機能づけが要求されるため、それを産業政策の上位政策として位置づけること。

(3) 国際競争力強化の為の国内産業保護という「小国」的立場は許されぬ状況において差別的産業組織政策は好ましくなく、産業組織政策固有の領域を正当に評価して産業構造政策の干渉を排除すること。

(4) 産業構造政策の意義については「市場の失敗」の観点から見直し、その作動領域を明らかにすること。

(5) (4)の意義を補完的に作動させる為の「産業に関する公共政策」に明確な原則を与えること。かかる(1)~(5)の原則を踏まえて産業政策を位置づけ、図1の形に整理してみた。



により相違する。

(4) 産業活動に伴なう環境負荷は産出一単位当りの原材料としての資源投入比率が高いほど高くなる。

このような理由から、かかる二つの政策に関して次のような要請がされる。

(1) 外部効果が異時点間に及ぶ場合の産業構造政策は産業保護の立場から産業規制の立場に転換すること。

(2) 「弱い」産業構造政策を補完的に支える「産業に関する公共政策」を導入する。

(3) 産業構造政策及び産業に関する公共政策は、特定の価値判断に偏しない「指示的計画」の一部として位置づける。

### (2) 産業政策体系における産業組織政策の役割

産業組織政策は市場の機能低下に対して機能の維持・強化を図る政策であり、従来弾力的運用に従い協力的立場に甘んじてきた状況から転換すべき事情にある。ところが、産業組織政策は、競争を維持し独占を防止する独禁政策と、競争を制限し別途規制を加える政策のいずれを強調するかが問題となる。独禁政策は、消費者主権が貫徹される競争的市場成立のための制度的基礎としての役割を果たすことが期待され、産業組織政策の中心的立場を占めるべきであろう。そのため、競争制限政策は消費者保護の観点からのみ正当化され、当該産業従事者への保護を目的としたそれは排除されなければならない。

#### 四 機能的産業概念のフレーム

##### (1) 機能的産業概念を必要とする理由

産業構造政策及び産業に関する公共政策を中心に構成される指示的計画に実質的意味を与える分析単位として産業概念の純化が必要になり、空間利用における産業の機能的位置づけが求められる。即ち、動学的資源配分における市場の失敗は、空間利用における計画的要素の導入による対応が必要となり、産業の機能的把握による産業概念の純化が必要となる。

##### (2) 産業活動と空間利用

機能的産業概念とは、産業を垂直分業の段階によって分けられた産業概念を意味し、低加工度の産業ほど立地自由度が低く、加工度が高まるほど立地自由度も高くなる。そして加工度の低い産業は産出一単位当たり素原料投入比も高く、より環境負荷も高くなる。よって、環境規制のルールを垂直分業の構造に従って作成すると、公共政策のルールともなりうる。

##### (3) 環境規制に関する公共政策

最初に(2)を整理することによって、次の二つの事柄を前提する。

- (1) 加工度の低い産業は臨海地域に立地し、加工度が高くなるほど内陸地域に立地する。
- (2) 加工度の低い産業ほど素原料使用率的であり、かつ環境負荷が高くなる。

$$\frac{\partial Y_i}{\partial M_i} = q_i + \frac{dG_i}{dM_i} \quad (3)$$

$$\frac{p}{\partial N_i} = w \quad (4)$$

(3)式の意味するものを図2に表わそう。

社会的には、 $G^* = \sum G_i(M_i^*)$  となるように原料投入量が決定される。しかし、 $M_i$ の投入が無限に可能な訳でなく、社会共通資本の使用における混雑現象が発生するので、社会共通資本使用料金制の導入を考える。使用料金を $\theta$ とすれば、 $\frac{dG_i}{dM_i} = 0$ となるように設定すればよい。が、現実には $\frac{dG_i}{dM_i}$ の推定は不可能である。しかし、前提(2)により産業別に $\frac{dG_i}{dM_i}$ の大小比較が可能であり、また前提(1)は地域毎に差別料金制を採用することを可能にする。前提(1)、(2)の下で産業が加工度別にスムーズにかつ稠密に原点から分布しているとき、 $\frac{dG_i(t)}{dM_i(t)}$ は原点からの距離 $t$ について通減的な曲線である。(但し、 $t$ が立地する企業に関する(2)式を $G(t) = G(t)[M(t)]$ とおく。)

縦軸に $\frac{dG(t)}{dM(t)}$ と $\theta$ を測り、横軸に $t$ をとり、 $\theta$ を二段階に設定した場合が図3に示される。

このとき、 $0 < t_1 < t_2$  地域に  $\frac{dG(t)}{dM(t)} < \theta_1$  なる低加工度産業が分布し、 $t_1 < t < t_2$  地域に  $\frac{dG(t)}{dM(t)} > \theta_1$  なる産業が、 $t_2 < t$  地域に  $\frac{dG(t)}{dM(t)} < \theta_2$  なる高加工度産業が分布することになる。

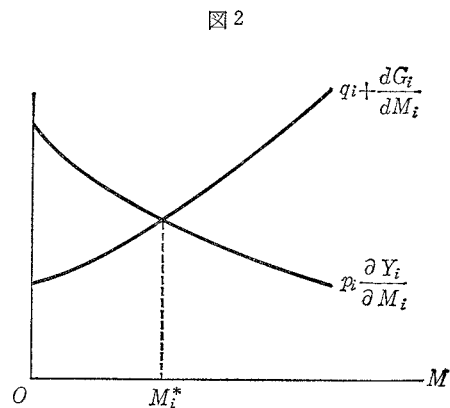


図2

いま、企業 $i$ の生産関数を次のように設定する。

$$Y_i = Y_i(M_i, N_i) \quad (1)$$

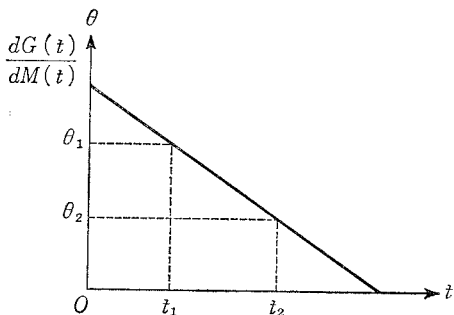
$$\frac{\partial Y_i}{\partial M_i} > 0, \frac{\partial Y_i}{\partial N_i} > 0, \frac{\partial^2 Y_i}{\partial M_i^2} < 0, \frac{\partial^2 Y_i}{\partial N_i^2} < 0$$

但し、 $Y_i$ は企業 $i$ の産出量、 $M_i$ は企業 $i$ が投入する素原料使用量、 $N_i$ は企業 $i$ の私的変換的産要素投入量である。また、企業 $i$ における社会的共通資本サービスの使用量を $G_i$ とすると、 $M_i$ との間に次の関係が成立すると考える。

$$G_i = G_i(M_i), G_i' > 0, G_i'' < 0 \quad (2)$$

$Y_i$ の市場価格 $p_i$ 、 $M_i$ の輸入価格(国内価格表示) $q_i$ 、 $N_i$ の市場価格 $w$ (完全競争的と仮定)とすれば、最適化条件は、

図3



#### 五 産業政策の実践課題

##### (1) 政策主体の問題

産業政策は、消費者の選好を実現することを旨としながら、その市場の解決の困難な局面に対する政策的解決を図るものである。そのような経済をMeadeは「リン・マン経済」(Liberal-Labour economy)と呼んだ。そこでの主体として理性的急進主義者(intelligent radical)の存在が強調されているが、我々の構想する政策体系の主体としてそれが必ずしもフィットするものではない。

##### (2) 産業政策の組織化

(1) 価格の伸縮性を保証する前提としての通貨価値の安定を図る総合的管理政策の独自性を確保すること。

(2) 外部性の発生に対して社会的費用内部化のための産業規制を基盤におく。

(3) (2)の基準を設定するための情報を求め、情報提供の上の参加の制度を確立する。

(4) 計画的要素の介入を伴う分野に関してその決定及び実施は整合された分権的な組織を中心に行なう。

(注) 本稿は大会報告の要約であり、その詳細は『中京商学論叢』二四二(一九七七)に同タイトルで掲載されたので参照されたい。従って、脚注、参考文献を紙数の都合上省略した。大会当日、貴重なコメントを頂いた越後教授(滋賀大)、新野教授(神戸大)に御礼申し上げます。

質問 一 (神戸大) 新野 幸次郎)

(1) global steering policy を産業政策の上位概念とすることは政策の対象分類と手段分類を混同することにならないか。(2) 私が産業経過政策中の一つとしては global steering policy を挙げ、産業構造政策は sectoral なそれの一つと考へ政策手段による分類を行なった点、誤解はないか。(3) 「産業に関する公共政策」という表現は従来の用語法と矛盾する。再検討されたい。(4) 機能的産業概念によって全体系を一貫させる必要がある。(5) 政策主体としてミードの intelligent radical を使うのは報告の主張と矛盾する。ミードの主張を更に消化すべきだ。

答 (1) global steering policy には産業間資源配分に関する影響のほか、多様な方面への政策効果が考えられますが、本稿におきま

ては、この政策の産業間資源配分への影響のみを考えておりますので、多少不自然な面が出てくることになりました。但し、本稿では先生のおっしゃる政策対象による分類と政策手段に関する分類とを混同している点があります故、多少視野を拡大して産業政策とそれとめぐる諸政策との接点での詰めを詳細検討し直したく考えます。

(2) 産業政策が global steering policy に介入することを常とした我が国の経験から、考察に当たって両者の分離、不介入を意図したため、問題が出たものと考えます。global steering policy が現実の問題として、多様な政策目的を含んだ形で運用されることが多いため取扱いを再検討したいと思えます。

(3) 私が「産業に関する公共政策」という呼称を用いたのは、公共的な立場から産業活動の基盤に関する政策等を企てるものと考えたのがその理由です。

(4) 御指摘の通りでございます。

(5) 年報用原稿では御指摘の点に従い、表現を若干改めました。確かに Meade はイギリス経済の現実を念頭に混合体制の経済政策等を考へている訳であり、日本の産業政策の考察に、競争規制の立場が入り込むのはまずいことになりました。しかし、私の意図は、広く混合経済での経済政策、産業政策の立場を Meade の著述をスターラインとして基礎づけたく考へての、引用であった訳です。市場機構と非市場機構の接点での政策主体として構想する上から、Meade の主張をタカキ台とする意味をもつ以外の何物でもありません。大変貴重な御教示有難うございました。

## 多元的競争のダイナミクスと競争の周辺

標 忠

(名古屋大学)

### 一 はじめに

本報告の目的は、価格競争及び非価格競争の水平的及び垂直的な相互作用における中小企業(「競争の周辺」)の競争上の地位及びその機能を考察する際の枠組を提示することにある。

最近の、特に消費財産業にみられる買手構造及び売手・買手関係の変化に伴う同一産業内における大企業と中小企業の水平的関係の変質、という実態を背景として、次のような問題を提起した。すなわち、同一産業内における中小企業と大企業との水平的関係は買手との垂直的關係によってどのように規定されるのか、さらに前者と後者の相互作用はどのようなものか、という問題である。このような問題提起は、「多元的流通システム」という考へ方に刺激されて生まれたものである。

本報告では、上述の問題提起を明確にし、そして問題解決にあたる若干の注意点を確認したにすぎない。その意味では本報告は、今後の研究の序論的な部分にすぎない。

### 二 中小企業と大企業の水平的関係

#### (1) 部分寡占モデル

中小企業は大企業と水平的にも垂直的にも関係をもつ。水平的関係にある中小企業と大企業とは、生産段階及び流通段階の同一段階(同一レベル)にある中小企業と大企業である。また、垂直的關係にある中小企業と大企業とは、生産段階及び流通段階の前後段階にある中小企業と大企業である。

同一産業における企業間の水平的関係は、基本的には競争関係であるが、中小企業と大企業の水平的関係において注目すべき関係局面は協調関係あるいは支配従属関係である。

部分寡占モデルによって、中小企業(「競争の周辺」)と大企業(「寡占の中核」)の水平的関係をみてみよう。

部分寡占のブライス・リーダーシップのモデルは、短期的な寡占の中核の価格主導と競争の周辺の価格追従という大企業と中小企業の価格面に表われる水平的関係を示したものである。このような関係は中小企業と大企業の協調関係と考えられるが、実質的には市場を通じた間接的な支配従属関係である。

部分寡占のブライス・リーダーシップのモデルは、このような関係をもたらず市場構造として、競争の周辺の市場に占める比重が小さいこと、そして競争の周辺と寡占の中核の規模差に応じた費用差が大きいことを挙げている。

中小企業の市場に占める比重との関連で注意しなければならぬのは、大企業と「包括的下請」関係にある中小企業がその中に含まれている場合である。「包括的下請」関係自体、大企業と中小企業の直接的な支配従属関係として重要であるが、ここでは、中小企業の市場に占める実質的な比重は低くなることを指摘しておく。

次に、長期的な大企業と中小企業の水平的関係をみてみよう。これは、基本的には長期平均費用曲線の形成と位置によって規定される。ウイスター・シューラー・モデルは、寡占の中核が価格主導者でかつ数量調整者として行動する場合、概して、既存の部分寡占体制が競争の周辺の成長によって崩壊しやすいうことを指摘する。ここでは、大企業と中小企業は競争関係にある。

スタインドル・シロス・ラビーニ・モデルは、寡占の中核と競争の周辺との間に存在する越えがたい大きなギャップを設定した上で、価格と競争の周辺への数量配分との決定者としての寡占の中核にとって長期的に最も利益のある競争の周辺に対する行動を追求する。ここでは、大企業と中小企業は間接的な支配従属関係にある（大企業による中小企業の封じ込め）。

## (2) ヴァッターの議論

彼は、寡占の中核と競争の周辺の企業規模の差異は、技術的要因だけでなく生産物差別化及び前方統合・後方統合によって競争力に差異をもたらす、両グループは「競争上差別化」されることを指摘している。この「競争上の差別化」（あるいは「双方差別化」）概念は、同一産業における大企業と中小企業のより現実的な関係を分析

さて、我々の一般的な分析の枠組を提示しよう。

まず、売手側及び買手側の双方に中小企業と大企業が共存しているケースを考える。そして、佐藤隆氏以後の「多元的流通システム論」では、売手と買手の間の、主として大企業間の垂直的關係（対抗関係あるいは協調関係・衝突関係）に焦点があり、それと売手間あるいは買手間の、主として大企業間の水平的關係の相互作用が考察されてきたが、ここでは、売手あるいは買手としての中小企業と大企業の水平的關係に注目し、それに影響を及ぼす売手と買手の間の垂直的關係として同調（それと表裏の關係にある対抗）と独立を考え、中小企業と大企業の水平的關係と買手との垂直的關係の相互作用をみることにする。また、中小企業と大企業の水平的關係は、大企業間及び中小企業間の水平的關係によっても影響される。さらに、分析の枠組は、中小企業（大企業）が中小企業とも大企業とも垂直的な關係を結ぶケースを含むものになっている。

図1は分析の枠組を示したものである。図の中の↕は水平的關係（競争と協調）を示し、↔及び↗は垂直的關係（同調と独立）を示す。

## 四 中小企業と大企業の水平的關係と

### 買手との垂直的關係の相互作用

まず、産業の基本条件と市場構造が垂直的關係を規定する。製品の市場特性及び販売サービスの市場特性と垂直的關係については、たとえば、製品及び販売サービスの高度化や製品及び販売サービスの差別化が同調をもたらすとされている。

する場合有効なものであると考えられる。

さらに彼は、寡占の中核は安定志向の協調的行動をとり、寡占の中核の種々のタイプの非価格競争は安定化と競争の周辺部分縮小の手段であり、そして寡占の中核の価格競争も競争の周辺部分縮小の手段であると考える。ここでは、寡占の大企業間の価格・非価格競争が寡占の中核と競争の周辺の關係に結びつけられている。

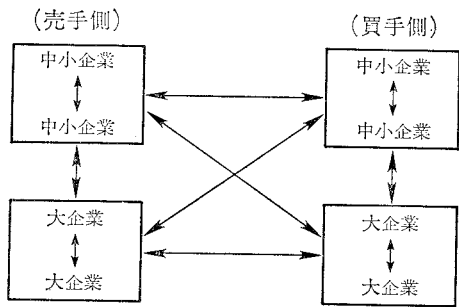
なお、ヴァッターは、「競争上の差別化」が寡占の中核と競争の周辺の關係に対してもつ意義を十分に展開していないことを指摘しておく。

ヴァッターの議論を拡張した日本における中小企業と大企業の關係の概括的な研究によれば、中小企業と大企業の共存業種、すなわち差別共存形態と競争形態がかなりの比重を占め、しかも前者が典型的にみられる形態であるという。従って、「競争上の差別化」概念を買手との垂直的關係との相互作用において明確化する必要性は実態面からも支持される。

## 三 分析の枠組

「競争上の差別化」（あるいは「双方差別化」）は、競争の階層化という側面だけでなく競争上の有利さの差異に基づく特化という側面をもつと考えられる。競争の相互作用として後者の側面を強調したものにハンディとバドバグのモデルがある。ここでは、売手（買手）としての寡占の中核と買手（売手）としての競争の周辺の垂直的同調及びそれに伴う競争上有利なものへの一層の特化という相互作用が指摘されている。

図1 分析の枠組



売手側及び買手側の双方における中小企業と大企業の共存と垂直的關係についてはいくつかの仮説が提示されてきた。売手（買手）としての大企業と買手（売手）としての中小企業の同調は、中小企業の不安定性と大企業の自己の利益の追求、あるいは中小企業と大企業の共通の利益の存在によって説明される。また、売手（買手）としての大企業と買手（売手）としての中小企業の同調・独立・対抗は、大企業間の共通の利益の存在によって説明される。

(注) ガルブレイスのカウンター・ベイヤリングパワーは、いくつかのレベルのパワーを含んでいると考えられる。たとえば単なる交渉力、購入独占力、後方統合による狭義の対抗力などである。そして交渉力の意味でのカウンター・ベイヤリングパワーは大企業と垂直的同調関係にある中小企業によっても発揮される。なお、大企業間の垂直の対抗関係と中小企業と大企業の垂直的同調関係は表裏の關係にある。

そして、特に大企業間の垂直的な独立・対抗を可能にする製品の

市場特性及び販売サービスの市場特性や売手側及び買手側の双方における中小企業と大企業の共存状態についての分析が展開されてきた。

次に、中小企業と大企業の水平的関係が買手との垂直的關係によって規定される代表的なケースを考えてみよう。たとえば、買手としての大企業の販売サービスの差別化が売手としての大企業の製品差別化に比べて相対的に強化され、そして大企業間の垂直的関係が中小企業と大企業の垂直的関係にとってかわられると、売手としての中小企業と大企業の水平的関係は協調関係から競争関係に転化するか——協調関係が大企業の製品差別化に基づく「競争上の差別化」による場合この可能性が強い——、あるいは競争関係が強まる。なお、この場合、水平的関係における大企業と中小企業の間接的な支配従属関係か、それとも垂直的関係における大企業と中小企業の直接的な支配従属関係及び水平的関係における大企業と中小企業の競争関係——但し、この関係は一時的にすぎず、部分寡占が寡占に変わるかもしれない——か、という評価の問題が生ずることを指摘しておく。

最後に、双方部分寡占の場合、上述のような垂直的関係の変化は、双方寡占の形成と寡占の大企業間の垂直的な結びつきの強化とが結果するかもしれない。

## 五 ちよびに代えて

ここで提示した概念的な分析の枠組に基づく産業分析によって、売手と買手の間の垂直的関係の規定要因を確認し、中小企業と大企

業の水平的関係と買手との垂直的関係の相互作用を類型化し、そしてその相互作用のなかで中小企業の競争上の地位とその機能を明らかにする必要がある。

### 主要な参考文献

- [1] 植草益「ブライム・リーダーシップ」『三田学会雑誌』第六四巻第七号(昭和四十六年七月)。
- [2] Vatter, H. G., *Small Enterprise and Oligopoly*, 1955.
- [3] 佐藤芳雄『寡占体制と中小企業』有斐閣、昭和五十一年。
- [4] Handy, C. R. and Padberg, D. I., "A Model of Competitive Behavior in Food Industry," *American Journal of Agricultural Economics*, Vol. 53, No. 2 (May, 1971).
- [5] 佐藤肇『日本の流通機構』有斐閣、昭和四十九年。
- [6] 風呂勉『Marketing Channel とその交渉』『商大論集』第一七巻第五号(昭和四十年十二月)。
- [7] Galbraith, J. K., "The Concept of Countervailing Power," in *American Capitalism*, rev. ed., 1956.
- [8] Hellbrower, R. B., "Mass Distribution: A Phase of Bilateral Oligopoly or of Competition?" *American Economic Review*, Vol. 47, No. 2 (May, 1957).
- [9] Little, R. W., "The Marketing Channel: Who Should Lead This Extra-corporate Inorganization?" *Journal of Marketing*, Vol. 34, No. 1 (January, 1970).
- [10] Eger, M., "Channel Domination and Countervailing Power in Distributive Channels," *Journal of Marketing Research*, Vol. 13,

No. 3 (August, 1976).

[11] Louis, W. Stern, "The New World of Private Brands," *California Management Review*, Vol. 8, No. 3 (Spring, 1966).

## 質問 一 (中央大学 五井 一雄)

(1) 大企業と中小企業の関係を支配従属の次元でとらえる時は垂直的というべきではないか。

(2) 売手と買手の間の関係を決めるのは取引交渉力であるから、両者の関係は、対等と売手優先(または買手優先)といった言葉で表現すべきではないか。

答 (1) 同一産業の同一生産段階にあるという意味で水平的関係にある中小企業と大企業の実質的な関係を支配従属でとらえることもある。なお、報告では垂直的関係という言葉だけを単に売手と買手の間の関係という意味で用いている。

(2) 売手と買手の相対的な交渉力は特定の取引当事者について言えることである。報告では、中小企業と大企業の水平的関係にとって重要な買手との垂直的関係として、独立と同調(あるいは対抗)を考えている。



# 戦後農政の理念と現実

寺田 由永

(明治大学)

戦後における我が国の農政をみると、政策理念と現実が必ずしも一致しない、といった場合が多いようである。政策は本来形成的なものであるから、当然それには理念が伴う筈であるのに、その理念が現実と一致しないのでは、政策そのものの効果も疑わしいものになってしまふ。それであるから、理念と現実の關係がどうなっているか、その点の検討を進めることは、ある政策の評価に密切につながるのではないか。

いうまでもなく農業政策は、政策主体が農業、農村社会に対して行う施策である。施策そのものは、農業、農村社会に対して何をどうするといった、極めて具体的なものであるが、その施策の背後に、実は政策理念というものが存在している訳である。そして、いうまでもないことであるが、理念の形成されるプロセスの分析が、極めて重要な意味をもっているのである。しかし残念ながらこの報告では、それに言及する余裕を持ち合せていない。

今回その点に触れないからといって、政策理念は常に正しいなどいうつもりはない。それどころか、本報告はむしろ理念の正否を、理念と現実の関わり合いの中で検討しようとするもので、戦後農政理念の批判と受け取ってもらっていい。

戦後農政はよく「猫の目農政」などといわれる。めまぐるしい程

するために、まず歴史の動向そのものが、しっかりと把握されなければならない。さらにいえば、歴史観の確立が必要なる訳であるが、そうしたことをポイントとして、以下検討を進めることにしよう。

さて戦後の農政についてみるが、その際次の如く段階区分をするのが適当と思ふ。

第一期……終戦から二十八ないし三十年頃まで、いわゆる戦後処理の時代。

第二期……四十五年位まで、いわゆる経済の高度成長時代。

第三期……現在まで。

この区分に対して、あるいは異論があるかも知れない。第一期などは、二十五、六年を境に、もう一区分をすべきであるとの見解が、あるいは成り立つかも知れない。その見解を否定する意志はないが、本報告はそうした区分を採用しなかった。理由は簡単で、この報告は戦後農業史についてのものではなく、政策理念と現実との間のギャップに関するものであり、従って、その点を明確にできるような区分の仕方をしたのである。

さてそこで第一期であるが、この時期は戦後処理の段階で、漸次に程度を減じてはいたが、しかし戦時体制、統制経済体制が持続されていた。この時期の特徴は、何よりもまず帰農、復員などによる農家戸数の増大、農村人口の膨脹である。その結果農村経済社会に過剰就業を生み出した。一方産業の崩壊から生産資材が不足し、生産力の減退は著しく、食糧事情の悪化は正に危機的でさえあった。

この時、農村の民主化を通じて農業の復興をはかること、これが

に政策の変転を繰り返し、次から次へと新しい施策が打ち出されて来た。そしてその具体的な施策の背後、基礎にある政策理念と、現実の動きが一致しない。両者の間にギャップがある。そのギャップの形態は如何。こうした点について検討を進めたい。

その際ポイントになるのは次の二点である。一つは農業問題を考へる場合、とかく農業の枠内だけで事を処理しがちであるが、それは決して、問題の真相に迫る所以ではない。国民経済全体の流れの中で農業を捉えることによって、かえって農政の理念と現実の關係がはっきりして来るのではないか。こうした考え方に立つ必要があるように思う。そして次に現実をどう理解するかであるが、無限に多様な姿を示す現実を、歴史の動向の中で捉えよう、これが検討に当たってのもう一つのポイントである。

しかしこの検討は、それ程簡単な作業ではない。まず理念であるが、政策毎にこれが明確にされているとは限らない。法の形で施策の根拠が示され、その中に理念が示されるのが普通であるが、政策の策定が短期的、計量的、技術的に定められ、実施されるようになって来ると、法の条文の中から理念を掴み出すことが、なかなか難しくなってくる。

歴史の動向の中で現実を捉えることも容易でない。それを可能に

理念として掲げられたのである。具体的には農地改革、農業協同組合の設立などがはかられた。これらの施策はいずれも、それ自体としてはかなりの成果をあげることができた。しかし、それが掲げられた理念に対応する事態であったかどうかは、また別の問題に属するといえよう。

インフレ高進と統制の中で、農家は莫大なインフレ利得、ヤミ利得を得た。しかしそうして得た金は、生産基盤整備、生産資材の購入などには向けられず、大部分生活用消費財の購入に当てられた。個別農家の生活水準の向上には役立ったが、農業生産力の新しい展開には、それ程大きな役割を果していない。

終戦後しばらくの間、現実に必要なものは第一に食糧であった。従って戦時食糧統制がひき続き堅持され、多くの施策が食糧確保のために動員された。その過程では農村の民主化も農業の復興も、理念としては入り込む余地がない。農地改革や農業協同組合の設立も、食糧の増産、確保に結びつけて考えられるようになる。

第二はいわゆる農基法農政の時期で、日本経済の高度成長期に当たる。農基法の公布は、三十五年六月であるが、その第一条に理念が明らかで、農業の発展と農業者の地位の向上がそれである。農基法は西ドイツの農業法を範としたものであるが、日独両国とも、農村、農業を都市、非農業と均衡させようというもので、すなわち二者の均衡がその理念なのである。

経済の高度成長に伴い、農業と非農業、両部門の間に、生産性の格差が拡大して来た。三十一年から新農村建設事業、三十五年から農基法農政と、それに対する対策が打ち出され、自立経営農家の育

成、生産の選択的拡大、農業構造の改善など、掲げられた項目は多岐にわたっている。

ところで自立経営を実現するには、ある程度の規模拡大が必要であるが、政府はその基準を二・五ヘクタールとした。当時の平均規模は〇・八ヘクタールであるから、単純に計算すると、全国に自立農家を育成するには、三分の二の農家を排除しなければならぬ。これは実現不可能なことである。

選択的拡大というのは、米の生産をひかえ、他の部門を拡大しようとするものである。ところが食糧法など米に有利な条件が継続しているため、多くの農家は、むしろ米を選択的に拡大し、野菜作や畜産を放棄する者が続出した。西国地方では別に、温州みかんを有利とみて増植、開畑が進み、爆発的なブームが起って来たのである。

畜産部門にも変化が生じた。少頭羽飼育農家が畜産を放棄する中で、アメリカ式の多頭羽飼育、例えば十萬羽養鶏などが現われて来た。従来の如き少頭羽飼育なら、飼料はほとんど自給できたけれども、こうなると農産物の残渣で飼うことなど不可能になってしまふ。次に構造改善事業であるが、西ドイツでも農工間の所得格差が拡大し、農村の生活条件が相対的に悪くなり、後継者の離農が続いたため、所得格差の是正と共に、生活、居住条件の整備が必要ということで、村落構造の改善が手がけられた。我が国でも同様の事態が起り、同様の手当てが必要と考えられたが、実際に行われた事業は、水田の区画を三〇アールにするとか、水田をみかん畑にかえるとかいう、基盤整備や作付転換を中心とするものであった。

何れにしてもこうして、具体的施策が進められたが、それに伴っ

ジョース化が計られたが、それによって外国企業が我が国に進出、彼らの活発なマーケティング活動で需要が急速に伸びた。結局は原料果汁を輸入する羽目になったが、それはともかく、選択的拡大は加工業の急速な発展をもたらしたのである。

飼料は当然輸入のほかはない。日本の畜産は、不安定な輸入飼料加工業になり下った。それはともかく、飼料の輸入は商社、それに飼料加工業者に莫大な利得をもたらした。その発展に役立った。さらにまた、大量の飼料を輸入するため、食糧の自給率が急激に低下してしまつた。いずれにしてもこうして、選択的拡大政策は、一方で外国農産物の輸入を拡大し、そのことによって、工業製品の輸出を促進するのに貢献したのである。

また構造改善事業は、大型機械メーカーや農協、農機具商に莫大な利得をもたらした。農機具メーカーなどは、多くが町工場程度のものであったのに、今やそれが、大企業之列に加わりつつある勢いである。作業が機械化されると、手でやるようにはいねいである。田畑に有機質分の堆肥を入れるとなると、かなりの手間がかかるので省略するようになった。その分化学肥料の多投を余儀されている。こうして作物は虚弱化し、病虫害を受け易くなる。農薬の多用が必然化する。このような筋道で、農機具、肥料、農薬は三位一体化した。農機具工業、化学工業の隆盛は、農基法農政と無関係ではないのである。

構造改善事業によって農地が整備されると、その土地のみが農地であるかの如く、一種のすり替えが行われるようになった。それ以外の土地が住宅地、工場用地化する。農地の生産性を高め農業の発

て幾つかの疑問が生れて来た。自立経営農家を育成するとして、残りの三分の二の農家をどうするのか。みかんの価格維持は可能なのか。多頭羽飼育のために必要な飼料の大量購入によって、飼料の需給関係、価格の問題は生じないのか。基盤整備によって大型機械の導入は可能になったが、増大を余儀なくされる費用の負担をどうするのか。機械導入によって余って来る労働をどう消化するのか。これらは何れも、日本農業が基本的に抱えている問題である。それにも拘らず放置されている訳で、基本法農政といながら、日本農業を基本のところで見れば、根本的に問題を解決するには至っていない。それどころではなく、この農基法は、むしろ農業衰微促進法ともいべき役割を果たすに至った。

例えば自立経営育成政策をみよう。先に示したように、政府はその基準を二・五ヘクタールとした。つまりそれだけなければ、自立経営は成立しないというのである。しかるに大部分の農家は、それ以下の面積しかない。従って多くの農家は、急速に意欲の減退を来たし、厭農思想が忽ち拡散して行つた。後継者確保を叫んでいる政府が、驚くべきことに厭農思想の種を播いたのである。

しかし厭農から離農へと進んでも、土地は財産であるから手放さない。兼業化が進んだ背景には、こうして自立経営育成政策の失敗があるのであるが、ともかく兼業化が圧倒的な勢いで進むと、その結果、都市産業、非農業部門に、とりわけ高度成長期、ブームに湧いた建設業界に、大量の低賃労働を提供することになったのである。

選択的拡大についても同様のことがいえる。みかんの過剰でその

展に資しようとする政策が、農地の縮小に役立っているのである。

以上を通観するに、農基法農政は農業の発展に役立ったというより、むしろ経済の高度成長に貢献したとみるべきであり、農業の自立よりもその崩壊をもたらしたとみるべきである。四十五、六年前ころからそうしたことへの反省が起り、農林官僚の中からも、農業を守ろうとする動きが出て来た。五十二年度からは、「地域農政特別対策事業」が実施されている。しかしその考え方は、農基法のそれと基本的に大差はない。

戦後農政をふり返ってみると、理念と現実のギャップの大きさに驚くばかりである。理念からかけ離れて、国民経済の動きの中に組み込まれて行った政策効果、農業発展策が農業衰退策にすり替えられて行つたいきさつ、まことに哀れな洞察の欠如であるが、こうした事態に陥つた最大の理由は、立法、行政の府に、歴史の動向に対する透徹した見通しが欠けていたことであらう。

# 經濟政策と經營政策

——農業を中心に——

宮出 秀雄

(東海大学)

## 一 問題の提起

經濟政策は如何にして健全な國民經濟を確立するかの諸方策を考究するにあり、經營政策は經濟主体である企業がもつそれぞれの經營が、それぞれ自主的に自己發展性をもつ「健全な經營体」として確立され、經濟政策なり企業政策の中核としての役割を果すように配慮する諸方策であるといえよう。したがってその関係はあたかも企業と經營のように、經濟政策と經營政策とは一つは上位概念であり、他はその下位概念であり、上位概念に対する合理的配慮なしに下位概念の發展はありえないといえる。しかし健全な國民經濟を發展せしめるためには、一般的總体的な經濟政策と同時に、それら經濟主体のよって立つ健全な經營体を如何によく確立して、經濟發展の中核体を育成するかの科学的技術的対策が必要不可欠と思われる。したがって有効な經濟政策の遂行のためには、つねに健全な經營体の育成を考慮することが効果的である。またそれなくしては健全な經濟体制のバランスはいつか崩れ、その矛盾が必ず全体の經濟政策の中に顯現してくるようになるといえる。ただし企業も經營もそれぞれ最適規模が比較的明確であり、大規模生産の優位性の中で、中小規模經營の存在理由もある近代的商工業經營の場合においては、

經濟主体をなす企業は自律的に健全な經營の創設維持に努め、自ら能率的な經營を育成する經營政策を内包しており、その間の矛盾や不均衡は農業ほどにはみられないように思える。

すなわち同じ産業体系の中でも農林水産業のような第一次産業となると、各国共その國の發展段階によって事情が異なっている。とくにわが國農業のように資本主義經濟体制の最初から零細農制が維持され、そのような体制の中でバランスのとれた經濟政策なり産業政策が考えられる場合は、農業が經營として成立していかないものが多くというような状態を是正する「經營政策」が、經濟政策として極めて重要である事が再認識されるべきであると考えられる。本報告が「農業を中心として」の副題をもつ所以である。

國民經濟の發展のためには國民の従事する諸産業が国内資源を活用し、生産性を向上し外に対しては合理的な国内産業と釣り合った國際分業体制を、内に在っては能率的な産業間の時間的・空間的分業協業体制を確立するよう配置されねばならないであろう。そのためには産業經濟の主体をなす各企業は、その中核的事業活動体としてまずその經營を確立し、その健全性の上に再構成されねばならない。産業はそれぞれ確固とした個別的經濟単位の健全性の上に構築されることが必要であるといえる。農業においても同様である。

## 二 農業總生産と農業經營

農業は農産物を生産し販売する営利活動を目的とする産業である。例えその主体をなす農家・組合法人等の經濟規模が小さく、商工業でいう「企業体」と云いえないものが多いとしても、そのめざす經濟活動は企業であることに相違ない。またその經濟的性質は規模が小さく、農業所得が少く、農外所得や賃金俸給の所得で農家經濟を維持しているという労働者兼業的性質を多分にもっている兼業農といえども、農業に依存し、それに従事する限りにおいてその性質を變えるものでないといえる。そして農業がそのような企業的性格をもつ限りにおいて、具体的には米作であるとか野菜作であるとか、果樹・養畜・養蚕その他の農業經營に従事することによって農業生産を行っているのである。したがって企業と經營との関係は、農業においても經濟的には他の産業の企業と經營の關係と全く同じである。かくして農業生産の具體的技術的な單位体としての農業經營は、それが經濟的に営利活動を指向する限りにおいて a 經營するといふ意志をもって行われるものであること b 自主的計画的な技術的生産單位であること c 經濟性を判定する私的經濟計算の單位体であること d 自己保存的な永続性と自己完結性をもつものであること e 自主的自発的な収益指向性をもつことによって農業生産に対応する最も重要な中核的な生産單位体である等の基本的性格をもつといえる。農業生産の基盤として各国共「農業經營」という組織的技術的な單位体が重視されるのはその故である。したがって農業生産力の發展のためにも産業としての經濟的發展のためにも健全な農

業經營が多数育成され、その基礎の上に自立的な農企業が多数に確立されることが望ましいことは商工業の場合と同様である。この意味では産業政策としての農業振興策は、本来自立經營育成政策であり、確立政策であるべきであったといえる。

しかし企業が所有する經營の規模は、日本の産業の間には著しい格差があり、とくに農業においてはその格差が著しい。それは一つにわが國の産業構造の歴史的な特質から由来しているといえる。すなわちわが國では資本主義經濟の出発点において先進國との競争にかつため零細農制の維持による低賃金低コスト方式が採用され、その經濟成長力ないし經濟回復力の速いことから、この基本姿勢は今も基本的に改められていないといえる。したがって零細經營で農外所得補給型の農業が行われ、その主体をなす企業そのものが弱体でその農業經營体も不安定なまま、限界生産力の總体的増加と総農業生産の増大が指向され、その形で食糧の増産確保が行われてきたといえる。

このような基本的農業政策は、資本主義經濟の初期の段階では若干の利点があった事は争いえない。兼業的であっても収益性追及意欲の大きい多数の零細農家は、(一)不確定未確立の農業技術や農用機械器具の早急な普及のために試行誤謬の実験台として好適であったし、日本の農業技術や農機具の發達は、このような基盤の上で、常に農家を生きた実験台として發展してきたといえる。(二)新産品の販売や需要開拓の場合も同様であった。零細小生産の集合總積上げ方式による販売は危険負担に弾力性があり、この場合も試行誤謬販売や市場開拓は容易で、それを繰り返しつつ増産し販路を開拓し、

危険や不採算部門をなし崩しに、余り抵抗なく切り捨ててゆくことができた。総じて小規模生産の多数積上げ方式による総生産確保の消極的な利点は、1 新規部門の導入、試行的普及の容易性 2 見込違い損失等危険負担の分散性 3 販路拡大に対する危険転嫁の抵抗性の微弱 4 収益の零細性に対する忍耐力の強さ等であったといえる。このようにして小規模分散生産の高コスト・不能率性を生産の不断続性・間歇性、プラスマイナスの総生産量でカバーし、全体としての積上げた農業生産の確保を図ってきたのが日本的な農業政策の基本的姿勢であったといえる。

### 三 経営政策の再認識

しかしこのような姿勢は、農業基本法制定前の日本農業の曲り角論に露呈されてきたように、生産費が高くなり農産物価格の相対的低下と、平均生産コストの増高からくる国際競争力の低下、国際分業の進展からくる輸入品の増大等によって、基本的にそのような体質を変えることの必要性が強調されるようになった。農業基本法農政の自立経営育成政策の如きはその反省に立った政策であったといえる。いわば農業基本法の一つの視点は、従来の零細多数農家の限界生産力の増大、総生産量の確保主義から、個別的農業経営の確立と自立経営の増加を狙った一種の経営政策の樹立であり、それへの転換であったといえる。しかし現実にはその主目的は実現されず、依然多数零細農のための総花的かつ安易な農業構造改善事業等にすり変えられ今日に至っているといえる。しかし日本農業が真にその国内資源を自発的に活用し、国際競争に自主的に対応し、国土環境

の美化と食糧自給力の増大を図るためには、それ自体自主的経済性をもつ「経営」を主体とし中核とした農業経営確立政策によって、自立的永続的な農業総生産の確保を図る必要がある。以下やや具体的な事例によってみることにしよう。

第一に災害に強い美しい国土環境の保全と、公害のない国民生活環境の美化・快適化は、経済政策の究極的目標の一つである。このために大都市における過密を防止し、積極的に農業を保持し育成することによって緑の空間の再生産を図る必要がある。それは大都市の中においても一定の地域に一定の広義の農林業を維持存続せしめることによって達成しうる。そのためには用地規制・建築制限・建蔽率規制等法規を中心とした大都市圏整備やグリーンベルト・緑化策等が行われてきている。しかしこのような都市計画立法等をもってしても、土地所有の自由、農地と非農地を区別しない地価高騰のためそれらの政策は効を奏しなかった。したがってもし都心や市内または都市近郊の住宅・工場地周辺等において、他の産業従事者の所得と均衡しうる農業経営収益が確保されるならば、農業と緑の空間は確保されるであろう。東京都の大田区や立川市等の極く一部に代表的にみられる例のように、その農地空間と緑地は他の産業との均衡において半永久的に維持されるであろう。要は日照権や緑地地代が保証され、それ等の農家の農業経営が、地価と利廻り・地代の関係においても、他の産業と均衡する永続的収益を挙げうるような経営を維持確保しうる強い経営政策の有無に懸っているといえる。これは都市政策の中で不可能視され、忘却されている点であろう。

### 四 農協の発展と経営政策

第二に、農業の発展は経営の発展である。それは農業協同組合事業等についても云える。農協の規模も経営も大型化されてきたが、その存在は依然として農業の発展にあり、その意味では農協事業の発展なしに、日本農業の夢は語れないといえる。しかし農協は大型化と兼業農肥大の結果、最近の事業成績を見ると、単に事業の商業化のみならず、農協本来の目的である「組合員たる農民の社会的経済的地位の向上」を図るといふよりも、都市化した市町村一単位農協の地域的独占的地位を利用した商的営利活動に重点が指向されるようになってきている。それは組合員たる兼業農家や準組合員の増加、農産物価格の相対的低下低迷による零細農家の農業はなれ、農村社会の都市化等が顕著に見られるためでもある(第1図参照)。

しかしそうかといって、農業協同組合は農家の協同組合であり、組合それ自体の経営経済よりも、組合員たる農民の農業の発展を通して、農民の社会的経済的地位の向上を図るといふのが農協本来の目的である。農業を進展せしめ自らも発展すべきであって農協自体が農業離れてはならない。この点を試みにT町農協の最近一〇カ年の事業実績の推移にみれば次図のようである(第2図参照)。

すなわち米価の年々の上昇にもかかわらず、農協委託の米の共販量は最近横這いまたは低下(販売総額も低下)し、果実・野菜等米に次ぐ共販量となった青果物販売額や、一時ブームを呼んだ鶏卵生産や、山間資源を活用して伸びてきた乳牛飼養頭数・和牛や牛乳の販売額、特産物として開拓されてきたチーズ・リンゴ等の共販額も最

近低下の傾向がみられる。この原因は高度成長期にブームに乗った零細農の農業生産も、原資材高・価格の相対的低迷期に入り経営の確立している比較的大規模の専業農家を残して脱落してきたことを示している。このことはブーム時代全組合員の利用を予想して拡張してきた農協協の種卵・育雛施設等の利用率低下となり、農協経営を困難に陥れている。そのためそれらの代り商業的なスーパー経営・ガソリンスタンド・灯油配給等に力を入れるようになっていく。基本的な原因は組合員の兼業農化・専業農家の減少・経営の未確立にあり、農協事業との悪循環に陥っているものといえる。

### 五 結 び

農協独自の事業効果のみによって一般的な兼業化を喰い止めることは困難であるが、農業振興の基礎に、組合員の経済性の高い堅実な農業経営の育成確立を図り、自主的自立的に喰える農業、経済的変動に自ら対処してゆける農業経営の確立政策を組合自身もまたなけ多くの経営を確立しえれば、次図においてXまで低下した農協利用率は、少くともY線までは上昇を維持することができよう(第3図参照)。更に規模拡大、一種二種兼業農業をも含めた農協の機械による受委託耕作、組合法人による協業自立経営の創出等の積極的経営政策の実施なしに、食糧自給力強化、国土環境の美化、農協経営の発展は望みえない時期にきているのではなからうか。今後の干・開拓政策等においても同様である。

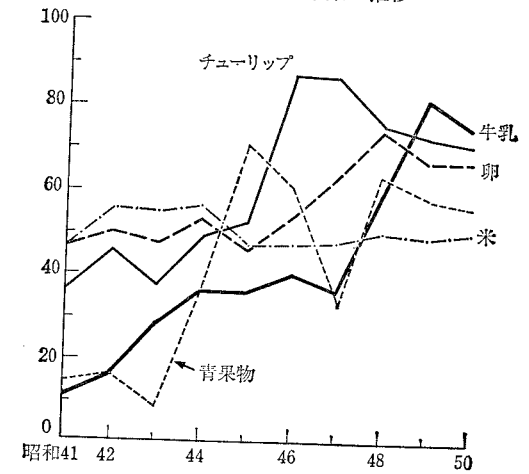
第1図 専兼農家の推移

年次	T町 (%)		
	専業	一種兼業	二種兼業
昭和35年	16	64	20
昭和40年	10	48	42
昭和45年	8	32	60
昭和50年	7	14	79

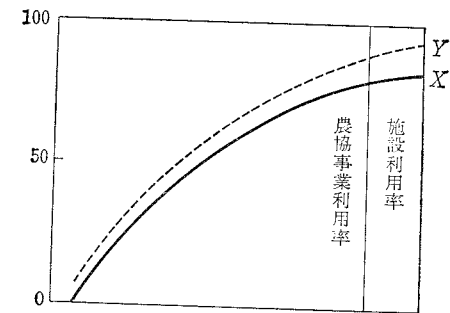
  

全国			
昭和50年	12.4	25.4	62.2

第2図 T町農協事業の推移



第3図



Xの場合兼業7%1兼14%2兼79%であり  
Yの場合専業兼業経営70%2兼30%とする

質問一 (神戸大学 田中修)

報告でいわれる「経営政策」は「構造政策」として理解されるが(1) 地価地代の高き opportunity cost は経営政策だけでカバーできるか (2)今の農協は自立経営転換だけで経営がよくなるか (3)構造政策の農地の流動化のため「農地規範的収益税」を提唱したらどうか。

答 報告は農業構造政策に経営政策が確立されなかった点が経済政策的欠陥であったと指摘したまでで、それぞれ専門の農業経営が多数確立されるならば農業経営もY線までは農業からの収益を確保しえて事業量低下は防げよう。抽象的でよくわからないが「農地規範収益税」は農地の二重価格制・緑地地代の保証等の経営政策に併行して課せられるならば賛成である。

# 産業構造と経済社会的構造

## 一 カテゴリーの論理的差異

はじめにことわっておきたいのは、この小論の目的はセマンティクスそのものではないということである。それにもかかわらず概念規定を問題にするのは、産業構造のカテゴリーの中には、どこを探してもその変革の政策主体を見つけ出すことが出来ないという事実を指摘したいからである。見つけたとすれば、それは錯覚であって、実は経済社会的構造のカテゴリーの中に見出しているのである。

それでは産業構造と経済社会的構造はカテゴリー的にどう違うか。産業構造は物質の素材視点に立ったカテゴリー分類であり、経済社会的構造は物を媒介にした人と人との関係に視点を置いたカテゴリー分類である。

ワーゲマン、ホフマン、コーリン・クラーク以来の産業構造は、いずれも農業、工業といったような素材分類、あるいはさらに造船、鉄鋼、繊維といったような小分類に基づいている。第一次、第二次、第三次というふう云いかえても同じことであって、第三次というのもその生産物が有形物質でない、という規定そのものが、やはり生産物の素材視点に立っている。

これに対して経済社会的構造は、利潤、賃金、地代といったよう

尾上久雄

(京都大学)

なカテゴリーを基礎にしており、これらのカテゴリーに対してはそれぞれ資本家、労働者、地主といったような主体が対応している。この場合の主体は機械や建物や土地の所有・非所有および利用・非利用の関係によって区別されているから、物を媒介とした経済社会的構造に属するのであって、その意味において物を媒介としない哲学的主体や単なる人間関係上の主体と異なる。

鉄鋼業界とか、鉄鋼部門の代表とか、運輸業界とかいうような概念は一見産業構造に主体が存在しているような印象を与えるが、主体は鉄鋼産業の資本家か、またはその部門の労働者であるかであり、業界という場合にはもちろん資本家またはその代行者を意味する。

経済政策の政策主体という場合には、一応政府という制度的機関を意味するが、究極的には経済社会的な主体または主体間の連合を代表している。アロウが政府のことを「勝利した連合」と規定しているのは適切である。またティンバーゲンが経済政策のアクターとしてコンツェルンのような独占的結合体や労働組合の全国的組織を挙げたのは、たびたび保革の連合政権が存在したオランダのことを考えると充分理解出来ることである。

## 二 両カテゴリーの論理的総合

レオンティエフの産業連関表は前記二つのカテゴリー分類のいずれに属するか、という問題は、小論の論理展開に重要なステップとなる。それは産業構造のカテゴリーに基礎を置いているように見えるが、必ずしもそうではない。連関表の中間部門の行列も最終需要の行列も産業構造のカテゴリーに属しているが、附加価値のカテゴリー分類は経済社会的構造を反映している。賃金と利潤という二大分類がこの部分の最も重要なカテゴリーである。

古典派経済学以来あらゆる経済学は意識的・無意識的にこの二つのカテゴリーを分析用具として利用して来たのであるが、この両者の総合を最も意識的に行ったモデルはマルクスの再生産表式である。そしてこのことを前記のレオンティエフ表と結びつけて明示しようとしたランゲの試みは興味深い。マルクスの有名な価値表式の記号に部門別を表示する数字を添字として付けると、c、v、mの文字は価値視点に基づくカテゴリー分類を示し、1、2という添字は素材視点に立つカテゴリー分類である。マルクスの独創は素材視点と価値視点の極めて意識的な統一にあったことはランゲも指摘している。

そこで以上の論理構成をふまえて産業構造変革の主体を探すことにする。実をいうとほぼ二〇年前後まえに日本で構想論争なるものがあり、構造のカテゴリーが不用意に使用されていることに神経過敏になったのが、筆者の追求の遠いモティーフであるが、今日わが国経済政策の直面する産業構造転換の問題が究極的には経済社会的

構造の変革を伴わなくてはならないことの指摘と、その場合の政策主体、あるいは主体連合の探究が近いモティーフである。

たまたまマッハループが経済学に現われた一切の構造概念を列挙してセマンティックな議論に展開していたので、それを一つ一つ追求して見たが、これはあまり有効な寄り道ではなかった。それよりも有益なのは、発展途上国におけるモノカルチエアのカテゴリーとプランテーションの関係であり、モノカルチエア構造克服の政策主体、改革の担い手の連合の問題である。

モノカルチエアはもと一国の産物のうちゴム、砂糖きび、ジュートなど一、二の輸出向け農産物が産出物のうち大きな比重を持つ産業構造を指すものであり、輸出品目分類におけるその対応であるモノエクスポートとともに明らかに素材視点に立つ産業構造的特徴を示すものである。しかしこの産業構造的特徴をもたらした経済社会的構造はプランテーション構造である。プランテーションは、その内部においてプランテーション所有者たるプランターと前近代的な雇用関係にある原住民労働力の担い手との間の搾取的な人間関係を内包するだけでなく、帝国主義国対植民地・従属国との基本的な関係を示していた。

モノカルチエアの持つ弱点、つまり国際的景気変動、とくに買手の特定の先進国の景気および政策に全面的に従属していることや、不平等交換の問題を克服すること、そして近代国民経済に必要な工業の体系を持つこと、これらの政策課題に 대응する政策主体はどこに求められるか。もちろんそれはプランターではなく、その経済社会的構造の中に新しく生まれはじめた民族資本と、まだ数多くな

い労働者や知識人と多数の農民の連合体の中にあつた。同じく植民地といつても合衆国北部やカナダ、オーストラリアのセトルメント・コロニー（居住植民地）はプランテーションのような経済社会的構造を持たず近代的構造を持ち、従つてモノカルチユアの産業構造と結びつかない。

### 三 産業構造変革の主体

産業構造とそれの変革する主体のこの関係は、日本経済についても論ずることが出来る。今日の日本の産業構造変革の政策課題は、輸出超過、黒字累積に対する対策としての内需転換、つまりいわゆる外圧による転換として理解されている場合が多いのであるが、実は福祉経済を志向する国内圧力こそ潜在的な政策正体を見出さなくてはならない。内需不足型特徴はすでに明治以来の戦前から根強く存在し、ここでは工業における低賃金とそれを支える農民の存在形態が規定的役割を果した。戦後、とくに高度成長期においては、生産性上昇率と実質賃金上昇率の格差、労働分配率の国際的に相対的に低い比率、および福祉および環境関係への公的および私的支出の低さが日本経済の特徴をなしている。内需転換という目標は、支出面だけでなく分配面の対応を伴わなければ結局は実現しないのであるから、労働分配率の上昇と福祉向上と環境保全の社会的費用の内部分化（汚染者負担の原則）とを志向する主体連合の中にこそ産業構造変革の潜在的な政策主体を求めなくてはならない。

かつて一九三〇年代にスウェーデンは福祉支出の増大によって恐慌を回避しようとした。資本主義国の中でファシズム国家を除けば

三七・八年恐慌を回避した唯一の例として、この「スウェーデンにおけるケインズ革命」を評価しうるかどうか、実際には因果関係の問題もあるが、少くとも現時点における日本経済にとっては極めて示唆に富むものがある。

この問題、つまり前述の方向への需要転換と政策主体の関連を最も意識的に取り上げたのはランゲである。『一般理論』出版直後に公刊されたかれの論文「社会主義の経済理論について」(On the Economic Theory of Socialism, 1937, 38)の上半部は今日の社会主義経済における経済改革と関連して、またかつてはハイエク、ミーズとの論争によって有名であるが、ほとんど無視されて来た終りの部分の「転換の政策について」は、需要転換と政策主体の関係をものを論じている。かれはそこで先進資本主義内部の労働者政党内にそれを求めている。

ランゲの転換の政策ないし移行のモデルの置かれた三〇年代の政策環境と現代日本のそれは、多くの点で差異がある。それらの中で生産の持っている社会的性格の増大の段階の決定的な差異も忘れられてはならない。それは企業レベル、産業レベル、国民経済レベルにおける労働者参加の必要を当時と比較出来ないほど大きくしているとともに、社会的消費の拡大、そしてとくに環境問題の増大をもたらした。したがって前に述べたように、生産面、支出面、所得面における変換は、三〇年代にランゲが考えたよりも、はるかに幅広い連合を潜在的な政策主体として作り出す条件が客観的に増大している。

### (附記)

この小論は一九七七年度日本経済政策学会における筆者の報告に対する清水嘉治教授らのコメントに多くのものを負っている。同教授と筆者の見解には基本的に何らの対立点はなく、筆者はただ有益な支持を得たものと考えている。

# 高度産業国家における政策主体

岡本 隆

(神戸学院大学)

## 一 行政テクノクラートと政策形成

今日、欧米や日本において、立法府の地位の低下現象が見られる。伝統的に立法府の力の強いアメリカ合衆国においてさえ、行政府の規模と比重は増大する一方である。まして福祉国家を看板板にしている国々や、さらに社会主義諸国においては、行政府・その官僚組織の肥大化の傾向は否定することができない。

行政府・その官僚組織の拡大とともに、そこに働く行政テクノクラートの国家の政策形成に果たす役割もまた増加してきている。今日、高度産業諸国においては、資本主義体制の場合であっても、国家は経済過程にかなりの程度の干渉をしているが、行政テクノクラートは、例えばわが国の許・認可行政、行政指導のケースに見られるように、国会の十分な監督を受けることなく、個々の政策形成についての相当程度の自由裁量権を行使している。有権者は国会に代議士を送り、あるいは行政府に首相(大統領)を送って、法案の作成やその実施を彼らに委任している。しかし事実上政策形成は彼らによるよりはむしろ彼らによって任命された行政テクノクラートによって行われている。政策形成は法律によるよりは通達によって、自由裁量によって、より多く行われていると言うべきである。現代の

行政組織は複雑・多岐であり、それぞれの部門は相互に隔離されている。個々の政策の形成には、高度の専門的な知識と正確な情報が必要であるが、それらを外部から得ることは決して容易ではない。ここに行政テクノクラートが政策形成に主体的な役割を演じうる主な原因があるのである。

## 二 行政・巨大企業両テクノクラートの

癒着と、巨大企業テクノクラートの

政策形成への影響力

行政テクノクラートと並んで政策形成に大きな役割を果たしているのは、巨大企業テクノクラートのグループである。それが政策形成に関与する仕方は主に次の三つである。その一は、グループの一部の人々が、政府の諮問委員会、審議会に委員として参加し、直接政策形成を行う仕方であり、その二は、行政テクノクラートと相互に人的交流を行う仕方であり、その三は、政権担当者に働きかけることによって、政策形成に影響する仕方である。先ず一から見てみよう。

アメリカの場合を例にとると、連邦政府には六〇〇〇を越える Business Advisory Committee があり、行政府各部署はこれらの委

員会においてそれぞれの関係業界と意見調整をしながら、政策的諸決定を行っている。わが国の場合にも、各種の審議会とりわけ経済行政に関するもの場合には、必ずと言ってよいほど、財界人(巨大企業高級テクノクラート)が参加しており、彼らは元高級官僚とともに、審議会の多数派を構成している。

では人的交流についてはどうか。例えば、アメリカの外交・防衛政策を見ようとすると、あるいはアメリカの石油・エネルギー政策を理解しようとすると、われわれはこの人的交流を無視してはならない。またわが国の場合でも、政策形成の理解のためには、高級官僚が退職後産業界に天下りしたり、逆に選挙を通して財界人が政府の高い地位に就任するなどの事例を顧慮する必要があるだろう。もちろんこれらの事例はなにも両国だけに特有のものではなく、高度産業諸国に共通して存在している。

最後の、政権担当者への働きかけについて。巨大企業テクノクラートはさまざまな資源 (resources) を利用して、選挙によって選ばれた政策形成者に対して働きかけ、影響力を行使することができる。資源として有用なものには、金、労働、組織などがある。企業ぐるみの選挙に見られるように、企業の組織や労働サーヴィスを、自分達に有利な政策を実行してくれる候補者のために提供することは相当の効果がある。しかし資本主義産業界を共通して、金が最もよく利用されているだろう。現代の選挙にはますます多額の政治資金が必要になってきている。選挙に勝つためには、地盤の培養やマスコミの利用に費消される多額の金がある。このことが政治献金をすることににより政策形成に影響することを可能にする。金の面では巨

大企業テクノクラートは最も恵まれており、このことから彼らの政策形成への影響力は強められている。

## 三 一般有権者に拡がる無関心

巨大企業テクノクラートとは対象的に、国民の大多数の間には、政治に対する無気力、無関心、冷淡 (apathy) が拡がっているように思われる。これは主に次の二つのことが原因であろう。一つは選挙制度の欠陥であり、もう一つは自利的合理主義優先の風潮に対し政策が公共財的性格を持っているということである。

先ず選挙制度について。社会主義諸国の場合、国会代議員は直接無記名投票で選出されるが、候補者はただ一人であり、その事実上棄権ができないような圧力がかけられる。そのため選挙とはただの形式にすぎないものになってしまっている。それでは資本主義諸国についてはどうかと言えば、それは数歩の前進に過ぎない。そこでは、通常複数政党が存在し、複数候補者がたてられる。しかしこれら候補者達はイデオロギーに訴えかけることによって一票を求めるか、あるいはそうでなくても政策の束 (bundle) を提示することによって選択を迫る。個々の有権者は政策の束のうちからどれか一つの政策を選択できるわけではない。その上彼の投じる一票が当落を左右しうる確率はゼロに近いのである。このように現代の選挙制度には欠陥が多い。これが東西両体制を問わず、有権者が政治に無関心になる原因の一つであろう。

次に原因のもう一つについて。政策が実施されることにより供給される財・サーヴィスは、通常公共財的な性格を持つものが多い。



例えば、道路が建設されるとか、医療が無料化されるとかの政策が実施されるとすると、それがもたらす便益と費用とは有権者の多数の人々に広く及ぶ。通常その政策実現のための政治運動には、長時間とか金が必要であるが、その運動の結果生まれた便益には、運動推進者以外の人々もいわば只乗りできるのである。現代社会では、ある行動が自分にとってプラスかマイナスかという判断、自利的合理的な価値観による判断が、多数の人々を動かしている。このような社会では、一般有権者が政治運動に無気力になるのには、十分根拠があるのである。

#### 四 一般有権者の政策形成への影響力

それでは高度産業国家において、一般有権者は事実上完全に政策客体にとどまるのか。彼らは政策形成において主体的な役割は果せないであろうか。ここでは議論を資本主義諸国の場合に限って進めよう。(社会主義諸国の場合については、注1の文献参照。)

先ず言えることは、一般有権者の政策形成への影響力は決して小さくないということである。基本的には、選挙による審判のあることが影響力の行使を可能にしている。選挙による審判は、政権担当者の姿勢を相当程度一般有権者の方向に向けさせ、また政権担当者が任命する行政テクノクラートの姿勢をも同じ方向に向けさせることを必要にする。それはまた彼らと行政テクノクラートとが過度に癒着することを自制させる。それは政権担当者をして、政権の座を保持し続けるために、次回の選挙で勝てるような政策形成を義務づけ、敗北を予想させる政策の実施をためらわせる。このような意味

で、選挙制度を通して、一般有権者の意思はある程度政策形成に反映されていると言えよう。

ここで注意したい。有権者が選挙を通して人民主権を確立するためには、少なくとも行政府の保有する知識と情報が正確にそして十分に有権者に伝達されることが必要である。事実は知識と情報の公開性の程度は低く、多数の有権者は不確かさ(uncertainty)の中にいる。そこで情報操作によって、投票が誘導される可能性は小さくない。しかし同時に政権担当者や官僚もまたある程度の不確かさの中にいるのであるから、逆に有権者が彼らに情報を与えることにより、個々の政策形成が影響を受ける。例えば、陳情、葉書戦術、マスコミ機関への投書などの効果は無視できない。

また一般有権者によっても金、労働、組織などの資源がある程度利用されている。政党に対する資金カンパ、選挙運動における労働奉仕などである。さらに直接的な力の行使も挙げよう。大衆によるデモ、時には少数集団による暴力など。それではなんらかの影響を政策形成に対して与えている。

#### 五 結び——実質合理主義の復活と市民・消費者運動

今日、高度産業社会では、多数の人々が豊富な財・サービスを享受している。この豊かさや生産力の発展を見るとき、われわれはこの豊かさを造り出してきた人々の行動を支えている二つの原則を認めることができる。それは能動主義(activism)と合理主義(rationalism)である。能動主義は自然に対する積極的な働きかけの態

度を意味し、最大の財の獲得と生産性を重視するわれわれの価値観に係り連している。これに対し合理主義については、合理主義の含むさまざまな意味のうちでも、今日特に手段合理主義、技術合理主義、機能合理主義の側面が重視されている。これらの二つの原則、能動主義と合理主義を支えられて、われわれは現代の豊かさを実現させてきたのであった。

しかしこの豊かさの中から、この豊かさを実現させるのに貢献してきたこれらの原則とは対立する価値観が復活し始めている。それは実質(substantive)合理主義である。今日、人々は物質的な豊かさが期待していたほどには自分達を幸福にするものではないということに気が始めてきている。何が人を真に幸福にするものであるか、何が実質的に合理的であるかを、自分自身で判断し、追求しようとし始めている。

また、確かに現代の高度産業社会では、政治に対する無関心が著しい。しかしこの無関心は完全な脱政治を意味するものではない。それはむしろ既成の政治組織に対する失望と批判を意味するのである。注目したい。今日いわゆる無関心層と言われる若い人々の間に、友達を大切にしたいという気持、温かい思いやりの心が大きな価値を持つ傾向が出てきている。これは現代の自利的合理主義、ソロバン勘定の支配する世界より、共益的合理主義、より広い視野から見た合理主義の支配する世界への移行を示す一つの兆しと見ることもできるのでないだろうか。

実質合理主義の復活、共益的合理主義の芽生えは、われわれの社会が豊かになり、余暇が増大し、教育水準が上昇したことにより可

能になったことであった。この余暇の増大と教育水準の上昇にともなう一見平凡な人々の中から、もう一つの新しい動きが起ってきている。それは市民運動と消費者運動である。今日一部の人は、地域の公害問題や、日常購入する商品の低品質などの身近な問題を解決するために、直接行政機関や企業と交渉をし始めている。それらの運動の中には、水の上の泡のように消え去って行くものもあり、それらの多くは決して強力とは言えない。またそれらの中には単なる地域エゴイズムから出発したものも決して少なくない。それに彼らの大多数はもとも政治的に無関心な人々なのである。しかしそれらの運動は既成の政治や経済の諸組織に対する人々の批判の目を開かせ、下からそれらの諸組織を変革させる契機となり始めている。

今日われわれは実質合理主義と共益的合理主義に対する認識が徐々にながら人々の間に拡がりつつある大きな流れの中にいる。この大きな流れの中で、市民運動や消費者運動の現状を見るとき、一般有権者が単なる政策客体より政策主体へと将来転化して行くだろうと考えることが全くの夢であるとは言えないように思うのである。

(1) 岡本隆「経済改革と労働者の影響力」神戸学院大学経済学論集 昭和四十九年十二月。

(あとがき)

本報告について、五井一雄(予定討論者、中央大学)、野間俊成(同志社大学)、長屋泰昭(尾道短期大学)、新野幸次郎(座長、神戸大学)の諸先生より、有益な質疑あるいはコメントをいただいた。深く感謝する。

# M・ヴェーバー理解における内在的批判の問題

宇佐見義尚

(重信聖大学)

## 一 はじめに

周知のようにヴェーバーは社会科学の研究対象を「生の現実」*Wirklichkeit des Lebens*としている。しかもそれは無限に多様な混沌とした生起の流れと想定されているものである。この想定がヴェーバー社会科学の方法を根本的に規定していると思われる。もとよりそれは根本的ではあっても、その背後にあるヴェーバー独自の「文化人」*Kultur Mensch*の、それに果す比重を蔑ろにしてしまうものではない。このような見解に立ちヴェーバー社会科学の方法を再検討してみようとする私にとって、ヴェーバーが社会科学の研究対象である「生の現実」をなぜカオスの世界と想定したのか、その理由ないし根拠を明らかにすることはここで当面の課題でなければならぬ。「現実」*Wirklichkeit*へのこの想定にヴェーバー社会科学の根本的な特質のひとつがあると私の見解にとって、それを単に人間精神の有限性と対照させるという消極的な意味で、あるいはそれのもつ複雑さ故にただ漠然とヴェーバーがそのように想定もしくは直観したということでは到底満足することはできない。そこで私はその根拠をヴェーバーの世界観に求め、その理由をヴェーバーの社会科学論に求めたいと思う。

險を避け彼独自の道を開拓していったというべきである。ヴェーバー社会科学は歴史的必然法則発見の科学でもなく単なる革命実践の科学でもなく、それは展望的推測の科学を目指しているとするべきである。そしてそれはヴェーバーのもつ「合理性」の世界観と彼の社会科学の課題からの、したがって根本的にはそれらを担っている「文化人」の精神からの要請であることをわれわれは容易に理解できる。紙幅の制限から以下にはそのアウトラインのみをしめすに留めるが詳しくは拙稿(1)、(2)を参照していただきたい。

## 二 ヴェーバーにおける「現実」*Wirklichkeit*の意味

ヴェーバー社会科学の方法上の根本的な見解はその多くがドイツ歴史学派に対する内在的批判を契機として形成されていっている。社会科学の研究対象を「生の現実」としてそれを無限に多様な混沌とした生起の流れの世界と想定したこともその例に漏れるものではない。すなわちそれはヴェーバーにおけるロッシェンジャー及びクニースへの批判をおして形成されていったのである。ヴェーバーのロッシェンジャー及びクニースへの批判はよく言われているような「概念」と「概念されるもの」とのあいだの単なる論理的問題に過ぎるものではない。むしろそれはヴェーバーにおける「現実」*Wirklichkeit*と「实在」*Realität*との概念の相違を明らかにしてくれるものであることに気付くべきである。なるほどヴェーバーにおけるロッシェンジャー批判はロッシェンジャーのもつ「現実」世界の背後にあつて彼の信仰に基づいている形而上的統一性をもつた「説明される實在」の存在に

さて今ここで、ヴェーバーの想定とは逆に、社会科学の研究対象をコスモスの世界であると想定してみることしよう。その根拠が神への信仰に基づいたものであるにせよ、他のいかなる根拠によつてそのように想定するにせよこの場合にわれわれのなしていることは恐らく最終的にはその世界の秩序あるいは法則の発見において他にはありえないであろう。故にそこではヴェーバーのいう意味での主体的な創造への可能性を一切断ってしまうべき宿命論が支配することになる。このことはヴェーバーの「文化人」の精神にとつては承服できないことである。なぜなら、そこでは自己の理想に忠実なそして科学的義務に習熟した主体の多面的創造的能動的活動が一切停止せざるをえなくなるからである。だがその秩序法則はその時代に目覚めたわれわれの十分に主体的能動的な活動を排除するものではなく逆にそれが大きな役割を果たしたうえでの秩序法則であつて、しかもその主体的な活動は歴史の内的必然性をもつて起るのであるとの反論が予想できる。しかしそれともいざ社会科学認識の獲得に際して、一定の秩序法則のもとに歴史的現実を一元的に、したがつてプロクルステスの寝台において裁断してしまふ危険性を孕んでいることに対してなんらの対応策をも考慮されていないことに気付くべきである。ヴェーバーは敢えて切れ味の悪さを覚悟してこの危

対してであつて、このことがロッシェンジャーを「流出論」へと導き、かくて「概念」と「現実」との論理的関係を曖昧にさせたとヴェーバーは批判する。一方、クニースにおいては人間の「意思の自由」がその行為を「計算不可能性」なものにさせ、したがつてそれはわれわれの科学をもつてしてはもはや論理的に手のつけられるものではないという立場に立ち、それがクニースを直観主義へと導き、その結果としてクニースにおいてもロッシェンジャーと同様に「概念」と「概念されるもの」との間の関係が問題とされなくなつてしまつたとヴェーバーは批判する。さてヴェーバーのクニースへの批判では「概念」と「Realität」な世界なのであつて、それがヴェーバーの「現実」*Wirklichkeit*とは違つたものであることをはっきりしめしている。ヴェーバーの「現実」は動的で異質的なしかも多面的で多元的に連続している混沌とした生起の流れなのであつて、それはまたロッシェンジャーのいうような「現実」すなわち「神の思召」による「形而上的統一性」の世界なのでもない。ヴェーバーの世界観はロッシェンジャーとクニースの想定した世界を否定するところから彼に固有な「現実」*Wirklichkeit*の態様を導き出して、その結果としてヴェーバー社会科学論においては「概念」と「概念されるもの」との間によつた論理的関係の追求が可能になつたと言ふべきである。ヴェーバーにおけるロッシェンジャーとクニース批判の核心と意義はこの *Wirklichkeit* と *Realität* に対するわれわれの留意をもつて初めて明らかになる。それはヴェーバーのその独自の *Wirklichkeit* 概念の形成に

とって必要不可欠な作業であったのである(拙稿①)を参照。

### 三 ヴェーバーにおける政策認識の問題

ヴェーバーにおいては「価値判断」を伴う政策認識はその社会科学から排除されているとする見解がある。ヴェーバーはたしかに事実認識と価値判断とは厳密に区別されなければならないと言っている。しかしここでヴェーバーが言っている価値判断は所謂政策という「価値判断」とは次元を異にするものであって、それを混同するところに先の誤解が生れてきたように思われる。その誤解はまたヴェーバーの社会科学を単なる経験科学としてのみ捉えてしまっているところにも起因するように思われる。ヴェーバーの社会科学は「経験科学」を土台として「文化科学」の範疇に属する「現実科学」Wirklichkeitswissenschaftであらうとするものであった。

ヴェーバーは自分の社会科学の課題として以下の四点を挙げている。一つは社会科学認識の手段としての法則の確立であり、一つは「現実」Wirklichkeitの中から研究者によって主体的に選択されたある有限な一片の「事実」Tatsacheをその「文化意義」Kulturbe-deutungのもとに認識すること。一つはその「事実」がかくもあって他とならなかつた理由をできるだけ遠い過去にまで溯って突き止めること、つまり歴史的因果連鎖を明らかにすること。最後に「可能な将来の星座をKonstellationを「展望的」に「推測 Abschätzungする」ことである。この四番目にヴェーバーが言ったAbschätzungこそヴェーバー社会科学における政策認識に他ならない。これら四つの課題からヴェーバーにおいて「過去」(歴史)、「現在」(理論)

「将来」(政策)の星座が彼の社会科学認識の射程内に捕えられていることははっきりしている。ヴェーバーの場合、将来(政策)の星座は「歴史」と「理論」との認識成果を踏まえて展望されるのである。一方、ヴェーバー社会科学の実践的(政策的)性格についてはその担い手である研究者が「文化人」であるという事情によっても窺い知ることが出来る。ここで「文化人」とは事実をありのままに見る冷峻な目を持ち、その上に自分の理想を忠実に実践する意欲と勇気をもった人間である。ヴェーバー社会科学の担い手がこのように彼の生きる時代を鋭く意識していくという基本的な姿勢に貫かれているということはどうしてその社会科学を単に「現実」の歴史・理論認識に止らせておくことができようか。ヴェーバー社会科学はたしかに実践的、したがって政策認識を排除するものではなかったのである。彼の社会科学の最終的な狙としてそれがあつたからこそ、そして彼の主体が知的合理性を貫こうとするからこそヴェーバーにおいて「価値自由」Wertfreiheitが問題とされ、「客観性」Objektivitätが問題とされたと見ることが出来るのである。この観点をさらに論証するために私はヴェーバー社会科学の唯一有力な認識手段として確立された「イデアアルディプス」Idealypusの実践性についてを追求していかなければならない。これは今回の報告ではなされなかつたのでここではふれないが拙稿(2)を参照していただきたい。

- (1) 拙稿「M・ヴェーバーのドイツ歴史学派批判の問題」(『経済学研究論集』亜細亜大学大学院 創刊号、一九七七)。
- (2) 拙稿「M・ヴェーバーにおける社会科学認識の再検討」(『経済学研究論集』亜細亜大学大学院 第二号、一九七八)。

### 質問 一 (神戸大学 野尻武敏)

(1) Wirklichkeitの捉え方について世界をコスモスあるいはオルドと捉えても研究者の知的廉直性が損われることはなく、その主体性が失われることもないと思うのですが。

(2) ヴェーバーの Wissenschaftに関連してヴェーバーは「価値哲学」や「形而上学」はわれわれの問題ではなごとは言っていますが、それらの可能性を否定してはおろすかえってその重要性を強調しています。さらに「社会科学」ないし「文化科学」と「自然科学」の峻別はヴェーバーの出発点になり、彼の方法論はむしろこれをめぐって展開されています。これらの点をたえず洗いなおしてやるのがやはりどうしても必要であり、そうでなければ「社会科学」者として彼のたちむかつた Wirklichkeitの意味も明確になつてこないのではないかと思いますが、そこで問題の「社会科学」の方法の中心をなすヴェーバーの Idealypusの論理的性格ですが、もしも現実世界がまったくのカオスで秩序はもっぱら思惟的に構成されるもの(「思惟的秩序」)だとしますと、その Idealypusは Typusとイデオロギイ Modelの性質をもつことにならなごうか。また Typusは現実を映し現実を説明するものですが、Modelは論理士もっぱら思惟的に構成され現実を説明するものより、現実を説明する用具の性質をもつものだからです。もっともヴェーバーにおいてはお説のようにカオスたる現実世界の「思惟的秩序」のその「観点」として「価値理念」が強調されます。しかし、こうして構成される Idealypusはあくまでも思惟的な構成物であつて、やはり現実の説明用具にとどまります。これらの点をもう少し説明いただけたらと思います。(野尻先生には予定討論者として他にも多数の有益なコメントを戴き厚く感謝いたします。)

答 (1) その「主体性」がヴェーバーに独自の「主体性」を意味す

る場合、社会科学の研究対象としての「現実」Wirklichkeitがコスモスであると想定しますと、本文でふれましたように、その「主体性」にわたつての「知的廉直性」はともかく、その創造性実践性を犠牲にせざるをえなくなることは了解せざると思ひます。

(2) 質問の前半については全くそのとおりであります。また Idealypusの論理的性格については今回の報告では十分にふれられませんでしたので拙稿(2)を参照していただきたい。

### 質問 二 (南山大学 松山昌司)

報告者の主張を全面的に否定するつもりはないが、とくに「客観性」論文前後の時期の主張はむしろ歴史学派から西南ドイツ学派につながるごとの社会的現実を自然的現実から区別された個別的意味事象として捉える立場からこの意味的概念的解明の方法を模索した結果と解釈する方がより自然であるように思われるが。

答 むろん報告者においてもその経過をおろそかにするものではありませぬ。しかし他方にヴェーバーが社会科学をしばしば「我々の意味における」と注意深く限定して使っていることに留意する必要があります。ここでの私の研究視点はヴェーバー社会科学論の性格をヴェーバーの主体(「文化人」と)の関連で内面的に明らかにするという側面におかれているのであって、その視点からの論議としてみていただきたい。

# フル・コスト・プリンシプルと参入障壁理論

宮坂 正治

(信州大学)

原子論的に組織された産業において、参入障壁は、ある条件のもとでは、価格や利潤の長期の高さや産出量の制限に結果する<sup>(1)</sup>。

J・S・ベイン

## 一 もんだい

フル・コスト・プリンシプルによるフル・コスト価格はどのようにして決定せられるかについては既に種々の視角と方法によって考察してきた。しかしながら、こうした研究成果もまだ不十分で、とくに、フル・コスト価格が他の企業からの侵蝕の脅威(threat)の存在しない安定的な点として維持されるかどうか、換言すれば「フル・コスト価格」参入阻止価格」であるか否かが十分に検討されていない。もともと既に、H・F・ライドル(H.F. Liddell)が「フル・コスト価格は参入阻止価格の無意識な適用<sup>(3)</sup>」とみたり、H・R・エドワーズ(H.R. Edwards)<sup>(4)</sup>やP・シロス・ラビーニ(P. Sylos-Labini)<sup>(5)</sup>はフル・コスト・プリンシプルと参入障壁理論とは関係が深いと暗示しているが、この吟味はまだまだ十分に行なわれていないように見受けられる。そこで、フル・コスト価格の決定が、参入

障壁論の立場から行なわれた場合、どのようなプロセスと結果が生まれるかを考察してみたい。

## 二 フル・コスト・プリンシプルの内容

フル・コスト・プリンシプルと参入障壁理論との関連を考える必要から、周知のことながらフル・コスト・プリンシプルの内容について簡述しておきたい。価格の決定にあたっては、「単位当り主要な(あるいは「直接」)費用は基礎としてとられ、パーセントイジ附加が共通費(あるいは配分費(overhead)あるいは「間接」費)をカバーすべくなされる。そして、その上の慣例的な附加(しばしば「パーセント)が利潤として行なわれる。販売費用は通常、また資本利子ほまれに、共通費にふくまれる。このように含まれないとき、これらは利潤の附加においてしんしゃくされる<sup>(6)</sup>。」というのである。しかも、このフル・コスト・プリンシプルによれば、決定されたフル・コスト価格は、競争相手の存在を前提した場合、常にその価格水準にとどまることが最適であって、ここに屈折需要曲線の形状で価格硬直性となるという。果たしてフル・コスト価格が均衡価格であるがために硬直的であるのか、それとも参入阻止価格であるがために安定的であるのかが問題となる。ここにもフル・コスト

価格の成立を参入障壁理論の立場から究明する必要性が生まれてくる。

## 三 参入障壁の概念規定とその要因

一般に、既存企業の価格が費用を越える水準に決定されたとしても、この価格が安定的位置に硬直的であるがためには、もはやこの価格では新企業の参入が困難であるという要因、換言すれば参入障壁が存在し、新参入を阻止できているということを明らかにしなければならぬ。この参入障壁の定義を、G・J・ステイグラー(G.J. Stigler)は「参入障壁とは、特定の産業へ参入しようとする企業は(いくつ)かの、あるいはすべての産出水準において)負うが、その産業の既存企業は負わない費用であると定義することができ<sup>(7)</sup>。」と述べている。これは、既存企業が新企業の参入を妨げる要因を述べることによって明らかとなる。

普通、参入障壁の要因は、(1)莫大な初期資本の必要量、(2)新企業が既存企業と同じように現存の知識ならびに生産技術に接近することを妨げるパテントおよび原材料の支配などから生ずる、既存企業に有利な絶対費用の差異、(3)大規模経済の利益の存在、(4)既存企業の「のれん」(Goodwill)およびそれと結びついた諸要因、(5)製品差別化(分化)の存在などがあげられていて、試みにわが国の産業のうち若干の参入障壁の内容をうかがってみよう。(1)家庭電器——新技術の障壁は低いが広告の障壁は高い。(2)鉄鋼——規模の経済性と絶対費用による障壁が著しく高い。(3)合成繊維——「特許」が高

い障壁となっているという調査結果がある<sup>(8)</sup>。

ところで、参入障壁理論において先駆的な業績をあげたJ・S・ベイン(J. S. Bain)やP・シロス・ラビーニの所説の特質の一端を論理を運ぶ必要からみておこう。すなわち、前者のJ・S・ベインは、「一つには、新参入企業のマーケット・シェアが、最小費用に等しい価格において新参入企業の最適規模産出量と同一であるならば、既存企業の参入阻止価格は、新参入企業の最小費用に等しい<sup>(9)</sup>。他の一つは、新参入企業のマーケット・シェアが最小費用に等しい価格において、新参入企業の最適規模産出量より小さければ、既存企業は新参入企業を誘引することなしに、価格を最小費用水準よりいくらか引き上げることができる<sup>(9)</sup>。」というのである。

これに対し、後者のP・シロス・ラビーニは、「費用超過利潤 $r$ を考察しよう。 $r = \frac{P_x - K - vx}{K + vx}$ 。この式における $K$ は総収入、 $K$ は総固定費用、そして $vx$ は総可変費用であって、すべて年額で示される。もし最低利潤率が $r_m$ であり、与えられた固定費用、可変費用および産出高がわかるならば、その企業の最低利潤率に対応する価格は、

$$P_{m,x} = K + r_m vx + K + vx \left( \frac{K + vx}{x} \right) \quad P_m = \left( \frac{K}{x} + v \right) (1 + r_m)$$

となる<sup>(10)</sup>。かくて、「参入阻止価格 $K$ は、この最低利潤率 $r_m$ に対応する価格 $K$ のすぐ下の価格である。」とこののである。

この両者の参入障壁論は、この一端の特質のみをもって比較できないけれども、いずれかといえば、P・シロス・ラビーニの考えの方がフル・コスト・プリンシプルと関連が深いようにうかがえる。しかし、本報告では、より密接に参入障壁論とフル・コスト・プリ

ンシプルを関係づけて論じたH・R・エドワーズの考え方を基礎にして、「もんだい」の解明を行ないたい。

#### 四 フル・コスト・プリンシプルと 参入障壁理論

参入障壁理論にとって基本的な用具は、周知のように、長期平均費用曲線と需要曲線とであるので、これらについて簡述しておく。

(1)長期平均費用曲線・H・R・エドワーズによると、長期平均費用曲線は伝統的経済学が考えてきたような、短期平均費用曲線の包絡線から成るのではなく、第1図のごとく、短期平均費用曲線SACは長期平均費用曲線LACと交わるという。紙数の許す範囲内でのことについて考察しよう。

(a)短期平均費用曲線：第1図の短期平均費用曲線SACは、産出量の増加にしたがって、間接費Ⅱ共通費が分散されることによって、通減傾向にある。

いま、OAを、ある工場設備の正常作業による最大生産能力と仮定する。SADC曲線を短期平均直接費用曲線と呼称し、これはかなりの産出量の範囲にわたり一定である。というのは、単位当り直接費の主要な構成要素は、単位当り原材料費で、これは実質上一定であり、産出量が増大しても、固定要素には、通常留保があり、直接労働費も、実質的には、産出量に比例して変化するからである。

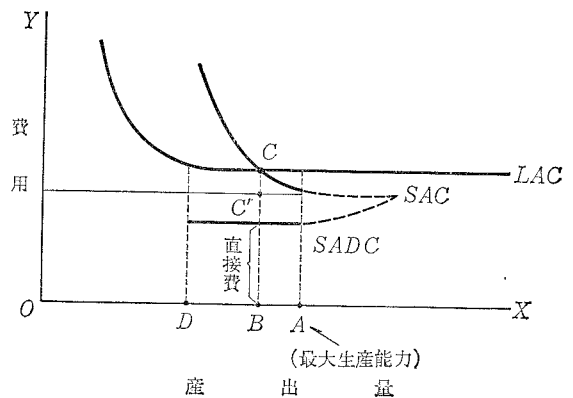
OBはその工場設備の計画産出量であって、この計画産出量OBは、短期平均直接費用曲線SADCの最小点の左側に位置するはずである。というのは、企業者は、一般に生産設備を設置するに当って、

さて、産出量OBに対応する平均費用BCは、産出量OBにおいて、最小生産費をとるようにつくられた、一層小規模の設備の平均費用BCより大きい。しかし産出量は通常OBの近傍において変動するとみられるので、長期間を平均すると、短期のある一定の設備は産出量OBに関して、達成可能な最小費用としての平均費用BCをもたらず。したがって平均費用BCは、産出量OBに関する「真正の」長期平均費用である。それ故、短期平均費用曲線SACのC点は、長期平均費用曲線LAC上の点である。結局、現実の短期平均費用を示すものとして描かれるかぎり、それは、長期平均費用曲線LACに接するのではなく、交わるというのである。

(b)長期平均費用曲線：第1図の長期平均費用曲線LACは、技術知識の状態および要素価格を一定とすると、最初の段階で比較的急激に通減し、それからある範囲にわたって平坦になる。すなわち、L字型曲線となる傾向という。このL字型長期平均費用曲線では、最適生産規模は唯一つだけではなく、複数のものが出現するかもしれない。したがって、この場合には、一番最初の最小費用にあたる最小最適規模ODについて考察するのが適切である。

それでは需要曲線はどうであろうか。参入障壁理論で利用する需要曲線は、周知のように、一企業単位の個別需要曲線と一産業単位の産業需要曲線とがある。しかしこの場合、単なる一企業単位の個別需要曲線ではなくて、産業の障壁を破って参入してくる新参入企業の個別需要曲線が重要となる。というのは、参入を試みる企業としては、その所有している全経営資源を利用して進出しようとするさまじいまでの分野の利潤率を、あくまでも長期的観点から、参入して、果た

第1図 短期平均費用曲線と交わる長期平均費用曲線



つぎのような理由から生産能力の留保を計画するからである。すなわち、①企業者は産出量の変動を予想し、そのなかには景気変動の上昇期における最大産出量が含まれている。②生産設備の一般的故障の場合、産出量を減ずることなく、正常産出量の維持および回復を可能ならしめるために、生産能力の留保が必要である。これは、当該企業の「のれん」維持と拡大とからみて重要であるからである。

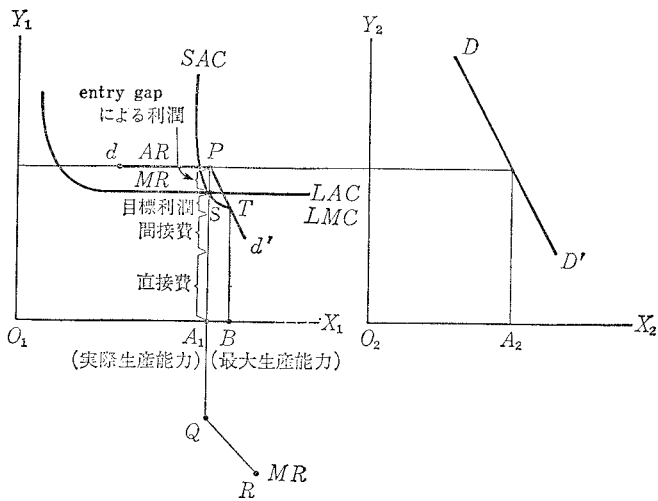
して参入後利潤率が拡大しうるかどうかを比較検討して、有望と思われる産業に参入するからである。したがって、本報告では、参入企業の個別需要曲線と産業総需要曲線との関係が重要となってくるのである。

しかし、この参入企業の個別需要曲線については、R・L・ホール(R. L. Hall)とC・J・マチャ(C. J. Mach)との前述の屈折型を利用して参入阻止価格の決定を行なうのが適切かと思われる。

さて、以上のような準備的用具の考察をして、「もんだい」の参入阻止価格の決定に入るのであるが、ここでは、(1)参入自由価格↓(2)参入阻止範囲価格↓絶対的参入阻止価格の三段階に分けて考察することとする。いま、第2図を描いて、はじめに参入自由価格をうかがうと、長期平均費用曲線LACと同じ水準の価格ならば、いかなる企業も参入しようと考えられる。つぎに、何等かの参入障壁原因が発生するならば、価格PAとSAの間の範囲で参入阻止が可能である。最後に、絶対的参入阻止価格としては、価格PAとなるべき成立しう。ここでは、産出量OAの水準では、最大生産能力より若干下回って、実際操作が可能であると同時に、限界収入曲線PDRと長期限界費用曲線LMCとが交わる点によって形成される価格、すなわち

限界収入Ⅱ限界費用の成立可能な価格でもある。したがって、このPAは産業にとっても安定価格とみることができ、この産業における、参入阻止価格と考えることができよう。ただ、ここでことわっておかなくてはならぬのは、参入ギャップ(entry gap)による利潤の大きさがどうし

第2図 参入阻止価格の決定



価格  $P A_1$  の左側：限界収入 > 限界費用 → + 限界利潤  
 価格  $P A_1$  の右側：限界収入 < 限界費用 → - 限界利潤

つとめらるゝは、参入障壁の原因の強弱をよむことである。  
 このように考えれば、フル・コスト価格と参入阻止価格との関係が明らかになったことと思われぬ。

- (1) J. S. Bain: *Barriers to New Competition: Their Character and Consequences in Manufacturing Industries*. Cambridge, Massachusetts, 1971, p. 3.
- (2) 高坂正治『フル・コスト・プリンシプル——その基礎的論理と展開に関する一研究——』森山書店 一九七七年。
- (3) H. F. Lytall: *Conditions of New Entry and the Theory of Price*. (Oxford Economic Papers. VI, 1955, pp. 300-311.)
- (4) H. R. Edwards: *Price Formation in Manufacturing Industry and Excess Capacity*. (Oxford Economic Papers. VII, 1955, pp. 94-118.)
- (5) P. Sylos-Labini: *Oligopoly and Technical Progress*. (Translated from the Italian by E. Henderson. Cambridge, Massachusetts, 1969.)
- (6) R. L. Hall and C. J. Hitch: *Price Theory and Business Behavior*. (Oxford Economic Papers. No. 2, May 1939, p. 19.)
- (7) G. J. Stigler: *The Organization of Industry*. Homewood, Illinois, 1968, Chapter 6.
- (8) 熊谷尚夫編『日本の産業組織』(一)(二)(三) 中央公論社 一九七三〜一九七六年。
- (9) J. S. Bain: *ibid.*, pp. 106-108. 大和瀬達『寡占価格の理論』中央大学出版部 一九六九年 一七六頁に参照。
- (10)(11) P. Sylos-Labini: *ibid.*, pp. 40-43. 安部一成訳『オロ・ン

ロス・ラビニニ「寡占と技術進歩」東洋経済新報社、一九六四年、五四〜五八ページ。

- (12) 両者の比較の詳細を考えるにはつぎのものが適切である。F. Modigliani: *New Developments of the Oligopoly Front*. (Journal of Political Economy, June, Vol. 66, 1958, pp. 215-232.)
- (13) 以上の説明は大和瀬達『前掲書』一八九〜一九一ページおよび H. R. Edwards: *ibid.*, pp. 94-118 に負うところが多い。

質問一 (玉川大学 井上 孝)

- (1) フル・コスト原理は限界原理に対して、平均(費用)原理といわれるが、需要にかんしてどこまで考慮されるのか。
- (2) マーク・アップの基準についての御見解はいかがか。
- (3) 引用されたスティグラーの「参入障壁とは、……費用である」とすれば、参入障壁といわれる「のれん」あるいは自己の有する「特許」はこのように算定したらよいだろうか。

質問(1)、(2)については、拙著『フル・コスト・プリンシプル

——その基礎的論理と展開に関する一研究』(森山書店 一九七七年)第七章および第九章をみていただければ幸甚です。質問(3)についての問題は是非研究すべき重要な問題ですので今後の研究にまもたいと思えます。

質問二 (広島大学 田村 泰夫)

コメントへのお答えは、先生は企業者の満足を考慮に入れるとお言葉がありました。Tibor Scitovsky の *Welfare and Competition* に企業者の満足極大化と利潤極大化の均衡点のギャップについての叙述があり、限界原理の枠内でこの乖離の指摘があります。先生のお考えになつて定式化についてお教えいただければ幸いです。

す。

答 拙著『フル・コスト・プリンシプル——その基礎的論理と展開に関する一研究』(森山書店 一九七七年)の第八章に考え方を述べておきましたので、これを見ていただければ幸甚と存じます。

# 企業行動と意思決定の枠組

野本 千秋  
(日本大学)

## 一 はしがき

最近における企業行動に関する関心の高まりにもかかわらず、それに対する理論的アプローチは、必ずしも整備されているとはいえない。とはいえ、多くの理論的・実証的研究が、伝統的企業理論を補足し、再編成する方向で行なわれてきている。これらに共通的に見られる基本的傾向は、経済分析と組織論研究の成果とをいかに結合させるか、という点にあるように思われる。

本論の目的は、この傾向線上で、サイモン以後に見られる組織分析の中心概念である意思決定が、企業行動の多様性を理解するために、どのように組み換えられるか、を提示し、さらに、経済分析と異なるフレームワークによって、企業行動の理解を得ようとするものである。

(一) 現在、企業行動に関する理論的研究は、二つの傾向に大別することができよう。一つは、パーリミーンス理論(所有と経営の分離)を出発点とし、その後、マリス・ワットらに代表されるものである。他は、コースの理論(市場と組織との二分的分析)を出発点とし、ウィリアムソンらによって代表され、わが国では今井教授を中心とするグループによってなされている研究である。

②として位置づけられる。かれは、サイモンの意思決定前提——価値と事実——に、不確実性の源泉がどのようにからみ合うか、によって、意思決定を四つのタイプに分ける。それらは、(1)計算的意 思 決 定、(2)判 断 的 意 思 決 定、(3)妥 協 的 意 思 決 定、(4)直 感 的 意 思 決 定、である。ここで計算的と直感的の意思決定は、両極端(計算的の価値および事実とも確定的であり、直感的の価値および事実とも不確定的である)にあり、判断的と妥協的の意思決定は、中間的の価値は確定的であるが、事実是不確定的である。妥協的の判断的の逆であり、価値は不確定的であり、事実は確定的である。さらに、これらの意思決定タイプのそれぞれに、組織構造が対応する。

サイモンの満足行動は、以上の中間的な場合にはほぼ相等する。トンプソンは、意思決定を分解することによって、満足行動をも含め、さらにより極端な場合をも含む、より包括的な枠組を設定したものと見えよう。すなわち、このことは、意思決定前提のどの局面に不確実性の源泉が、どのように作動するか、によって、企業行動をコンティンゼンシー的に説明する枠組設定を意味する。以下において、この枠組を利用しながら、企業行動を述べて見よう。

- (一) 組織を協働体系として概念化するとは、バーナードによる。
- (二) R. M. Cyert and J. G. March, *A Behavioral Theory of the Firm*, 1963.
- (三) J. D. Thompson, *Organizations in Action*, 1967.

## 三 企業行動と戦略的適応

## 二 サイモンの満足行動

一般的に云って、意思決定は、「極点」を求める一連の情報の収集・評価のプロセスである、と定義されよう。伝統的企業理論は、利潤を、この「極点」に置く場合に見られる。しかしながら、この理論は、企業を、協働体系としての組織と見るのではなく、単なる「質点」と見るという欠点をもっている。もし、企業を協働体系としての組織と見るならば、組織内部におけるオーソリティーやコミュニケーションという概念を無視することはできないはずである。サイモンは、このような協働体系としての組織の内部メカニズムを説明するための中心概念として、意思決定を導入し、ゲーム理論の影響のもとで、組織分析を豊かなものに仕上げて行った。ここでは、サイモン理論を詳論する意図はないけれども、経済学的企業理論に見られる経済人モデルに対比するならば、それは管理理論人モデルであり、さらに、その特徴は、制約された合理性と満足行動にある。周知のごとく、このサイモン理論は、さらにサイヤート・マーチによって、企業の Behavioral theoryへと発展せしめられた。しかし、サイモン理論も、トンプソンによれば、*newer tradition-*

組織構造を、オーソリティー関係やコミュニケーション関係のパートナーの相違によって分けることは、一般的である。その一つは、ウェバーの官僚制組織であり、他は、事業部制、マトリックス組織などである。前述の計算的意 思 決 定 は、官僚制組織を予定する。これらは、クロード・システムの論理を基底とする。しかし、クロード・システムの論理を基底とする一方的、管理は、不確実性が意思決定前提に作動するオープン・システムの論理と両立しない。このシレンマを解決するために、組織は、官僚的性格から離れて、環境と組織との連結単位を設け、意思決定の分権化傾向をもつ。組織は、外的環境と内的環境とを均衡させなければならない。

伝統的経済学においては、企業を「質点」と見ることによって、市場の価格をつうじての外的適応のみを問題とした。しかし、前述のごとく構造的パラメーターをもつ組織は、単に外的適応を問題とするだけではなく、同時に内的適応をも問題とすべきである。企業が、満足のパフォーマンスを達成している場合、外的適応と内的適応における均衡を実現しているものと見ることが出来る。反対に不満足なパフォーマンスにおいては、企業は、不均衡から均衡への回復のために、外的にも内的にもいろいろな戦略をとるのである。以下、主として外的戦略としての競争的戦略と協調的戦略について論じよう。

### (1) 競争的戦略

経済社会システムの一構成要素としての企業は、外的環境から支持や便益を受けると同時に、外的環境に対して支持や便益を与えな

ければならないであろう。企業は、それをとりまく社会システムとの関係においてギブ・アンド・テーク、または交換関係にある。企業目標の設定においても、この交換関係が反映される。すなわち、企業は、この交換関係を基盤に、外的環境との戦略的取引を行うとして自己の目標設定を行うのである。この場合の戦略として、トンブソンとマックウィーブンは、競争的戦略と協調的戦略——バーゲニング、cooptation, coalition——とを挙げている。競争的であるためには、競争者は、確実な目標（価値）をもっているが、どのようなベリオフが得られるかは、ライバルの戦略と第三者（例えば消費者）の不確実な反応に依存するので、前述の判断的意思決定に基づいている。これは認知的問題と見ることが出来る。

周知のごとく、経済分析では、競争は、完全競争、不完全競争、寡占、独占と分類される。しかし、この分類は、価格行動を唯一の契機としている。これが企業の内部組織問題への理解をまたげてきたのである。われわれは、企業の内部組織を契機とする環境的戦略の一つとして競争を理解しようとしているのである。環境的戦略の他のものは、以下で述べる協調的戦略である。

## (2) 協調的戦略

協調的戦略では、企業は自己のとった手段、または、コストに対して、第三者の反応、または、ベリオフがどのようなものであるか、についての不確実性でなく、自己の目標、価値が不確実な場合に、パートナーとの間に直接的「かけひき」をつうじて、この不確実性を排除、吸収しようとする。したがって、この場合、たとえば複数

目標が存在すると仮定すれば、それらの一部についての自由度の放棄と、これと引き換えに他企業の自己の目標決定への干渉によって、残りの部分についての目標明確化が行なわれよう。自由度の放棄と目標決定への他企業、換言すれば環境の干渉という「かけひき」にも、その程度においていろいろな種類が存在する。すなわち、バーゲニング、cooptation, coalitionが、それらである。経済理論は、目標間に非可約性が存在する場合には、消費者選好理論に見られるごとく、無差別曲線を導入することによって、可約化し、つねに資源の稀少性を仮定することによって、目標についての自由裁量的行動を許さず、したがって、企業の対環境戦略において、以上の協調的戦略を認めようとしなかった。

いまある企業が、売手市場にあるとしよう。この企業は、競争企業よりもヨリ速く生産物を市場に提供することによって、成功的な超過利潤を手に入れることができよう。この場合、企業がとる戦略は、いまでもなく競争的である。しかし、この市場が成長期を過ぎて衰退期をむかえたとき、いままや市場が逆転したにもかかわらず、この企業は、独占的地位も獲得しえず、この産業分野から撤退することにも、新製品開発にも成功せず、この産業にとどまることを余儀なくされたとき、かれは製品販売への努力を継続するであろうけれども、買手市場という環境条件を変えることは到底不可能であろう。そこで残された道は、競争相手と談合してカルテル形成へ動くか——cooptation behavior——、または巨大商社の系列化に入るか、親企業の下請となるか——Coalition behavior——であろう。この不名誉な選択において、前者は独占禁止法にふれる違

法行為であるので、この企業は、後者を選んだとしよう。すなわち、これは、他企業による支配、またはパワーに服したことを意味し、そこに支配・従属関係が成立したのである。

以上の論議は、一面的、一面的と批判されるかも知れないけれども、経済分析がもつ欠点を補いえるのではないだろうか？ 経済学は、企業行動についてスラックやパワー、非合理的要素や非経済的要素、支配関係や被支配関係などを少くとも考慮しなければならぬ不可欠なものとは見なかつた。それゆえに、経済分析は企業の業務提携、企業合併、下請系列化といった企業行動を説明する十分なフレームワークを欠いていた。われわれは、ここで基本的には意思決定の枠組、それから引き出された競争的戦略と協調的戦略の選択行動のなかにそれを求めようとした。

以上の分析は、経済分析と企業の組織的行動とを結合させようとする意図のもとに、分析単位として企業を holistic に扱った。しかし分析単位をさらにミクロなもの——組織内部の部門——に焦点をおくならば、エーゼンシーとしての部門が、外的不確実性を、組織内部の不確実性にどのようにして変換し、吸収するか、そこにおいて部門間にコンフリクトがどのようにして生ずるか、さらに、これらの解決が企業行動にどのような反響を与えるか、といった一連の問題群についても、ここで述べた意思決定の枠組は有効な解明のキギを提供するのである。

(1) J. D. Thompson and W. J. McEwen, "Organizational Goals and Environment: Goal setting as an Interaction process," *American Sociological Review*, Vol. 23, Feb. 1958.

(2) 「手段目的分析」が不可能である場合を考へて。

(3) A. G. Papandreou, *Some Basic Problems in the theory of the Firm*, (B. F. Haley, A Survey of Contemporary Economics, 1952).

\*よる O. E. Williamson, *The Economics of Discretionary Behavior: Managerial Objectives in a theory of the Firm*, 1964.

## 四 結 言

伝統的経済学における企業理論は、いまや大きく変わりつつある。それは費用・価格の動きの結果としての利潤極大化行動であった。しかし、スクイズされるべき利潤がなくなった企業は、どのような戦略・方法によってサーバイバルするのか？ また産業において独占的地位を確保している企業は、どのような戦略・方法によって、そのパワーを得たのか？ 企業行動理論は、これらの点を解明するフレームワークをもたなければならぬ。われわれは、本論において、組織分析または社会分析が、これらの点の解明において、どのように利用されるか、を示そうと努めた。

質 問 一 (慶応義塾大学 佐藤 芳雄)

(1) 企業の内的意思決定のプロセスは重要な問題であるとして、ここに問題となる企業とは、現代経済体制におけるどのような企業を念頭におかれているのか。

(2) 経済的要因(競争条件の変化)によって、企業が内的な意思決定を行ない、一定の「満足原理」によって、例えばカルテル、業務提携、企業合併などを選択決定していく。そのばあい、あくまで経済的要因が基本的決定要因なのであって、「満足原理」内部意思決定で、この選択決定を説明できないのではなからう。



答 (1) 私が、ここで念頭においている企業は、現代の高度産業社会におけるそれである。とくに大企業、中小企業という区別は意識しない。

しかし、組織分析を企業分析に適用しようとする場合、組織分析が企業ばかりではなく、組織一般を念頭においていることから、しばしば困難な問題が生ずる。

(2) 私は、企業の組織的意思決定を強調する立場から、トンプソンにしたがって、意思決定を四つに分類している。このうち、満足原理に相当するものは、「判断的意思決定」と「妥協的意思決定」だと思ふ。企業が市場変化に適應する戦略として、もし、これらの二つの意思決定が中心的役割を果たすことが認められるならば、そこでは、カルテル、業務提携、企業合併などは、単なる経済的要因のみによって決定されるものと見ることはできない。また、「計算的意思決定」が予定する極大原理は、企業の内部問題——内部資源の最適利用など——に、むしろウエイトをおくものと考えている。

私は、企業の環境適應行動を基本的には、これらの諸戦略の複合、Mixed Strategy によって説明しよう、と考えている。

## 多国籍企業の戦略活動と政策決定への影響

——内部組織の経済学的分析視点から——

高柳 暁

(中央大学)

### 一 本報告の分析視点

この報告は、多国籍企業の行動を分析し、その行動が各国の経済政策に与える影響について検討しようとするものである。

多国籍企業の海外投資等の行動は、多国籍企業の経営戦略の結果として生じており、したがって、多国籍企業の戦略的意思決定の分析がここでは重要となる。

この戦略的意思決定の問題を取扱うさい、可能なかぎり、取引が、市場なのか組織内部なのかの選択の視点から分析を行うことを試みる。この市場か内部組織取引かの選択の問題は、ウィリアムソンが内部組織の経済学と名づけた問題であり、市場取引と組織内部取引とは取引という観点からは同一次元のことであり相互に代替的な関係にあると把握する考え方を示している。

市場取引を内部組織化する意思決定に影響を与える要因として、ウィリアムソンは、人間的要因として、人間の合理性の限界と機会主義 (Opportunism)、環境的要因として、不確実性と複雑性、および取引相手が少数であることを掲げている。環境が複雑で将来が不確実である場合、人間の合理性には限界があり正確な予測は困難であるため、不確かな市場での取引を避け、確実な組織内取引へと

転換する傾向をもつ。同様に、取引相手が少数な場合、うまく立廻ろうとする機会主義は、市場取引では大きな危険がともない、したがって、組織内取引に転換することになる。

要約すれば、これらの要因は、ともに市場取引コストを増大するものとして働いており、それゆえ組織内取引へと向かうことになる。経済的表現をすれば、市場と組織内とどちらの取引がより能率的であるかによって、取引の形態が決定されるのである。

企業組織の規模が拡大成長して行くことは、経営者が市場取引を組織内部取引化して行ったことを示すものであり、企業成長の一形態として多国籍企業化が現われているのであれば、何故多国籍化したかも、取引の内部組織化という観点から説明することが可能なはずである。

### 二 多国籍企業の大規模專業性

ここで、企業成長の問題を論ずる前に、多国籍企業がどのような企業に多いのかをみてみよう。

結論的に言えば、寡占化した大規模企業、製品差別化した寡占的企業において、多国籍化している企業が多いことが指摘できる。

この傾向は、バーノンのプロダクトサイクル理論、ケイブスの論

文でも明確に指摘されている。プロダクトサイクル理論は、ある商品が開発成長し、成熟段階に達してしまい、国内でその商品について成長が見込めなくなったとき、その商品についての技術力、販売ノウハウを利用して、海外へ進出すると考える理論であり、その場合、国内では当然に寡占的大企業となっていることを含んでいるといわねばならない。

ケイプスの研究によれば、アメリカにおいて多国籍化している企業は、寡占化した巨大企業であり、規模の経済によるそれ以上のコスト低減が困難となったため製品差別によって競争を行っている寡占企業が主として海外進出していることが明らかにされている。そして、コングロマリットのような経営多角化の強い企業では、ほとんど海外へ進出しておらず多国籍化していないことが指摘されている。

わが国の場合にも、この寡占化した大企業で、経営多角化の程度が弱い場合に、海外への進出が多いことが、繊維業の場合裏付けられる。すなわち、繊維産業における大企業の海外進出の程度を調査してみると、各企業における繊維関係製品の売上高と、その企業の海外進出の程度（総売上に対する海外子会社売上上の比率を指標にとった）との関係は、0.7555ときわめて高い相関係数を示していることが判明したのである。繊維製品の売上高を、繊維産業における寡占化の指標として捉えたものであり、この指標の捉え方が有効であるとすれば、寡占化企業ほど海外進出の度合いが強い、すなわち多国籍化の傾向が強いことが立証されたことになる。同様に造船業でも同じ変数間の相関係数を計算すると、0.716となり、これも高い有

意な相関を示している。

それぞれの回帰式も示せば次のごとくであった。

相関係数	回帰式
繊維	$y = 0.01x - 6.5$
造船	$y = 0.0016x + 1.07$

ただし、 $y$ ：本社の売上に対する海外子会社の売上上の比率(%)。

\* 繊維部門又は造船部門での売上高(億円)。

なお、比較のため繊維産業において、企業規模(売上高総額を指標とした)と海外進出の度合いとの相関係数をとったところ、0.516となり、それ自体はかなり高い有意な相関を示しているが、繊維部門のみの売上高との相関係数の約0.8とを比較すると相関度は低いと言わざるをえない。

この規模と専業の売上規模との相関度の相違から、同じ大企業でも、多角化して売上の大きい企業に比較して、一つの業種に専業化している場合に、海外進出をより積極的に行っていることが明白となっている。すなわち、多角化経営の企業は、多国籍化することは少なく、一業種に専業し寡占化している企業の方がより多国籍化する傾向にあると結論することができよう。

### 三 多国籍化の成長戦略

以上のような、製品差別化した寡占企業に多国籍企業が多いという事実は、何故生じたのであろうか。

企業の現象は、企業行動の結果生ずる。多国籍化の現象も、経営

者の経営戦略の結果であるといえる。多国籍化は、企業の拡大成長を意味するのであり、企業の成長戦略の一つの方向を示すものといえる。

企業の成長戦略は、基本的に三つの方向を有している。(1) 水平的拡大 (2) 垂直的拡大 (3) 多角化(コングロマリット化)である。ここで問題になるのは、これらの三つの戦略方向は、一つの企業の一時期をとると同時並行的に行われることは少なく、どれか一つの方向へと集中して戦略が立案実行されることが多いことである。限られた資本、人材等の経営資源を使用しての成長であれば、総花的な戦略ではなく、どれか一方に重点を置く成長戦略とならざるをえないからである。

したがって、一般的な成長戦略のパターンは、次のごとくであると論理的には考えられる。すなわち、企業は最初、国内市場における水平的拡大を志向する。これは、既存の経営資源(ノウハウ等)を利用して容易に達成できると考えられるからである。しかし、この水平的拡大の結果シェアが高まり、それ以上の成長が次第に困難になったとき、まず垂直的統合を考慮するであろう。これは既存事業の競争力の強化にもなり、シナジー効果も期待でき、企業成長でもあるからである。

そして、この垂直的拡大の方向も検討し終ってさらに成長させるため最後に考えるのが経営多角化である。新しい事業に進出するためには新しい技術、経営のためのノウハウが必要であり、その獲得のためには、十分な経営資源の蓄積がなければならないからである。この成長パターンの中に海外市場を含めると、国内の水平的拡大

が限界に達した場合、海外市場へ進出するか、国内での垂直的拡大多角化による拡大を選ぶかの選択に直面することとなる。また、垂直的拡大の場合も、国内のみでなく海外へ進出するか否かの選択の問題も生ずる。いずれにせよ、海外市場へと進出する戦略を最初に選択する企業は、国内で水平的な拡大が限界に達した企業すなわち製品差別化した寡占企業であるというパターンが当然に生じてくるのである。

ついで生ずる海外進出企業は、垂直的統合の著しい企業であり、国内市場で水平的、垂直的拡大のともに限界に達した企業ということができる。そして最後にくるのが、多角化企業であり、多角化の程度が強い企業は海外進出がもっともおくれることになる。

### 四 海外進出の場合の取引の組織内部化

水平的拡大にせよ垂直的拡大にせよ、国内市場で寡占化し成長に限界が生じた場合、海外に進出するのであるが、その場合、最初から海外直接投資をし多国籍化するのではなく、海外との取引をまず拡大し、やがて直接投資を行うようになるのが通例である。

水平的拡大の場合、まず製品輸出を考え、そのあとで、輸出をさらに拡大するか、それとも直接投資し海外で生産をし販売するかを考へることになる。実際には、最初、海外の業者への輸出から始めるが、しかし、輸出品の拡大とともに、海外に販売子会社を設け、輸出製品の販売網を確立し、そのあと、海外での現地生産を開始することになる。はじめの輸出から海外販売子会社への転換は、海外の業者と本社との間の市場取引から、本社と海外販売子会社との間

の組織内取引への転換を意味している。また、販売子会社から現地生産への転換は、子会社内における垂直的統合の推進であり、組織内取引の拡大として把握することができる。

海外の業者あるいは、貿易商社を通じて輸出している場合、海外についての知識の不足、将来の不確実性に悩まされ、かついつ取引を断られるか心配しなければならぬが、このことは、市場取引のさい存在している不確実性と人間の合理性の限界、および機会主義と取引相手が少数であることの条件に合致しており、取引を内部化しようとする動きが生ずるのは当然ということになる。販売会社から現地生産への転換は、子会社にとっては市場取引から組織内取引への変換であるが、しかし会社全体としては、内部取引間の移動であるに過ぎない。しかし、それが会社の売上高を増大するならば、内部取引の拡大をともなっていると考えられる。

垂直的統合は、国内であれ海外であれ、市場取引から組織内部取引への転換を意味している。発展途上国の鉱山を開発する場合、新規の開発の場合でも、それを他の会社にさせず子会社で開発することとは、原材料を市場取引でなく組織内部取引化でもって確保したことを意味するのである。

## 五 多国籍企業の進出先国への影響

多国籍企業の進出先国への影響については、多くのことが今まで述べられている。この影響を若干内部組織化の理論から検討してみることでのこの報告のしめくりとしたい。

多国籍企業によって工業や経営の技術の移転が容易になるとい

ことは、同じ権限内にある本社と子会社関係の方が、市場を媒介してよりはより早く正確に移転することから、当然に起りうると考えてよからう。

しかし、海外子会社が本社の組織内にあることは、本社の意思決定に従属する立場にあり、このことは、進出先国の経済政策の統制がききにくいことを意味している。要約すれば、多国籍企業の子会社が増大することは、その国内外での市場取引の範囲が冒され狭められていることを意味し、そのため市場メカニズムを通しての経済政策が通用しにくいという現象が生ずると予想される。

前述したように、本国の寡占企業の多国籍化は、当然に世界市場の寡占化傾向をもたらすものであり、進出先国の国内市場も当然に寡占支配されることが予想され、すでに寡占の弊害が生ずるが、多国籍企業の寡占的支配は、進出先国の経済政策に対する大きな制約を課すこととなるだろう。

(1) Cf. O. E. Williamson, *Markets and Hierarchies: Analysis and Antitrust Implications*, The Free Press, 1976.

(2) Cf. R. Vernon, *Sovereignty at Bay: The Multinational Spread of U.S. Enterprise*, 1971 (霍貝貝『多国籍企業の新展開』マイヤキム社) 他参照。

(3) Cf. R. E. Caves, *International Corporations: The Industrial Economics of Foreign Investment*, *Economica*, 39, 1971.

質問 一 (大阪市立大学 奥村茂次)

(1) 「政府の政策決定も、多国籍企業の戦略決定も、意思決定であるという点で、意思決定過程として同じ分析手法を用いることができる」と

能性が大きいように思うが、報告者の見通しは如何であろうか。  
答 (1) 最初の質問内容は報告要旨のみで、実際の報告ではふれなかった点であるが、私が同じ分析を行いうるといったのは、意思決定の目的が同一というのではなく、意思決定過程は過程としての技術的側面のみをとりあげれば、国家でも企業でも同一だと考えられるからである。国鉄でも私鉄でも、安全にかつ効率的な輸送という点では、全く同一とみてよからう。

(2) このような世界的寡占に対しては、進出先国から当然反発をうけ、経済ナショナリズムが強くなり、国家間協定へ向かうであろうとの御説には、全く同感である。

質問 二 (中央大学 斎藤優)

ウィリアムソンの内部組織の経済学による多国籍企業の分析は、この報告のかぎりでは、全く不十分である。もっと別の観点から分析すべきではないか。

答 御指摘のとおり、私もきわめて不十分であると考えている。しかし、ウィリアムソンの考えは、経済学と経営学との接点を取扱うことのできる理論であり多国籍企業問題の分析にも非常に有効であると信じている。

とされているが、両者はその意思決定の目的が異なるのだから、意思決定過程の形式的同一性から、同じような取扱いをすることには疑問を感じる。たしかに今日では、国家独占資本主義とか、「企業の社会的責任」とかいわれている実情からも、両者の目的関数に一定の収斂化がみられるのは事実であるが、それらはなお表面的に形式的類似性であり、体制変革(私的所有制の揚棄)を前提としないかぎり、その本質的同質性を語ることはできないのではないか。

(2) 多国籍化とコングロメリット化はともに大企業の企業成長戦略としておこなわれているが、多国籍化はコングロメリット企業にはあまり強くみられず、むしろ一業種に専業している巨大企業に強くあらわれており、二つの方向が同時的におこなわれることは少ない、との主張は同感である。評者のアメリカ大企業にかんする実証的研究でも、I・T・Tのような若干の例外はあるが、かかる傾向を確認しており、評者の分析では、各業界のトップ・クラスにある企業は、国内での合併を通じての企業成長が困難なため、多国籍化の方向をはやくから志向しており、それより下位の「いわばセカンド・クラスに位置した大企業が企業合併によるコングロメリット化の先頭に立って、トップ・クラスへのキャッチ・アップに努めてきたように思われる。

(3) 各国の大企業の「多国籍化」が進行している今日、少数の寡占の大企業が世界市場においても優位を占め、これら大企業による市場争奪が世界的規模で展開されていくであろうとの展望においては、報告者と全く同意見であるが、そのさい、かかる国際的規模での多国籍寡占企業による国際カルテル結成への方向にすむか、あるいは、それぞれの母国の政府をつうじた「経済ナショナリズム」の激化の方向が予測されるか、評者はむしろ後者の方向へすすむ蓋然性が高く、世界市場分割にさしても、自国政府を介在せしめた国家間協定のような形がとられる可

# 公企業的港湾経営の課題

山村 学

〈明治学院大学〉

## 一 はじめに

戦後のわが国では、臨海部を中心とした重化学工業化が進められ、一方では積極的な内外貿易の拡大化がはかられてきた。そのため、港湾の物流構造も大きく変化してきているが、これを管理運営の面からみると種々の問題があるし、港湾管理者はその対応策にせまられているのが現状である。

したがって本稿では、まず港湾の物流と管理運営の実状について若干の考察を加え、港湾管理者がかかえている問題の所在を明らかにしながら、公企業的経営の方向をさぐってみることにした。

## 二 港湾の物流と管理運営の実状

### (1) 最近の港湾施設と取扱貨物の概要

港湾法による港湾は、昭和五十一年八月一日現在で一、〇八五港となっているが、このうち港湾管理者によって諸施設が整備され、その管理運営が行われているものは九八〇港である。また、これらの港湾における主要施設は昭和五十年三月末現在で防波堤延長が六四四軒、泊地面積が大型船舶地で九・九億平方米、小型船舶地で八、一〇〇平方米となっている。岸壁換算延長の場合は民間分を含める

と一、五〇〇軒(うち水深七・五米以上の大型船用岸壁は二九四軒)におよんでいる。

つぎに港湾貨物の取扱量をみると、輸入品では原油、鉄鉱石、石炭などの重化学工業原料が多く、輸出品では鉄鋼、肥料、薬品、セメント、金属製品などのウエイトが高い。

一方、移出入貨物では石油製品、鉄鋼、原油、土石、石灰石、セメントなどが主流を占めている。

しかし、昭和四十九年以降の景気停滞によって昭和五十年の取扱実績は二五億屯(前年比五・六%減)にとどまっており、以後もこのような傾向がつついている。

### (2) 港湾における物流構造の変化

近年の港湾においては、運輸白書(昭和五十一年版)が指摘した如く、埠頭を中心とした物流経済活動の面に大きな変化があらわれている。

例えば、流通拠点港湾をみると、商物分離という流通構造の変化に対応しながら、コンテナ埠頭やフェリー埠頭などの整備が進められ、いわゆる海陸一貫輸送体制の確立が目指されてきている。また、一次産品や工業製品については物資別専門ないし専用埠頭化が進み、

流通加工も加えた新しい輸送体系が形成されてきている。一方、

工業港のばあいも同様であり、工場の生産過程と直結した近代的な専用埠頭が整備されている。

したがって、港湾の荷役は接岸作業比率が増大し、それと裏腹に沖取り船廻送の比率が減少するという構造的な変化を生じているわけである。

つぎに、港湾を主たる経済活動の場としている代表的産業―港湾運送業の動向をみると、事業者は全国で一、二四七社(昭和五十年三月末現在)となっているが、このうち八一・九%は資本金が一億円未満のものであり、相変らず経営基盤の脆弱性を露出していることがわかる。かかる状態は、港湾運送業界が荷主や船社への従属性を強めることによって成立するという産業構造に基因するかも知れないが、これに加えて用産生産が労働集約的であるため、低い資本装備率で、かつ小規模でも事業経営が可能であるという面をもっていることを見逃してはならないであろう。しかし、最近では港湾運送用諸施設の保有が、多少とも増加しているし、料金面でも新しい荷役形態に見合った制度が導入されてきたので、業界内部の合理化も進展している模様である。

なお、港湾労働をみると機械化の進展とともに技能労働へと転換してきているが、労働環境は相変らず苛酷な面が多いし、労働災害発生率も他産業に比べて高率となっている。そのため、依然として新規若年層の労働力確保は困難となっているし、他産業への流出なども加わって老齢化が目立っている。

### (3) 港湾の整備と管理運営業務の内容

近年における港湾の管理運営業務は多元化してきている反面、業務権限の範囲は縮小してきているといえる。

例えば、港湾機能の中核である埠頭の経営ないし運営の主体は港湾管理者ばかりでなく、民間企業もあれば第三セクターや民法三四条の公益法人、公団などもある。また所有と利用の形態別にみると公有の一般埠頭と専門埠頭および私有の専用埠頭があり、専門、専用埠頭は、さらに物資別(例、鉄鋼、穀物とかセメントサイロ、木材、水産物など)荷姿別(コンテナ)、特殊船舶(フェリー、引船など)方面別(外航ライナー)などに分けられた把握が行われている。

したがって、これらの点からみても管理運営の主体性がうすれてきているといわざるをえないであろう。

### (4) 港湾財政の内容

前述のように港湾の貨物が量的、質的に変化し、その取扱形態も大きく変化してきたため、港湾管理者はそれに見合った諸施設の整備に追われているし、一方では環境の整備や保全などの事業も増加させざるをえなくなっている。しかも、これらの建設コストが上昇していることに加えて管理運営費が増大しているため、港湾財政のバランスは慢性的な赤字となっている。

例えば、主要八港における昭和四十九年度の収支状況(官庁会計方式)は、歳入構成が使用料などで二七・七%(前年度は二五・〇%)と増加しているものの、公債(二二・八%)と一般財源(三四・九%)の合計が五七・七%にも及んでいない。また、歳出構成では

管理費が一九・二％（前年度は一六・五％）、施設維持補修費が三・二％（同二・六％）と増加している反面、機能施設整備費は一三・八％（同一六・八％）、基本施設整備費は三七・三％（同三九・五％）と減少している。これを企業会計方式でみると、支出面では管理費が前年度比で三六・〇％増、公債利子が二一・〇％増となっており、經常経費に占める公債利子の割合は二五・七％に及んでいる。そして支出超過額（赤字）は一〇四億九、一〇〇万円で前年度比二四・五％増という結果がでている。

### 三 港湾の管理運営からみた主な問題点

#### (1) 不明確な管理運営の基本方向

港湾の管理運営についての実状をみると港湾管理者は、港湾の公益性、効率性、地域特性などをふまえて、その利用方法や維持管理体制を明確に打ち出していないといえる。

何故ならば、具体的に何をどこまで直営とし、どこを委託にしたか、貸与したりするのか、利用者は何をどこまで負担するのか、またそれらは何故なのかということが明らかになっていないと言えないのが現状であるからである。

これでは運輸白書が今日の課題としている流通革新や輸送構造転換への対応とか、物流コストの削減による物価安定、国民生活に不可欠な一次産品の安定供給などの点からみて、これらにどの程度寄与できる管理運営体制なのか、全く不明といわざるをえないであろう。

#### (2) 親方日の丸的な港湾財政の構造

殆どどの港湾管理者も地方自治体そのものであるが、港湾財政全体を独立会計としていない。そのため、どの施設のどの部分では、どんな活動が行われ、それにどの位のコストがかかって、どれだけ収益が上っているか不明確である。

また、今日においても費用や収益の対象項目毎に、どれを税収で処理すべきかとか、どれを管理運営上の費用や収益として考えるべきかということが、どの程度検討されているのか疑問である。

これは港湾管理者として義務づけられたもの以外にやる必要がないという考え方が一般化しているからであり、いわゆる親方日の丸の体質にほかならない。しかも、かかる実状であるとすれば港湾財政には不必要な外部不経済がとり込まれていたり、吸収すべき外部経済効果が見過ごされていることも確かであろう。

#### (3) 消極的な埠頭管理運営の姿勢

近年は周知のように、種々の方式によって専門埠頭が整備されてきている。しかし多くの場合、港湾管理者はその管理運営基盤確立の方向を見定めることなく、どちらかといえば物理的な施設を整備して利用者へ提供し、必要な経費だけをとるということが主体になっている。これでは埠頭の用役生産内容に関心が無いといわざるをえないし、もし経費の増大や利用の減少となった場合はどのように対処するのか疑問である。

また昭和三十年代の後半から増加している民間企業の埠頭については、港湾管理者が荷役形態別の貨物取扱実績をフォローしている

### 四 公企業的な港湾経営への課題

以上のような検討結果からみてもわかる通り、港湾の管理運営はもっと体制強化を計っていく必要があるが、その一つとして地方公営企業の経営の方向を目指すべきであるといえる。

これは港湾の管理運営も、地方公営企業と同様につねに企業的经营性を発揮し、その本来目的である公共の福祉が増進されるように運営すべきであるからにはほかならない。

したがって、そのために必要と思われる基本的な課題を提起し、本稿の結びに代えることにする。

#### (1) 経済原則に基づいた港湾領域の明確化

港湾を物的な側面からとらえると非移動性や不可分性があるし、生産費からみると固定費が非常に高いという特徴をもっている。また基本施設を中心とした需要面では消費者余剰が大きく必需財な性格をもっており、民間の経済活動に必要な補完財ないしは結合投入財としての機能を果している。さらに、これを社会的な側面からみれば、地域社会の形成や発展に必要な原動力となっている。

そのため、公共財として港湾管理者が建設、維持補助、運営などを行ってきているわけであるが、既述のような問題や矛盾などを考えると地域社会全体からみた港湾のあり方を、まず明確にすべきであろう。しかし、この場合に港湾管理者が親方日の丸的な縄張り意識を捨てないとい体化されていかなければならない。つきに、港湾の中から経済原則でとらえられる領域の明確化をは

程度にとどまっております、地域社会への寄与度合などはあまり検討していない。そうすると、この面でも港湾管理者は埠頭のどの部分をどのように管理運営の対象にとり込んでいくかという積極的な姿勢に欠けているといわざるをえない。

#### (4) 港湾産業との連系にみられる問題点

港湾物流の主役ともいえる港湾運送業界に対しては、中央行政当局が一貫責任体制の確立を目指して近代的諸設備の導入促進、労働対策、実態に即した料金の設定とその完全取受などを指導している。しかし、これらは港格や類港別の免許行政を主体とするものであつて、それぞれの港に見合った用役生産活動のあり方や業界経営収支基準などを策定して指導育成をはかるところまでには至っていない。

もちろん、そのためには、中央行政当局ばかりでなく、港湾管理者、港湾運送業界、荷主や船社などの一体的な協調体制確立を必要とするものの、今日の港湾運送業界は周知のように荷主や船社の代弁的立場になってしまっており、港湾管理者の生産要素とタイアップするという意志や行動が殆んどみられない。

また、港湾においては通信、曳船、給油、給水、水先案内、船舶清掃などのようなポートサービス業務を必要とすることはいまでもないが、これらの設置や運営の主体に誰がなり、かつどのような業務内容を行うのが適切かという検討も、どの程度行われているのか疑問である。

かる必要がある。何故ならば香港の経済活動を分類すると、公共的、混合的、市場的なメカニズムによって形成されており、その活動内容も公共的なもの、中間的なもの、私的なものがあるからである。したがって、かかる分類を行えば費用負担や財政補填の方式とか範囲などに加えて国や地方の行政介入度合、範囲なども明確になってくるといえるが、この場合もコスト意識を高めてこそ、その具体化が可能になるのではなからうか。

#### (2) 港湾管理者財政の健全化

港湾管理者も地方公営企業と同様に、多数の職員と多額の資金を動員して港湾の大規模な整備事業を行い、かつその管理運営に当たっているので地域社会における有数の経済主体といえる。したがって、この点を自覚すれば港湾法の目的(第一条)にそう管理運営体制確立の方向とは、公共性と効率性をふまえた生産性の向上をはかりつつ、一方において独立採算制を維持していくことに求められる。

しかし、この場合には前項の分類にもとづいた公共規制(料金設定、職員配置、会計制度など)の徹底的な検討を行う必要があることはいうまでもない。

#### (3) 多面化した港湾経済活動への対応

地域における港湾のあり方をふまえながら、多面化している港湾の物流をシステムのにとらえて、諸施設と港湾関係者の位置づけを明確にする必要がある。何故ならば、これによって生産要素の一元の把握が容易になるし、また経済社会情勢の変化に対して弾力的な

対応ができる多元的管理運営体制の確立を目指すからである。したがって、港湾のどの活動を、どんな範囲で、誰がやったら適切なかを十分に検討し、その分野の確定化を急ぐべきであろう。なお、確定した場合でも市場原理のあまり働かない分野を民間企業が受け持っていて採算割れを生じたならば、その助成措置は構ずるべきであろう。

#### (4) 地方公営企業の組織化への方向

港湾の用産生産が組織的に一体化され、かつ経済原則にもとづいた供給が行われるためには、現在の港湾管理者組織を地方公営企業的なものに変えていく必要があるし、そのための検討が進められなければならない。

その一つの方向としては、ポートオーソリティ的なものが考えられるが、かかる検討に際しては港湾関係者ばかりでなく、地域全体の利害関係を代表する人達で構成された協議体で行われるべきであろう。

#### 質問一(青山学院大学 北見俊郎)

御報告は「公企業」化を対象としているが、その「周辺の問題点」では港湾をめぐる広範な諸問題が体系的に整理されており、いくつかの的確な御指摘があったと思う。それらは直接的な対象の問題であると同時に、港湾の社会科学的研究の方法論上からもきわめて有意義なものといえます。

以上のことをふまえて、なお次の諸点の御高説を頂ければ幸いです。

(1) 法と行政にもとづく港湾の「管理運営」から経済性にもとづく

「経営」化を理論として展開される場合の基礎理念は何か。つまり実践的な利害関係や政策的なイデオロギーとは別に、変革を試みる客観的な理論としての一般的な方向づけの概念について、もう少しつけ加えて頂きたい。

(2) 港湾の問題が、この「政策学会」でとり上げられることの意味は大きい。これまでの港湾政策は中央集権下において行政の枠内でとり上げられてきたが、そこでは重化学工業の生産力増大という経済政策に埋没した形で港湾諸対策にとどまっている。

しかし、御指摘のように港湾が産業としてとらえきれない許認可行政から脱出するためには、そうした諸対策ではなく、主体的な「港湾政策」が必要と思われる。この場合、その「港湾政策」と経済政策との関係はどのようになるか。また「経済政策」の中で港湾や「港湾政策」はどのように位置づけられるか。

(3) 最後に港湾を「公企業」化する場合、欧米におけるポートオーソリティ方式がモデルになるが、歴史的事情をふまえての日本的な企業形態とは何が考えられるか。また欧米における「港湾経営」の実態から何を日本に導入するのが望ましいか。

答 (1) 第一点については、まず港湾の歴史的な発展形態と、その中における経済構造の変化を明確する必要があると思います。しかる後に経済原則でとらえられる港湾領域の明確化をはかり、経済性にもとづいた経営化の方向が検討されるべきであるといえます。

(2) また第二点の質問である港湾政策は経済政策と一体的なものとして把握されねばならないと思います。したがって港湾や港湾政策は、当然経済政策の一環として位置づけられるべきではないのでしょうか。

(3) 第三点の日本的な企業形態としては、港湾法や地方自治法などの立法精神にもとづいたポートオーソリティ的なもの、ないしは管理組合か港務局的なものが考えられます。また、何れの形態をとっても、その内容としては、地方公営企業的な性格が要求されるのではないのでしょうか。

したがって、欧米の港湾経営内容も、かかる観点から検討して見る必要があると思います。

#### 質問二(一橋大学 山中篤太郎)

(1) 港湾を分離して、その機能を考えるのではなく、全循環(少なくとも物流全体)の中において考える武器をもたないと、所謂「問題」の整理ができないのではないかと。

(2) また公企業として考える場合に、現象ではなくその本質をとらえてから港湾の公企業化を考える武器(例えば non-profit organization management)あるいは Social marketing といった見方)が必要ではないか。

この二点を参考意見として述べ、今後さらに検討を深めていくことを期待したい。

答 貴重な御意見ありがとうございます。

# 台湾の経済政策

——所得分配について——

寇 龍 華

〈台湾大学〉

## 一 台湾の経済発展の歩み

戦後三十年間においては、台湾の経済は、急テンポで農業国から工業国に変貌した。その成長率はアメリカや、日本等の先進諸国に及ばないが、開発途上国の中では、常に一、二番の位置を占めていた。これを主なデータについて見れば、次の通りである。

例えば、一九四六年を基準として、一九七五年には、人口は二・六倍、農業生産指数は五・二倍、鉱工業生産指数は一一・五・六倍、輸入は一一・一倍、輸出は一〇・八倍になり、複利法により計算した年平均成長率は、人口三・四%、農業生産指数は五・九%、鉱工業生産指数は一七・八%、輸入は一八・〇%、輸出は八・六%であった。

一九五二年迄は、主に戦前農、工業生産の回復に努めたが、一九五三年以後は、一連の四ヶ年経済計画を立てて、本格的な工業振興に全力を注いだ。この事実がデータにも現われて、一九四六年から一九五二年の年平均成長率は人口と輸出を除けば、農業生産指数、鉱工業生産指数と輸入は共に高い成長率を示した。一般的趨勢として、人口と農業生産指数の成長率はだんだん鈍化し、鉱工業生産指数は各期ともに一〇%以上の成長率を維持していた。輸入は一九六

四年から一九七二年に二〇%以上の成長率を示し、輸出は一九五二年から一九六四年の間に一〇%以上の成長率を示していた。

人口成長率の減少は出生力抑制政策によるもので、農業生産指数成長率の鈍化は、生産諸要素の自然的制限によるものと認められている。初期の輸入の高成長はアメリカエードによるものが多く、ついに輸出の高成長を誘導し、外貨準備の充実と海外市場の開拓に刺激されて、再び輸入の激増になり、資本財の拡張になったのである。台湾の経済はここにおいて、貿易主導型経済の特性を明らかに表現していた。

次に、人口と国民所得の相互関係を観察すれば、次の通りである。前にも述べたように、総人口の成長率は各四ヶ年経済計画期間中を通して、漸減の途を辿って来たが、有業人口の成長率は、寧ろ漸増の趨勢を有していた。総人口の年平均成長率三・〇%に対し、有業人口は三・五%で少し位、総人口のを越えていた。

実質国民所得は、最後の四ヶ年計画期間を除けば、何れも五%以上の成長率を有していて、年平均成長率は、七・二%の高成長率であった。これらにつれて、総人口成長率の漸減と有業人口の漸増趨勢に対し、一人当り所得は漸増、有業人口一人当り所得は漸減の趨勢を有していた。その年平均成長率は、それぞれ四・三%と三・六

%であった。最後の一期は、石油ショックのため、成長率は、随分低い。

以上述べた台湾経済発展の過程は、日本のそれに及ばないが、台湾は次のような特別事情があるため、上のような高成長率は、初めて人々の注意を引いたのである。

- (1)台湾の人口成長率は永い間、年間三%以上続いて来たこと。
  - (2)農業生産の寄与率は、過去においても、現在においても、割合高かったこと。
  - (3)工業の基礎が弱く、技術員が足らなかつたこと。
  - (4)国内市場が特に狭かつたこと。
  - (5)国防費用が政府予算の大部分を占めたこと等。
- もちろん、アメリカエードは、台湾経済の発展に大きな貢献をなし遂げたが、しかし、アメリカエードは、経済発展の唯一の要素ではない。もし、政府の努力と人民の真面目な働きがなければ、恐らく、台湾経済の発展は、このような高成長ではなかつたでしょう。

## 二 経済構造の変化

台湾経済の発展は、経済構造に明らかな変化をもたらし、私たちは、次の三つの方面から観察することが出来る。

(1)まず、国内純生産の産業構成からみると、一九五二年から一九七五年までは、第一次産業の構成比は、三五・七%から一六・三%に落ち、第二次産業の構成比は、一七・九%から三六・三%に上った。第三次産業は略同じ構成比を保っていた。しかし、成長率は何れも低くない。例えば、第一次産業は五・三%、第二次産業は一

二・四%、第三次産業は九・〇%の年平均成長率を出していた。国内純生産の年平均成長率は八・九%であった。

(2)次に国内総生産の支出構成から見れば、一九五二年から一九七五年まで、消費は九五・四%から六九・六%に落ち、資本形成は一・〇%から二六・六%に上った。経常海外余剰はマイナス七・四%から三・八%に上ったのも、台湾対外貿易の好転を物語っている。これら三要素の年平均増加率はそれぞれ六・五%、一一・八%と六・二%であつて、国内総生産のは八・〇%であった。

(3)最後に、国民所得の分配比を見ると、一九五二年から一九七四年までは、雇用者所得が四二・五%から五七・一%に増加し、その他の所得は三二・四%から一七・五%に減少しているが、財産所得には大した変化がなかつた。年平均成長率は、雇用者所得八・六%、財産所得七・二%、その他六・九%、国民所得七・二%であった。

以上の説明した如く、台湾の第二次産業の寄与率は増加し、第一次産業の寄与率は減少して、工業化の進展を明らかに示した。それから消費率の減少と資本形成率の増加と海外余剰率の増加は投資意欲の強化を示唆したものである。加うるに、雇用者所得率の増加とその他の所得率の減少がますます所得分配の平等化に貢献している。

このようにして、台湾は経済発展の夢を実現して、一所懸命に先進国に追いつこうとしている。しかし、台湾経済発展のために、政府は如何なる政策を打ち出したか、私は次のセクションに述べることにする。

### 三 政府の経済発展中における役割

経済発展は個人が個別的に為し遂げるものではなくて、政府と人民とが拳国一心に提携して、初めて実現するものである。戦後三十年の間に政府は台湾経済発展のために次のような諸措置をとって、その成長を助けた。

- 1 幣制改革…政府は戦後のインフレーションを抑制するため、一九四九年幣制改革を実施し、新台幣紙幣「元」を流通させ、物価の暴騰をおさえた。
- 2 土地改革…政府は農民の耕作興味を高めるため、一九五三年に官営事業の株と実物債券で地主の土地を購買し、これを耕作農民に分配して、平和的な手段で土地改革を実現した。
- 3 経済計画…政府は、工業を振興するため一九五三年から四ヶ年経済開発計画を立て、開発目標に邁進した。一九七六年は、第六期四ヶ年経済開発計画の最後の年であった。
- 4 経済財政奨励措置…政府は投資を奨励するため、一九五九年から一九六〇年にかけて、一連の経済財政政策を公表し、投資手続きの簡単化、工業用土地の獲得、利潤に対する免税、原料輸入等の優遇等を計った。
- 5 為替改正…戦後には外貨準備が不足のため、貿易管理が強かった。輸出入は許可制度を取るばかりでなく、為替相場も単一ではなく、各種の用途に異なった官定相場をつかった。一九六一年に政府は初めて、為替相場を統一し、一ドル四〇元の新台湾紙幣を定めた。このレートは一九七三年二月まで変らなかつた。

6 加工区の設立…政府は外人の投資を奨励するため、一九六五年から加工区を設立し、輸出の免税、資金移転の便利、労働力源泉の確保と色々な措置をとっている。

7 義務教育の延長…政府は、労働力の質を高めるため、一九六八年から国民の義務教育年限を六ヶ年から九ヶ年に延長し、一般の知識を高めている。

8 農村建設の励行…政府は農民の生活水準を高めるため、一九六九年から色々な農業促進措置をとって、農業と非農業所得間格差の縮小を計っている。

9 台湾「元」の値上げ…一九七三年二月には、ドル価値の下落に鑑み、政府は台湾「元」の値上げを実施し、一ドル三八「元」に定めた。

10 このほか、沢山の経済政策があつたが、何れも特筆すべきものでないので、ここでは省略することにする。しかし、ここに明らかにしなければならぬのは、国防費用の高額とその効率である。もし、安定した環境がなければ、台湾の経済発展は一步も出さない筈である。だから、台湾は高額な国防費用を出し、外からの侵略を防ぎ得て、初めて、経済成長を築き上げたのである。台湾の経済発展は、国防費用と有効的な防禦体制の産物であると云つても過言ではあるまい。

### 四 経済発展が所得分配に及ぼす影響

経済発展の目的は、所得水準の高めることと、所得分配の平等化することにあると学者達は認めている。英米の国々は、早期の工業

化期間において、みな所得水準の高めることに成功し、貧富極まる不平等な現象が現われた。その後、救貧法やその他色々な社会福祉立法によって、富の分配の平等化手段として制定したことが我々のよく知っていることである。所得税や相続税等の累進税法もこのために案じて来たことが有名である。

台湾経済発展の目標は、所得水準の向上と所得分配の平等化を二つの中心課題として掲げられて展開したため、今のところ貧富不均極まることはまずないと言つてよい。例えば、実地調査の資料によれば、所得分配不平等の程度を表わすジニー集中係数は、一九五三年は〇・五三〇九、一九六六年は〇・二九九八、一九七五年は〇・二九六三であった。算術平均はそれぞれ一〇、八一八元、三五、五五八元及び一二〇、二四五元で標準偏差係数はそれぞれ一・五〇六〇・七八一及び〇・六六三であった。これは、確かに台湾の所得水準は経済発展と共に向上したばかりでなく、台湾の所得分配もだんだん平等化して来たことを証明している。

台湾所得分配の平等化を促す要素は複雑であるが、次の事実がその主なものように認められた。

- 1 土地改革のために、地主は殆んどなくなり、自作農が増えたこと。
- 2 核家族が多くなって、家族内の人口が減るに従つて、有業人口の数が一層接近して来たこと。
- 3 耕作面積が縮小して、面積間の格差が少なくなったこと。
- 4 雇用者が増加して、所得水準を一定の範囲内に固定したこと。
- 5 農産物の保証価格制度は、農民の収入レベルを維持したこと。

このほかに、所得税と相続税の累進税法もあつたが、税の収入が少ないため大した影響がないようである。

### 五 将来への展望

台湾の経済は、戦後三十年間において、上の如く進歩を遂げて農業国から工業国に一変した。この間に、政府はあまたの政策を通して、人民を指導し提携して来た。過去は、輝かしい成功をおさめたことは喜ばしい。が将来は台湾の経済をもう一步先進諸国に近付けようとするれば、次のような政策が必要でしょう。

- 1 耕地面積過少の対策として、農村の共営体制を誘導し、大農場経営を計ること。
- 2 賃金上昇と労働力不足の対策として、高度自動化工業を振興すること。
- 3 資源確保と市場開発の対策として、国際提携を計ること。
- 4 融資の対策として、銀行の機能の向上を計ること。
- 5 労働力質的向上の対策として、技術員の養成を計ること。
- 6 社会福祉を發展するため、失業保険や年金制度の実施を計ること。

以上述べたような政策が立てれば、将来の台湾経済は一層進歩し、所得分配も一層合理化するでしょう。

### 質問 一 (福岡大学 施 昭 雄)

報告者は限られた短い報告時間内において、戦後約三十年間、台湾が歩んできた経済発展の過程とその間台湾政府が施行した数々の経済政策を克明に、要領よくまとめられておられ、まったくその通りの内容です



ので、ここに敬意を表したい。私は台湾の経済発展に対して、いささか関心をもち、特に、一九七二年八月に台北で行なわれた国際会議に出席したとき、蒐集した資料からその当時の台湾経済の動向をおよそではあるが、理解することができた。しかし、その後の資料は断片的かつ不十分にか入手していないので、最近の台湾経済の実態を正確に知ることはできないでいたところへ、コメントの役をつとめさせて頂き、これを好機として、報告者に二、三点御教授を願ひ、私の理解を少しでも補いたいと思うのである。

(1) ご報告のニュアンスからすると、台湾では労働力が不足しているように聞いたのであるが、私をもつ資料からみて、量的には不足してはどうか、むしろ逆に過剰であるように受けとっていた。したがって仮りに、労働力が不足するような徴候があるとしても、それは台湾の産業構造の変化に適合できるものが少ないからではないか。

(2) ご報告の中で、耕地面積減少の対策として、大農場経営を計るべきだといわれておられるが、戦後、台湾の農業発展のボタンをみると、およそ日本の戦後のそれと似ているように思われる。すなわち農地改革で大地主がなくなり、農地の平準化が行なわれた。このとき農地が細分化されたために、いままでも効率があげられるには、規模の拡大、すなわち協力が考えられるが、日本では、これに対していろいろと試みられた結果、幾多の問題に直面して、うまくいっていないようである。ところが報告者は対策として大農場経営を考えていられるようであるが、台湾の特殊な条件の下では、具体的にどう運ばれるべきなのか。また、台湾政府は大農場経営に対して、どういった政策的構想をもっているか。先程も申ししたように、私が一九七二年渡台したとき、台湾の中部に龍井というところがあって、そこで「農地重劃」政策の実験区域をうけて、農地の再区分、再整理をしているのを見学してきた。この「農地

重劃」政策は、大農場経営のための一つのステップとして調整されているのか、それとも大農場経営は台湾がもつ諸条件の下では、無理なことと思つて、右の農地重劃策を試験的にやってみて、結果がよければ、これを大農場経営にかわるものとして考えているのか、御意見を賜わりたい。

(3) ご報告の通り、土地改革以後の農業部門における所得格差は、徐々に平準化されてきた。ところがそれと非農業部門との所得格差は、ご報告では一九六九年から台湾政府がいろいろな農業促進措置をとっているから、縮小の方向にあるといわれておられるが、それでは、両者の格差はいまのところどの程度とみておられるか。

(4) 台湾の経済発展をさらに進めていくには、工業化はどうしてもっと促進していかなければならないが、工業化が進むと農業と非農業部門との所得格差は逆に拡大すると思われる。それらの格差を縮めるために、これまでは、農業部門においては、米価の引きあげや農産物の保証価格制度などによって、農民の所得を向上させると同時に、非農業部門では所得政策によって、最低賃金制度をとるとともに、賃金上昇を極力抑えて、この部門における所得水準を一定の範囲内に制約して、両者をバランスさせようとしてきた。しかし、非農業部門においては、所得水準を賃金政策によっていつまでも一定範囲に固定しておくことは、なかなか困難だと思われる。そこでどうしても租税政策による調整もまた必要となり、また、一層の強化もしなければならぬのではなからうか。ところがご報告の中では、将来への展望として、社会福祉政策だけを強調されているようであるが、税政問題については、どう考えておられるか。この点についても御教示願ひたい。

答 (1) 台湾の労働力問題は、今のところ確かに、量的不足よりも

質的不足が事実である。特に不足しているのは、熟練技術者である。職業安定報告には、いつも求人数と求職数の間に大きなギャップが現われている。その上、充足率も低い。今は、政府が専門学校や職業学校の設定拡充に努力し、又職業安定部門を通じて技術者の訓練を図っている。これが短期的な労働力不足の問題であると私は思う。長期的に見れば、台湾人口の自然増加率は、人口抑制政策の進展により、段々と減退の傾向が現われている。今は一・八%台ですが、

将来は一・五%になる目標があるので、台湾の労働力は量的にも、日本が経験したように、過剰より不足に変わる可能性がないでもない。それ故に今から、その対策を預め講じなければならぬ。

(2) 耕地面積を拡大することは、確かにあまたの問題が横たわっている。特に所有権に対する愛着、平均分配を内容とする相続法が大きな障碍と云つてよい。けれども、最近の兼業農家の増加、農村人口の流出等の状況から見ても、小農場経営は一層維持し難いことになっている。農業臨時雇用者賃金の上昇も火に油をかけるように、小農場の経営コストを増加させた。共同経営が一時的には出来なくても、農会(日本の農協と同じような団体)を通じて、農耕機械の共同利用が可能である。これを契機として、農民は農会の指導により、共同利用より共同経営の利益を分れば、大農場経営になる可能性が充分ある筈である。最近の農業センサスでは、小農場の減少がはっきりして来たのもこの事実の証明になると思う。

「農地重劃」は、初め、耕耘・灌漑の便利のために計画された。その結果として、地形は正常化になり、水利の灌漑、耕耘への進出、色々な方面において、効果が現われた。これらはもちろん、大農場

経営にプラスの効果をもたらしたはずである。今や政府は、「農地重劃」計画を拡大しつつ、共同利用・共同経営を目標に、具体的な方案を練っているようである。

(3) 台湾省家庭収支調査報告によれば、農家平均一戸あたり収入と非農家との比は、一九七〇年は七二%、一九七五年は八〇%であった。すなわち、農家平均一戸あたり収入は非農家のそれと比べて二〇%位低い。一九七六年以後の報告は、又出版していないため具体的な数字はあげられないが、二者間の格差が一層少ないことと考えられる。

(4) この点については、私の説明が不十分で少し誤解されたようですが、少し詳しく説明して上げたい。最低賃金とは賃金の上昇を制限するものではなくて、労働者の生活を保障するために、政府が打ち出した政策である。すなわち、如何なる工場でも最低賃金以下の賃金で労働者を雇用してはいけない。(以前は最低賃金六〇〇元、今は九〇〇元になっています。)しかし、最低賃金より高い賃金は一向制限がついていない。この最低賃金制と労働時間等の規制によって、政府は労働者の労働条件をある程度まで保障しているのである。このように、雇用者が増えるにつれて賃金収入の比重も増加し、所得分配に対して平均化の効果がもたらした。農家の所得は、政府の政策的措置によって初めて非農家の所得に接近することが出来たのである。報告の中には、租税政策を特別に強調しなかつたけれども、事実においては、政府は税金をもって米価の保証制度、買入制度、その他農業激励政策に充たしているもので、やはり租税政策による調整が間接的に実施していると思う。

# インドネシアにおける「緑の革命」とその影響

村井吉敬  
(早稲田大学)

## 一 はじめに

フィリピンの国際種研究所 (IRRI) で「奇蹟の稲」IR 8号が開発され、一般栽培に供されてから、すでに十年の歳月が流れた。六〇年代後半期、アジアの発展途上諸国に、急速に拡がりはじめた小麦、米を中心とした高収量品種 (HYV) の作付は「緑の革命」と呼ばれ、人口圧力と食糧難、および食糧輸入から生ずる国際収支への圧迫、それに開発の遅滞に悩んでいた国々で、一様に歓迎された。そして、この「緑の革命」を基点とした、農業産品、一次産品の半加工および加工工業を重視する政策、つまり、H・ミントのいう「輸出代替」政策は、アジアの発展途上諸国の経済開発に対して、大きなプラスの衝撃を与えるものであると期待された。

しかしながら、一方では、高収量品種、肥料、農業に結集された、近代的テクノロジ体系は、その適用を誤れば、農民階層間の経済格差の拡大や、利害衝突をひきおこすことになるという、ミューラールのような技術的楽観論を戒める議論も当初からあった。

本小論においては、インドネシア版「緑の革命」ともいえる、米の集約生産である、ビマス・インマス計画の推移と現段階を概観し、稲作近代技術体系が、インドネシア農村にどのような影響を及ぼし

ているかを述べてみたい。

## 二 ビマス・インマス計画の推移と成果

ビマス・インマス計画の発端は、一九六三年五月に農業省が掲げた「農業における五つの努力」にある。それは(1)優良品種の採用、(2)肥料の適切な利用、(3)病虫害の防除、(4)灌漑水の効果的利用、(5)栽培技術の改良、の五つであった。この原則に基づいて、西部ジャワの水田でパイロット計画が実施され、中央農業研究所とポゴール農科大学の濃密な技術指導の結果、五〇パーセント以上の増収が達成された。六四/六五年雨期作には、農業省と八大学農学部との協力で、ジャワ島一五県、一万ヘクタールを対象に、本格的に大規模な集約生産 (デマス計画) が実施され、農民に対してインドネシア庶民銀行 (BRI) が融資し、農業公社による肥料配布も行われた。

このデマス計画は六五/六六年雨期になると、名称がビマス計画 (食糧自給集団指導) となり、対象面積も一五万ヘクタールに拡大された。参加農民には肥料、農業、改良品種が配布され、融資も行われた。

高収量品種 IR 5号、8号が、インドネシアに導入されたのは六七/六八年雨期作からで、この品種を用いる新ビマス計画が、この

年から小規模に開始された。また同時に、富農向けに、融資サービスを行わず、農業普及員が技術指導だけを行う、インマス計画 (食糧自給集団集約生産) も開始された。

六八/六九年雨期作から七〇年乾期作までの、四シーズンにわたって、スイスの化学品会社シーバ社や、日本の商社など、外資系企業が参加して、ビマス・ゴトン・ロヨン (相互助ビマス) 計画が実施された。しかし、農民の側からの新技術に対する拒否反応、地域差を無視した一律の技術指導に対する反発、資材配布の遅滞、さらに政府財政への圧迫などの問題があらわれ、この外資参加の計画は短期間で頓挫していった。

七〇/七一雨期作から、現行のビマス・インマス計画がはじまっている。この計画は、その最末端の実施単位として、新たに数ヶ村を統轄する村落ユニット事業体/村落ユニット協同組合 (BUUD/KUD) が設けられたことに特徴がある。この計画推進体は六〇〇〜一〇〇〇ヘクタールの水田をカバーする複数の農村連合よりなり、農業普及員、庶民銀行村落ユニット支店、肥料・農業配布所を置いている。

ビマス・インマス計画の実施面積は、第1表に見るように、七三年までは順調に拡大してきている。七三年の、全インドネシアの米の収穫面積は八四〇万ヘクタールであるから、すでに収穫面積の半分近くが、ビマス・インマス計画に参加したことになる。そのうち IR、プリタ (Pelita)、C 4 などの高収量品種を使用する新ビマス、新インマスへの参加面積は、二二五万ヘクタールで、全収穫面積の四分の一以上になった。しかし、一九七四年、七五年とも、集約生

第1表 ビマスおよびインマス適用面積 (単位: 1,000 ha)

	ビマス			インマス			全収面積に占める割合	新収面積に占める割合
	通常	新	合計	通常	新	合計		
1968	745	18	763	834	—	834	1,597	19.9
69	926	383	1,309	722	99	821	2,130	26.6
70	803	445	1,248	571	334	845	2,093	25.7
71	827	569	1,396	867	525	1,393	2,798	33.6
72	621	582	1,203	1,166	800	1,966	3,169	39.7
73	658	1,132	1,790	1,089	1,022	2,111	3,901	46.4
74	474	2,202	2,676	410	638	1,048	3,723	43.8
75	405	2,256	2,661	316	629	945	3,606	42.4

(出所) Departmen Penerangan RI, Pidato Kenegaraan Presiden Republik Indonesia Jenderal Soeharto 15 Agustus 1974, 16 Agustus 1975, 1976.

Badan Pengendali Bimas dan Biro Pusat Statistik, *Komplikasi Data Luas Tanam & Luas Panen Padi Intensifikasi*.

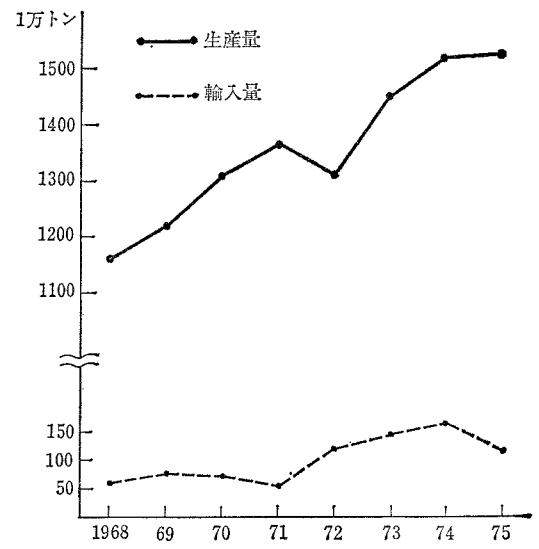
(注) 「通常」は在来品種を用いるもの。「新」は PB, Pelita, IR, C4 など高収量品種を用いるもの。

第2表 精米生産量、収穫面積、単当収量

	全 イ ン ド ネ シ ャ		
	精米生産量	収穫面積	ヘクタール当り収量
	千トン	千ヘクタール	トン/ha
1954~56年平均 <sup>(1)</sup>	7,760	6,628	1.17
59~61年 <sup>(1)</sup>	8,471	7,085	1.20
64~66年 <sup>(1)</sup>	8,878	7,333	1.21
1968	11,666	8,020	1.45
69	12,249	8,014	1.53
70	13,140	8,135	1.62
71	13,724	8,324	1.65
72	13,138	7,987	1.64
73	14,607	8,403	1.74
74	15,276	8,509	1.80
75	15,342	8,501	1.80

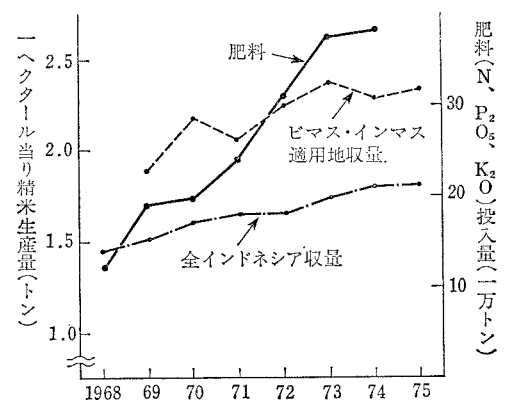
(出所) (1) Biro Pusat Statistik, *Produksi Bahan Makanan Utama di Indonesia 1966, 67, 68, 71, 72.*  
 (2) Biro Pusat Statistik, *Statistical Pocket Book of Indonesia 1962.*  
 (3) Departmen Penerangan RI, *Pidato Kenegaraan Presiden Republik Indonesia Jenderal Soeharto 15 Agustus 1974, 16 Agustus 1975, 16 Agustus 1976.*  
 (注) (1) いずれも改定前数値のため生産量は10%前後少なくなっている。

第1図 精米生産量および輸入量



産実施面積は、いずれも前年を下回る結果となった。七三年をピークに、七四、七五年とビマス・インマス計画実施面積が減少したのは、肥料の末端流通が円滑でなかったこと、融資をめぐる汚職が拡がったこと、IR 8号に病虫害が発生したことにより、農民の融資返済に遅滞が生じ、次期融資を受けられなくなった者が多かったことなどが原因としてあげられている。また、集約生産を実施できる条件をもった水田面積、農家戸数がすでに上限に近づいたのではないかと推測もある。

第2図 1ヘクタール当り収量と肥料投入量



最近の米作生産に停滞傾向があるにしても、高収量品種導入後の六八年から七五年までの七年間に米の総生産量は約五〇パーセント、年平均で四・一パーセントの増産を達成している(第2表参照)。一九五五年から六五年までの増産率が、人口成長率以下の一四パーセントでしかなかったことを考えると、「緑の革命」がもたらした生

集約生産が一定程度に行き詰まりの傾向を見せはじめてきていることは、第1、2図で示した米の総生産量単位当り収量から指摘す

産量増加はきわめて大きなものであるということが出来るだろう。この生産量の増加は、高収量品種の採用、肥料、農薬の投入量の増大、つまり近代技術適用による生産力の増加によるところが大きく、新耕地の開拓の影響はそれほどない(六八年から七五年までに収穫面積は六パーセント、約五〇万ヘクタール、収量にして約九〇万トンの増加で、収量の全増加に対する寄与率は約二五パーセントにすぎない)。

米生産量の増加にもかかわらず、インドネシアは、まだ米の自給を達成できず、七二年以降、毎年一〇〇〜一六〇万トンの米を輸入している(七七年は二〇〇万トン以上)。米の輸入は、外貨負担が重く、また国内米の供給不足は物価へのはね返りがきわめて大きいだけでなく、地域的には飢餓状況をも生み出すため、「緑の革命」の現在の遅滞の傾向が何に帰因しているかを究明し、その有効な対策を講じなければならない段階にきているように思われる。

三 「緑の革命」の農村社会への影響

つぎに、「緑の革命」が、農村社会にどのような影響を及ぼしているのかを、筆者が七六年西部ジャワ農村において実施した調査に基づいて報告してみたい。

この村は西部ジャワ州東部の低地稲作農村で、ビマス・インマス計画が実施されたのは一九七一〜七二年雨期からである。実施面積はデータにあまり信憑性がないが、年とともに拡大してきていることは確かである。七五/七六年雨期には同村の水田の八四パーセントをカバーするところまでに達している。

まず単位当り収量をみてみると、ビマス・インマス計画実施前と実施後では、およそ三〇パーセントの収量の増加がある（一ヘクタール当り精米で一・五トンから、一・九五トンへ）。つぎに収穫回数をみると、わずかながら、回数が増加がみられる。つまり一九六六年には、年平均一・七二五回だったのが七六年には一・八九一回に増えている。とくに、年三回収穫する者の比率が、六六年の七パーセントから、七六年には一八パーセントに増えており、これはIR系品種の普及によるものと思われる。

労働力利用が増えたかどうかはデータがないため正確な答はひき出せない。しかし、面接調査では大半の者が増えたと答えている。

中央統計局の七三年第一四半期の農業調査によると、ビマス・インマス適用地における労賃は、非適用地に比べて、九八パーセントも高くなっている<sup>(5)</sup>。しかし、このことがただちに、労働力利用の大幅な増加を意味するとはかぎらない。ビマス・インマス適用地は、もともと労働集約的経営を実施していたことが、十分に予想されるからである。

労働力利用に関しては、逆に高収量品種の導入で部分的に削減されているケースがある。高収量品種は稲刈り労働の機械化を可能にするため、在来品種の刈り取りに用いられてきたアミアニ（刈り取りナイフ）から鎌への転換が、この村でも観察された。この村での観察では、鎌を用いた場合、一ヘクタール当りの労働者はおよそ五〇パーセントほど削減されていた。

高収量品種の普及とともに、ジャワ島各地で収穫寸前にある水田の刈り取りをブローカーに請負わせてしまいうトゥバサンという制度

が拡がりつつある。これは、収穫労働者の数を制限し、鎌を利用させるケースが多く、農村内に滞留する潜在失業者同然の、大量の農業労働者に、かなりの影響を与えるものと思われ、今後の動向が注目される。

農家経営をみてみると、ビマス・インマス参加農家は、非参加農家よりも三〇パーセントほど多い純収入を得ている<sup>(6)</sup>。特に〇・三ヘクタール以下の零細経営農家での単位面積当りの収益率が高い。経営面積が小さいため、最大限の集約生産を実施しているためだろう。

#### 四 結 語

「緑の革命」の影響を総合的に判断するには、まだ十分なデータがない。しかし、農業労働の一部にみられる機械化、トゥバサン制度の拡がりなどは、農村社会のなかの階層的格差を拡大しはじめている。ジャワ島の場合、農村内には老大な数の土地のない農業賃労働者が存在しており、「緑の革命」によって、この階層の就業機会がうばわれる兆候がみられてきているだけに、「緑の革命」の今後の動向にますます注意を払ってゆく必要があるように思われる。

(1) Asia Development Bank, *Southeast Asia's Economy in the 1970's*, Manila, 1970. 第一章の総括レポートが、ラ・ミンント著、小島清監訳『七〇年代の東南アジア経済』（日本経済新聞社、一九七一年）として、邦訳出版されている。

(2) Myrdal, G., *The Challenge of World Poverty: A World Anti-Poverty Program in Outline*, N. Y., 1970, p. 130.

(3) 一九七六年一〇月末のインドネシア庶民銀行総数の発表によれば、

七三〇七四年雨期の融資未返済率は一〇・三パーセント、七四年乾期および七四〇七五年雨期の未返済率は、それぞれ一五パーセント、一九パーセントとなっている（七六年一月一日『コンパス』紙に添うる）。

(4) この農村の一般的概況については、拙稿「インドネシアにおけるビマス計画と農業労働」『アジア経済』第一八巻六・七号、一九七七年七月、四〇〜四二ページを参照されたい。

(5) Biro Pusat Statistik, *Survey Pertanian: Januari-April 1973*, Jakarta, 1975.

(6) Badan Pengendali Bimas dan Biro Pusat Statistik, *Komplikasi Data Pengolahan dan Penaksiran Produksi Padi Intensifikasi 1974/1975* *Rekapitulasi Indonesia*, Jakarta, 1976.

#### 〈附 記〉

本稿は日本経済政策学会第三四回大会での報告をもとに加筆、訂正したものである。報告に際しては亜細亜大学加藤寿延教授より、テクノロジ・トランスファーの理論的側面から詳細かつ有益なコメントをいただいた。ここに深く感謝いたします。大会後に若干の方々から御質問いただきましたが、本報告では、紙幅の関係上、ここでは十分にお答えできないことを、お詫び申し上げます。

経済社会転換の模索

鶴田俊正

(信州大学)

日本経済は、今、大きな転換の時代を迎えている。高度成長時代のさまざまな枠組みは、新たな時代に対応するために、変革と修正を余儀なくされているといっても過言ではない。この一年間、転換期に直面する日本の経済社会の問題点を掘り下げ、経済政策に広く関わる領域で意欲的な論文、著書が数多く発表された。以下では、原則として昭和五十二年に発表された諸著作を検討の対象とするが、中でも、さまざまな学界誌、経済誌に発表された論文を検討の主たる対象とする。こうした論文の中にこそ、論者の新しい発想や論点が集約的に展開されていると筆者は考えたからである。

わが国に産業組織研究が導入されたのは昭和三十年代後半であり、小宮隆太郎（東京大学教授）の「日本における独占と企業利潤」という論文は、その先駆的業績であった。四十年代に入って、産業組織研究は産業政策、独禁政策との関連で多くの分野で進み、昭和五十一年には、今井賢一（一橋大学教授）が『現代産業組織』（岩波書店）

に氏の近年の研究成果をまとめて上梓する程、研究の奥行きは深まり、拡がりをもって来た。五十二年においても、わが国の産業組織に関する研究が何人かの人々によって発表されているが、中でも注目しているのが三輪芳朗（信州大学講師）の一連の論文である。

三輪は、(1)「鉄鋼業の設備投資調整の経済的帰結」(『信州大学経済学論集』第一一〇号)、(2)「医薬品産業の高利潤の原因について」(『理論経済学』七七年四月号)、(3)「医薬品産業における政府介入」(『国民経済』第一三六号)、(4)「医療行政の経済学的視点」(『季刊現代経済』第二七号)などを発表し、いずれも産業組織研究の新たな視点、政策のあり方について触れた貴重な論文である。

三輪(1)「投資調整」は、昭和三十年代の半ば以降、四十年代半ば頃までの鉄鋼業における設備投資の調整プロセスを厳密に検討した著作であり、「鉄鋼業の設備投資調整（およびそれに対する政府の関与）」は少なくとも直接的には必ずしも明確な経済的インパクトを各企業の設備投資行動に与えるものではなかった」という、今までわが国で確立していた理解ないしは通念とは全く異なった結論を導

き出している点が注目される。三輪は、「本稿の議論は設備投資調整の効果について一般的な結論を導くことを直接的に目指しているものではなく、また、本稿の結論を一般化してはならない」と厳しい限定を付しているが、三輪の暫定的結論は、戦後の産業政策が産業の市場構造ないしは市場行動にどのような影響を及ぼしたかを再評価する場合の重要な視角を提示していると思われる。

三輪の結論は、政府が介入を行う場合の強制力の評価と検討から導かれたものであり、明らかに前記今井の著書に収録されている論文「鉄鋼——寡占とカルテル——」の結論と異なっている。今井は、通産省の投資調整が企業の投資行動に影響を与え、この介入が企業の投資のリズムをこわすことによって鉄鋼業の過剰能力形成の一因となったと主張し、この過剰能力の形成が鉄鋼業の協調的行動を促進するものである。三輪の主張は今井の結論を真向から否定するものであり、この評価のわれ目はすぐれて政府の強制力と戦後の産業発展がどの程度市場機構の働きに依拠していたかの評価に依存していると思われる。筆者の立場は三輪のそれに近く、以前、経済セミナー誌上に覚え書を發表したことがある。

産業政策の市場構造と市場行動に及ぼす影響については並木信義（日本経済研究センター研究主幹）が「行政指導の終焉——日本の政府と民間」(『季刊現代経済』第二七号)で取りあげている。並木は戦後日本経済を四期区分し、それぞれの期における行政指導がどのような役割を担い、どのような効果を及ぼしたかを論じているが、並木によると第一期（二十七年まで）は、官僚統制下での民間部門の復興を図りつつあった時期であり、本質的には、私企業ベースで価格メ

カニズムによる市場経済原則型経済運営を行うためのレールが敷かれた時期とされる。第二期（二十七年七月三十五年）は、行政指導が有効に行いえた時期であって、振興タイプの諸立法が政府の介入を円滑なものにしたとされ、「中規模メーカーにまで下り、各企業の内容まで立ち入って、合理化近代化計画を立案した」というきめの細かい行政指導が行われたことが述べられている。第三期以降の国際化の時代になると、「自由化しないで頑張るといふ不作為の作為」に政府の役割は限定され、「私企業ベースの価格メカニズム重視型市場経済方式が自己主張しはじめた」と並木は論ずる。並木の評価によると、行政指導全盛期の第二期においても産業発展に果した「政府の役割はマーシナルなものだった」ということになる。並木は永らく通産省に籍をおき、産業行政を直接担当してきた経歴をもつ。それだけに並木が行う評価は人として「そんなものかなあ」と思われざる重味をもつが、並木の評価は反面の真理であって、残りの反面については語っていないように思える。並木は第三期以降の政府の役割は「不作為の作為」に限定され、「不作為の作為であったことが、わが産業政策当局の政策立案能力に致命的な悪影響を与えた」と論じているが、なぜ、政府が「不作為の作為」を行わざるをえなかったかを突込んで考えてゆくと、並木の語っていない残りの反面の真理がうきばりにされてくるのではないかと印象をもつ。

ところで三輪(2)、(3)、(4)は今日の医療行政はどうあるべきかを研究する場合に決して避けて通ることの出来ない貴重な論文である。まず(2)では、参入障壁としての技術、規模の経済性と特許、研究開発投資と利潤率、技術導入の形態と利益の分配などについて分析し、

医薬品の高利潤は研究開発投資によるよりは、技術導入に伴う独占利潤取得の多寡が、主要製薬企業間の利益率の差異を説明する有力な要因であるという興味ある結論を導いている。三輪(3)、(4)は今日の医療行政の本質に迫る論文であり対をなしている。三輪の主な論点は、情報が不完全の下での社会的損失を減少するための対策は何かにおかれており、製品差別化政策などによって資源配分上のロスが発生しているかは論じていない。サリドマイド薬禍などの社会的損失は、情報の不完全性に大きな要因があるという基本認識に基づいているからである。三輪の視角は「医薬品の場合には、有効性、安全性を確認するための費用がきわめて大きい」ということにあり、それは売り手にとってだけでなく、買手である医師および患者にもあてはまり、「このことは自からの手で有効性及び安全性を確認しながら医薬品を用いることが実質上不可能であると同時に、売り手もたらす情報の真偽を確かめることも出来ないことを意味」している。ことに現代の医薬品は化学物質を用いるようになってからその性格が大きく変わり、強力な薬利によって全く複雑な代謝作用を操作する時代にわれわれはいる。こうした時代では、医薬品の作用に関する情報の量・質の不足という事態を、損害賠償制度の利用によって全く改善されえないし、そもそも因果の関係を立証することも不可能であるため、損害賠償制度の対象となるものも限られてくる。したがって、三輪は医療行政に与えられた最大の課題は「医薬品の作用に関する情報が質の点でも量の点でも必ずしも望ましい水準に達していないという事態に対応する」ことにあると論じ、政府の行うべきいくつかの提案を行っている。その他、倉沢資成(横

い)という関係の分析を通して「成長率が低下するから企業の集中度が高まり、価格の下方硬直性が高まるというよりは、不確実性が高まり、企業間格差が拡大するルートを通して管理価格が形成される可能性が高い」という推論を行っている。この叶の推論は、首位企業が抜kindでたシェアを確保している場合の方が、ブライズ・リダーシップを発揮し易く、したがって、「企業間格差と価格の下方硬直性との関係は、企業の価格形成を解く重要な鍵を握っている」という認識から導かれたものである。叶はその他、「産業構造変動下の価格形成行動」(東洋経済、近代経済学シリーズ第三九号)を発表しているが、この論文は前記論文と対をなしており、併せ参照すると参考になる。

## 二

馬場正雄の右の論文は独禁法の改正の必要性を導くために書かれたものであった。成長と集中の逆相関仮説が正しいか否かを問わず、独禁法の改正は産業の民主化と公正な競争秩序を確立するために必要な措置であり、六月に法改正も実現した。法の精神を生かした厳格な運用が期待されるが、五十二年には独禁法とは理念を異にする「分野調整法」が法制化され、多くの論議を呼んだ。ここでは意見を異にする二つの論文——一つは、佐藤芳雄(慶応大学教授)「独禁法・分野法と中小企業政策」(『経済評論』、五二年六月号)といま一つは、清成忠男(法政大学教授)「分野調整法は何をもたらすか」(『エコノミスト』、五二年六月十日号)を取上げ、論点整理と分野法の問題点の整理を行う。

浜国立大学助教授)の「損害保険業における政府介入について」(『国民経済』、第一三六号)という論文も、政府介入の今日的意義を考慮うえで数々の有益な示唆を与えている。

叶芳和(国民経済研究協会主任研究員)の論文「蔓延せぬ管理価格」(『日経センター会報』、第二九八号)での馬場正雄(京都大学教授)批判も、今後の寡占産業の市場行動を考える際の有益な示唆を与えている。馬場正雄は「低成長は産業集中を加速する」(『エコノミスト』、五十二年二月八日号)で、成長と集中の逆相関分析を行い、次の三つの結論を導いている。(1)産業の成長は集中度の低下をもたらし、逆に、産業の成長鈍化は集中度の上昇をもたらす傾向がある。(2)産業の成長が鈍化する場合、成長に対して集中度が上昇する程度は、そうでない場合に生ずる集中度の上昇する程度と比較するときわめて大きい。(3)産業の成長が集中度変化の重要な決定要因は、(産業を成長率の高さによって分類した場合)、かなりな程度に高度の成長率(一五%以上)が存在する場合に限られる。いうまでもなく、馬場の理論仮説は高成長期には新規参入が増加して集中度が低下し、反面、低成長期には退出が増加する結果、集中度が高まるという参入・退出理論である。

叶は「逆相関仮説は仮説が不安定である」と指摘し、とくに、馬場の結論(3)は前記のように年間一五%以上の成長が予想されるケースであり、したがって、「一五%の成長産業で新規参入が全く脱出企業が多く出るといふ議論はもたえない」と主張し、むしろ、「企業間格差が大きい場合に価格の変動頻度、変動幅が小さく、逆に、企業間格差が小さい場合には価格の変動頻度、変動幅も大き

周知のように、分野調整法は過去三年にわたって議論されてきたものであり、五十二年に法制化された背景には、一つは、景気停滞下での倒産の増大、中小業者の危機感の高まりと、いま一つは、参院選を控えて老大な中小業者の票田を掘りおこそうとする各政党の思惑があった。それだけに分野法は政治的妥協の産物としての色彩が強く、多くの問題点が法の中に含まれている。法の運用の仕方いかんによってはわが国の産業組織と構造に大きな影響を与えるものであり、政策担当者は政治的状況に左右されることなく、中小企業政策は本来どうあるべきかの根源的な問いかけを絶えず行って、経済社会のダイナミズムを損なうことがないように、慎重に法を運用することが必要となろう。

佐藤の右の論文は、中小企業政策のあるべき姿は何かを問いつつ分野法に否定的評価を与えたものであり、佐藤の分野法に反対する論拠は次の四点である。第一は、競争制限的な分野法を独禁法の適用除外として認めることは、経済の憲法である独禁法の目的、理念に反する。第二に、大企業のとる強引な市場占拠行動などは分野法を制定しなくても、独禁法の運用強化、改正によって規制可能である。第三に、既存中小企業の既得権益擁護に走らずに、競争秩序維持、促進政策の中で問題を処理することが妥当である。第四に、中小企業分野が資本金、従業員規模で画一的に決定されるのは「日本的悪平等主義」であり、むしろ、アメリカのように業種別に相対的弾力的に定義し、概念化することが必要である、と説く。そして佐藤は分野法を制定するよりも、中小企業政策として取り組むべき課題は、一つは、中小業者の権利としての官公需発注の確保、下請取

引問題の徹底的改善、(大企業の)取引上の地位の不当利用による不公正な取引方法の排除などであり、こうした政策課題を追求することの方が分野法によって中小企業分野を確保するという防衛的発想より遙かに中小企業の転換に役立つと主張する。同時に、いま一つの提案として、中小企業政策は初期の理念に立ち戻ることが必要であるが、このことは、独禁法も初期の理念に立ちかえり、二十八年改正で抹消された「不当な事業能力の格差」の問題を、今こそ正面からとりあげる必要があることを主張する。つまり佐藤論文の特徴は、「不利の補正」「競争条件の整備」を主軸とした中小企業政策の理念を明確にすることの中にこそ、低成長時代の下での中小企業の活力を維持・拡大させる核心のあることを論じている点にある。

こうした佐藤の主張は最もオーソドックスなものであり、今までも多くの人によって論じられてきた。佐藤論文の現代的意義は、独禁法によって大企業の強引な市場占拠行動を規制し、このことによって分野法の狙いが実現しうることを主張した点にあると思われる。この佐藤論文に対して清成の前記論文は、政策当事者たちとは全く逆のロジックで分野法制定の意義を認めていることが注目される。清成は、分野法が中小企業の無原則保護という観点から提起されたことには深刻な疑問を提起しつつ、むしろ、今後の日本の産業社会では中小企業分野の拡大を図ることが必要であり、したがって、「保守的」というよりは「ラディカル(根源的)」な立場から分野法を支持している。この清成の「ラディカル」の意味することは、今日の大企業体制に対する深刻な疑問に根ざしており、産業社会の担い手として中小企業に対する清成の期待がこめられたものである。清成

都市計画の欠如にあり、大企業体制から直ちに演繹することは妥当でない。清成が支持する中小企業が環境破壊をもたらしている例も多々存在する。第三に、わが国の産業社会には大企業優遇装置と同様に、中小企業の育成・保護の装置も存在しており、こうした企業優遇政策からの転換こそが今日の日本が取組むべき課題である。分野法の問題を論ずるには、分野法と独禁法との関係、大企業と中小企業の競争ならびに取引関係の実体、分野法による規制の効果などの諸点が冷静に検討されるべきであろう。清成の発想には「地域主義」の主張が含まれているが、以下でこの問題点を検討しよう。

「地域主義」の主張は杉岡碩夫(『経済評論家』)を中心としてこの数年とみに展開されるようになった。四十八年に杉岡らがまとめた「中小企業と地域主義」(日本評論社)はこの先駆的な業績であり、ついで、五十年に清成忠男「地域の変革と中小企業」(日本経済評論社)が発表され、五十一年に杉岡「地域主義のすすめ」(『東洋経済新報社』)が、五十二年には玉野井芳郎(東京大学教授)「地方分権の思想」(『東洋経済新報社』)が、また、雑誌『地域開発』(五二年六月号)は「地域主義を考える」という特集を組んでいる。論者によって論点は多少異なるが、大筋においては、明治百有余年の間のわが国の産業発展のパターンに批判的な立場に立ち、したがって、地域主義の最大のねらいは「中央集権的な行政機能や社会・経済・文化の機能を可能な限り地方分権型に移すことであり、その過程で国民の生活をより自主性のある自由なものに転換してゆこう」(杉岡「地域主義のすすめ」)というところにある。この限り、地方政府の自治の領域を拡大すること、中央政府の権限を縮小し地方政府の権限を拡大しよ

の大企業体制への批判は概ね次の四点に要約しうる。(1)ガブルレイス流の大組織への統合化、計画化は、(結果として)経済の硬直化をもたらし、インフレーションなど成熟経済に固有の問題を解決することは困難である。(2)大企業体制を支える規模の経済性は、社会的コストをすべて内部化すると規模の経済性をかなり割り引いて考える必要がある。(3)地域社会の解体といった目的に計測不可能な社会的コストを内部化すると規模の経済性が存在するか否かは疑問である。(4)かりに規模の経済性が存在するとしても、中小企業の競争から得られる実質的な利益を確保するために規模の経済性を放棄することが必要である。したがって、今後の経済社会では「構造的に中小企業のウェイトを高めてゆることが必要」として「これまで大企業に向けられていた政策的優遇装置を中小企業に振り向けることが必要」となり、分野法も大企業分野の拡大を阻止するための一つの砦になるといえるのが清成の主張である。

私は、この清成提案には若干の疑問がある。第一は、清成が最も通俗的な大企業性悪説に立っている点である。私もガブルレイス流の「計画化体制」には反対であるが、今日の経済社会では、大企業の市場行動を規制するための独禁法、さまざまな情報のディスクロージャーあるいは環境規制などによって大企業体制を社会的に制御することは可能であり、あるいは、大企業組織の位階層秩序を克服するための経営参加の法制化など制御の手段は多様にある。第二に、大企業体制が地域社会の解体をもたらすメカニズムがはっきりしていない。地域社会の解体をもたらしたのは、私見では、地域間、地域内のバランスのとれた産業化をどのように推進するか地域計画、

うという自治の主張と異なるところはない。

しかし、「地域主義」は一つの「イズム」であり、通常の自治の主張とは異質な要素を含んでいる。すなわち、「高度成長のもたらした矛盾の克服を、すでにいくつかの個体、グループ、自治体が試みて、それぞれの個性の中で新しい展望をもつに至っている。このような事例がやがて、個から全体へ」と波及する可能性を秘めているものとして受け取り、その方向を「地域主義」という言葉で主張することにした」という杉岡(前掲書)の主張に認められるように、中央集権的な産業社会の仕組みを地域から揺り崩すエネルギー、「文化革命」が「地域主義」という言葉に盛り込まれている。この地域主義のさまざまな研究レポートから非常に多くのことを学べるが、私が地域主義にもう一つ共鳴出来ないのは、経済社会をどのような方向に改革してゆくかのトータル・ビジョンがここから導き出せないことにある、やもすれば、わが国の地域主義の主張が現代技術を否定的にのみとらえ、地域の自立化を強調するあまり、心情的理想主義におち入る危険性をもっているからである。前述した清成の分野法における主張には、こうした地域主義のおち入りがあるが、わが国においてはいないだろうか。

わが国においては地域主義の主張は現体制への批判である。しかし、ここで興味のある研究は、イギリスの地域政策をまとめた村田喜代治(中央大学教授)の「イギリスの地域政策」(『工業立地』、五二年一一―二月号)である。村田によると「地域主義」という概念は、イギリスでは事実上割拠主義に陥っており、政治的に病めるイギリスの苦悩の表現であって、イギリスが正しい意味での地域主義を浸

透させることに失敗したことが、イギリスの地域主義を限界づけた一つの要因になった」と指摘している。村田によると「イギリスにおける地域主義はもとも地方行政の効率を高めるために提唱された問題」であり、わが国のそれは明らかに発想の起点を異にしている。しかし、イギリスの地域主義が割拠主義に陥入っているとす村田の指摘は、経済社会改革のトータル・ビジョンの中に地域社会をどのように位置づけ、国と地方政府がどのような分担関係に立つかがいかに重要かを示唆しているように思える。

### 三

わが国での地域主義の主張が現体制批判の一つの視点を提供し、世論の共鳴を獲得しつつあるという現実が存在している一方、山口県という地域社会で地域の改革はいかに困難であり、さし当って、地域改革の主体をどこに求めるべきかを論じた安部一成(山口大学教授)の論文「地域改革の根本的視座」(『公明』、五二年一月号)は、日本社会の中で地域がいかなる困難な問題に直面しているかを教えられる好論文である。前述の地域主義のリポートは、地域社会に芽生えた変革のエネルギーを発見し、このエネルギーが個から全体へと派及することの可能性とそれを育くむことの現代的意義を強調した点にこの主張の目新しさがあるとすれば、安部のそれは地域社会がそういう可能性を見出すことの出来ない程基盤は崩壊してしまっている点を指摘したものである。

安部は「地域主義の提唱についてなお確信を抱きえない最大の理由は、構想のよしあしよりも『誰が』(変革の主体になるか)とい

ンニングの現存することが、地方社会の自律しうる基盤をいかにいぜんとして掘り崩しているかを見事に浮き彫りにしている。ことに、安部の「私たち自身のあり方が地域変革の構図そのものを制約し、そしてその変革がどれ程成就できるかの終極のきめ手となる」という結論は、われわれに地域社会の「悩み」を痛切に訴えるものとして印象深い。

秋谷重男(埼玉大学助教授)の「コンシューマリズムと社会的分業」(『国民金融公庫調査月報』第一九八号、社会的分業の現代的意義)は、コンシューマリズムが「企業・経営のマーケティングをチェックする対抗力であるにとどまらず、地域社会の総循環を考える際の不可欠の要素として自己主張できよう」という新たな観点からまとめた好論文である。秋谷は、「資源」提出型消費者活動の効率性を問題にし、「消費者活動における提出『資源』は、地域社会での共同的な Do it yourself」として組織され機能する場合、私的企業経営や政府公共機関が提出する『資源』に対して、効率性・有効性が発揮しうると論じ、こうした効率性・有効性が発揮しうるのは「多文化してゆくローカルでマイナーな課題に(役所はすでに)答えられなくなっている」ことにその要因があると秋谷は指摘する。秋谷のいう共同的な Do it yourself は「高賃金、高学歴、高福祉といった『豊かな社会』、高度大衆社会」が到来し、それが深化・過熟していくなかでその存在を主張し、不可欠のものとなってゆく」ものであり、こうした高度産業社会では「福祉は役所がやるべきだ」式の専門分化の議論は限界に達し、自発的活動の重要性は高まってくる。

とくに、地域内多数小売店舗に対する、定時点一斉多頻度の、価

う問題が深く関与している」として、地域に住む人々の町づくりに対する姿勢の弱さを説き、「内的な必然性を真に自覚できている住民は、地域においてどれ程の拡がりを有しているであろうか」という深刻な疑問を提起している。たとえば、「コミュニティづくり」の提唱者が地方自治体であるのは「コミュニティは、(本来)住民の自発的意欲の発露に基礎をおくべきであるにも拘わらず、あえて行政体が上から呼びかけざるをえないのは、(地域社会に)共同体的な意識を共有出来る条件が欠落している」からに他ならないとして、地域主義の基盤がそこまで崩壊してしまっている事実を安部は強調する。したがって、地域社会の中に内的な必然性を自覚出来る住民が拡がりをもって存在しうるためには、地域計画を上から下におろすようなやり方(三全総)ではなく「国民の一人一人が直接にかかわり合える可能性のある市町村段階における計画策定を全国的な都市計画体系の基点にすえ、住民が計画の編成過程に関与することが(地域再興の)不可欠の前提となる」と指摘する。そして割拠主義的な地域エゴを回避するためには、「地区それぞれ課題が、少なくとも市町村全体においていかなる位置づけとなるかを適確に認識し、それを全市町村的なレベルまでの合意にまで高めていくという努力が払われるか否かにかかっている」と主張し、こうした努力を住民が払わないで「悪いのはすべて制度や機構のせいであるような思考方式は怠慢である」とさえ言い切る。安部の発言は都会からのものでなく「最末端にある地方からすると、東京ははるかに仰ぎみる存在」である山口からの主張であるだけに、中央集権的な産業化が地域社会に何をもたらしたか、あるいは中央集権的なプ

格・品質・包装・サービス・衛生等の調査や産直を軸とする消費者共同購入、消費者店舗、クラブなど地域社会の共同施設運営等々の領域では、「資源」提出型の消費者活動が地域社会の総循環を形成させる一つの主体として登場している点を秋谷は指摘する。秋谷の議論は、地域コミュニティ形成に関する市民参加の新しい形態のリポートであり、消費者活動にそれを見出ししている点がユニークである。前記の安部論文と比較検討してみると、一方では地域社会での主体性の欠如が論じられている反面、他方では、新たな主体形成が論じられている点において、日本社会の両断面をこの二つの論文からわれわれはかい間みることが出来、興味深い。

地域社会に密着した産業として重要なのが小売商業であり、五十二年においても、「大」と「小」、「小」と「小」の摩擦が目立ち、地方自治体も独自の条例、要綱で中型店の立地規制を強化するなど、今後の小売流通機構の秩序形成に大きな影響を及ぼす要素が経済問題をこえて大きな社会問題となった。四十九年に制定された大規模小売店舗法も早くも改正への方向に向っている。矢作徹行(日本経済新聞社流通経済部勤務)の論文「対抗力概念の再検討と多元的流通システムの展開」(流通産業研究所「佐藤賞」入賞論文集)は、故佐藤肇氏の「日本の流通機構」を批判的に検討し、「佐藤賞」に入賞したものであり、流通産業研究に新たな視角を提供したものである。故佐藤肇氏の流通産業分析の基本的な視角の一つは、寡占型メーカー主導型の流通機構に対する対抗力として大規模小売企業主導する流通システムを位置づけたことにあった。矢作論文はこの佐藤仮説を検討の俎上にのせ、批判的に展開した



ものである。矢作はまず、この対抗力概念を検討する接近方法として小売企業のPB商品がどの領域で開発されているかを検討し「日本だけでなく米国においてもメーカーの市場支配力の強い分野ほどPB商品は開発されていない」という結論を実証的に導出し、佐藤仮説にまず疑問を提起する。次いで矢作は再販問題をめぐってメーカーとスーパーがどのような関係に立っているかを具体的に分析し「スーパー、メーカーとも再販制に対する基本的見解で衝突しながらも、スーパー側は再販制から除外された商品の安売りを自爾、メーカー側はPB生産を受け入れることで妥協」したとし、結局、スーパー、メーカーは基本的には協調の関係にあり「寡占メーカーの独占的利潤を切り崩すというPBの対抗力は發揮されていない」と結論づけている。矢作の積極的な主張は、流通システムを故佐藤肇氏のように対抗力という固定した観点からみるのではなく、協調と衝突という二面性を問題の性質に応じて適切にとらえることの必要性を強調している点にある。また、矢作は大規模小売企業でも市場集中が高まると市場支配の危険性のあることを指摘して、大規模小売企業を流通革新の担い手という一方的視野からみることの危険性を指摘している。

この矢作の指摘が正鵠を射ている限り、故佐藤肇氏の名著『日本の流通機構』のもつアドバンテージはかなり減殺されることになる。佐藤氏がこの世を去ってからわが国で大型店と中小店のコンフリクトが熾生し、新たな観点からの流通産業論が構築される必要性の高まってきたことを考えると、矢作論文は時代の転換を暗示しているように思える。佐藤批判は、また、杉岡恒夫「流通戦国時代」(ダイ

構での大・小の分業、補完関係の確立を図ろうとする半面、後者に對しては「商業免許制の導入」と「一定の条件を満たした小売商には年金を支給する」という社会政策的観点を流通政策の中に導入することの必要性を強調している。

確かに、田村の主張するように多くの「生業型」小売店の存在が、流通機構での問題を複雑にし、歪んだ対策を実施させる背景となっていることは否定しえない。とくに、高齢者の場合には市場の変化への対応が遅れ、小売店の存立基盤が脅かされるケースが存在しう。ここに田村が社会政策的な観点を導入しようという発想の基盤があるように思える。私もこの考えには賛成であるが、ただ注意すべきことは、「生業型」小売業のみを対象とした保障システムを考へる必要はないということであり、一般的な保障システムの確立さえ図れば十分だという点である。わが国の社会保障制度は諸制度間にデコボコが目立ち、しかも、国民年金制度は発足が遅かっただけに十分な保障を行うことが不可能となっている。したがって、諸制度を統合し、一本化すること、積立方式から賦課方式への転換を図ってゆくという一般的な保障システムの確立を図れば、流通産業における「生業型」小売店の高齢者対策としてはほぼ十分であろう。右のような競争をめぐる枠組みが完成した場合、果して、田村のいう二元的小売商業政策が必要であろうか？ 私見では、商業(立地)のもつ外部性を除去するための公的介入、大小の事業格差による不公正競争の排除、コンシューマーズ・リポートなどによる消費者への情報提供、中小店のチェーン化、組織化を促進する政策、消費者保護のための政策などで十分ではないだろうか。「生業型」「企

業型」でも展開されている。杉岡によると、商業に社会的摩擦が熾生している今日の状況は「佐藤理論の前提となっている枠組み(自由競争是認論)の是非が問われているのであり……、今日、大型店の全国的な進出過程で起っている問題は、大型店の進出が中小商店を危機に陥れるというだけでなく……都市の構造に衝撃を与え、都市の社会的、文化的環境を破壊してゆく」メカニズムが作動しているとして、大型小売企業を流通革新の担い手として位置づけた佐藤仮説に強い疑問を提起した。杉岡は「地域主義」に立脚した都市づくりという観点から商業を考える必要性を主張しており、こうした主張は流通産業論に新たな分析視角を持ち込んだものとして高く評価されよう。しかし、この杉岡の主張には次の二つの疑問がある。一つは、現実的には大型店が環境破壊の要因と写っても、都市の環境破壊は無秩序な土地利用、都市形成に基本要因があるのであって、この逆ではないこと、いま一つは、都市計画によって外部性を除去し、また、不公正競争を排除した上で、大・小は市場のルールに従って競争しあう関係に立つべきであって、無秩序な都市形成という要因から競争の排除まで主張するとしてた行き過ぎではないか。

小売商業の問題を論じたものに田村正紀(神戸大学助教授)「大型店規制をめぐる政治力学」(『中央公論別冊』「経営問題特集秋季号」)がある。田村論文は商調協方式の限界を指摘し、二元的小売商業政策を提唱したものである。田村のいう二元的小売商業政策は「企業型」と「生業型」に小売商業を分け、前者に対しては、大・小の「業種の調整」「機能的調整」「立地的調整」を行うことによって、流通機

業型」と分け、「生業型」小売商を特殊視する必要は全くないと思われる。また、免許制は運用の仕方では強い参入障壁となり、流通機構のパフォーマンスを損うことになり易い。現在、酒類販売店が大蔵省による免許制となっているために、寡占メーカーないしは総代理店の排他的な流通機構形成の一要因となっている事実をわれわれは想起する必要がある。

#### 四

スエーデン、西ドイツにおける近年の労使共同決定制の制度化ないしは制度の拡充を背景として、わが国でも経営参加の議論が活発化した。今までの議論の多くは労働経済学者、社会学者ないしは経営者によって行われていたが、中谷敏(大阪大学助教授)の「明示的な参加制度の導入を」(『日経センター会報』、第二九二号)は、珍らしく近代経済学の立場からの参加論である。中谷はまず参加論議の背景を分析したのち、経営参加の目的は労働者が最大所得を目指すことにあるとして、参加が進んだ場合に、予想される企業行動の変化を、(1)雇用量、(2)投資意欲への影響の二点から接近し、経営参加が企業の投資意欲を削ぐ可能性のあることを指摘している。この論拠は、(1)労働者の消費性向は高く、したがって、参加は投資よりも現在所得が選択される、(2)労働者の資産が株主や経営者と比して少ないため、リスク負担に耐える余裕がない、(3)労働者には、剰余利潤を企業内投資に振り向けるより分配率を高め、企業外で投資を行った方が有利である、(4)参加は企業の市場価値の低下をもたらす、の四点にある。

中谷の右の論拠とそこから導かれるインプリケーションはさらに慎重に検討することが必要と思われるが、中谷の功績は、経営参加がすすんだ場合に企業行動にどのような影響を及ぼし、国民経済のパフォーマンスにどう波及してゆくかを経済学の観点から検討した点にあり、今後、中谷の議論が契機となって、数多くの議論が展開される必要があることである。しかし、中谷のいう参加が何を意味しているか不透明なために、前記のインプリケーションも現実の問題として検討するには不十分のように思える。中谷は日本の企業では「参加が実質的にはかなり進んでいる」と考え、今後、インフォーマルではなくフォーマルな参加制度の導入の必要性を指摘している。とすると、前記のインプリケーションもフォーマルな参加制度の下での予想される企業行動を分析したものと推測しうるが、であるならば、インフォーマルな参加とフォーマルな参加とは何が、どのように変わるのか、「インフォーマルな参加が進んでいる」と中谷が認識した今までの日本経済では、中谷の懸念したことは生じていない。現実をどのように理論的に整理するかが逆に問われているように思える。機能的な分析を行う前に、まず、前提となる概念、インフォーマルとフォーマルとは労働組合の行動、影響力がどう変わるのか、あるいは、経営の意思決定機構へのフォーマルな参加制度でも、西ドイツのような二重の重役会制を考え、監査役会への労働者代表の参加を前提とするのか、あるいはイギリスのUC提案のように単一重役会制を想定し、そこへの参加を前提とするかなどをはっきりさせるべきであろう。こうした整理を行って分析を行えば、恐らく、導かれる結論は全部異なってくる筈であり、

観点からアメリカ、イギリス、西ドイツ、スウェーデン、フランスなどの諸国を調査し、各国の労働組合がキャリアの人材配分決定について、いかに経営の恣意性の入り込む余地のないルールを確立しているかをまとめたものである。

小池は以上の研究から多くの示唆に富む結論を導き出しているが、中でも興味深いのは、労働者のキャリアの内部化が深まるほど参加欲求が高まるという指摘である。これは、キャリアが深く内部化すれば、熟練の獲得自体が企業内で行われ、労働者のキャリアが企業内でのびればのびる程、技能も賃金も、したがって、生活も向上するため、労働者は企業の成長、収益などのパフォーマンスに関心をもつようになるからである。また、経営参加といっても、小池によると、(1)経営の意思決定機構への参加、(2)工場や企業の従業員組織の設立と活動、の二領域がある。このうちの後者は、労働組合とは別の法律に基づくフォーマルな参加機構であるが、実際の機能は労働組合と同じであり、したがって、工場レベルの労働組合の強いところではこの機構は存在しない(イギリス、アメリカの場合が当てはまる)。そして、わが国の場合、(2)の領域では西欧大陸なみの参加はすでに実現しているという小池の指摘は、参加を促進する契機が何かということと併せて考慮すると、わが国の参加がどうという観点から、どこの領域で推進される必要があるかについて、実に有益な示唆を与えるものである。

参加を論じた中村秀一郎(専修大学教授)の「社会的分業の発展と経営参加」(前掲『国民金融公庫調査月報』)も示唆に富む論文である。この中村論文も中小企業を中心としたいいくつかのケース・スタディ

事実、西ドイツのモンタン産業での共同決定の歴史がこれを示唆している。また、スウェーデンのように労働組合が資本参加を志向した場合には、前記中谷の論拠の多くは崩れる可能性がある。

これに対して小池和男(名古屋大学助教授)の、(1)「職場の労働組合と参加」(東洋経済新報社)、(2)「労働者の経営参加」(『経済セミナー』、五二年四月と五三年一月)、(3)「内部労働市場と経営参加」(『季刊現代経済』、第二八号)は、参加論を展開する場合に、必ず参照することを必要とする労作である。小池(1)は、主としてアメリカの工場労働者の参加の実態調査分析の報告であり、この実態分析を基礎として日米の労資関係の特質の比較研究を行ったものである。小池(2)は、ヨーロッパ諸国の参加の実態を、(1)と同様に実態調査方式により工場レベルの問題として比較研究を行ったものであり、小池(3)は、(1)(2)の研究を踏まえて理論的に検討したものである。小池の研究のユニークな点は、内部労働市場の形成との関連で参加を問題としていることであり、したがって、研究の対象は絶えず働く現場——工場においているところにある。こうした研究視角は、参加が「自分に関わることを決定する時に自分も発言し、この決定への発言こそ、まさに原義に基づく参加の核心」があるという小池の認識から導かれたものであり、「自分に関わること」はまさに「働く場」において他がない。そして、労働者にとって最も重要な「自分に関わること」とは、熟練の形成であり、内部労働市場で自分がどのようなキャリアに配分されるか、具体的には昇進、配転がどのように行われるか、に関わってくる。したがって、このキャリアの配分決定に発言することが「経営参加の核心」となる。小池(1)、(2)は、こうした

を基礎にして書かれたものであるだけに、参加の現代的意義と課題について示唆に富む発言が行われている。とくに、参加は、勤労者の単なる権利拡張ではなく、また、「資本主義」の否定でも、「社会主義」の模索でもない、一九世紀型の体制選択を超えたところに参加の究極の目標がある、という中村の指摘は、体制論を構築する上で重要な視角を提供しているといえよう。

以上のほかにも、経済社会のさまざまな領域に関わる示唆に富む論文がいくつかある。たとえば、植草益(東京大学教授)「集中排除政策についての新しい視点」(『経済評論』、五二年二月号)は、第二次大戦直後の過度経済力集中排除法、企業再建整備法に関連した諸資料を丹念に検討し、戦後の企業再編成過程に新しい分析視角を導入した論文であり、今井賢一「現代社会における政府と企業」(『季刊現代経済』、第二七号)での政府と企業の組織連関を論じた論文、また、叶芳和の「日本の産業構造はどう変わる」(『エコノミスト』、五一年一月五日号)でのわが国産業構造の転換方向と問題点を展望した論文や中村秀一郎「なぜ財務の時代なのか」(『季刊中央公論』、経営問題特集春季号)での新たな企業家像を論じた論文、正村公宏(専修大学教授)「高度産業社会と知識階層」(『経済評論』、五二年四月号)などが注目すべき労作である。とりわけ正村論文は戦後の経済の成長の結果として、どのような社会構造と社会集団が形成され、経済社会革新の主体をどこに求めるかを論じた貴重な論文である。

また、単行本ではこの数年来的の研究成果を体系的にまとめた岩田規久男(上智大学助教授)の「土地と住宅の経済学」(日本経済新聞社)が注目されよう。岩田の研究は第一部で価格理論を応用した地

価の基礎理論と土地課税を論じ、第二部で土地政策の基礎理論、土地の収用と補償、住宅政策の理論、宅地供給と地方財政など、日本の土地市場をめぐる現実的な問題を取り扱ったものである。わが国で土地・住宅問題が緊急に解決を要する課題となっているだけに岩田の研究は極めて実践的な、貴重なものである。とくに、岩田の提唱する「延納利子付一〇〇%土地譲渡所得税」プランは、土地の有効利用を促進するためと分配の公正を図るという二つの観点からわが国で十分に検討に価するものである。なお岩田の研究は四十二年に小宮隆太郎が執筆した論文「土地の価格」(『現代日本経済研究』所収)をいっそう発展させたものであり、「延納利子付譲渡所得税」案も小宮の「一〇〇%キャピタルゲイン課税」案をより現実的に適用可能なプランへと改善を試みたものである(文中敬称略)。

## 「産業政策」

### はじめに

産業政策への体系的接近が積極的に試みられるようになって以来、まだわずかの年月しか経過していない。産業政策への理論的関心が高まりをみせ、行政の場からようやく政策論の研究対象として経済学の場へ取上げられるようになったのは、ほぼ一九六〇年代末から七〇年代の初めにかけてである。

日本経済政策学会において産業政策にかかわる共通論題報告がなされたのもこの頃からであり、一九六七年の新野幸次郎「戦後二〇年の産業組織政策」を皮切りに、その後一九六八年の越後和典「資本自由化と産業政策」、一九六九年の前田靖幸「新産業体制と産業政策」とあいついでいる。

しかし、産業政策に対する関心の高まりは国内だけに止まらない。これと同じ時代に、日本の重化学工業化の進展と高成長の要因を探ろうとする世界の眼は必然的に日本型産業政策の側面に注がれるようになり、やがて日本の用語が輸出される形をとって、「アメリカの産業政策」(一九七〇年)、「加盟十四ヶ国の産業政策」(一九七一年)など、産業政策の名を冠した一連のOECD報告が生れ出る。

とはいえ、このようにして現在、産業政策の言葉は国際的に認知

され、欧米の文献にもしばしば現われる概念となりつつあるが、産業政策とは何かということになると今なお不明確なままである。

このように産業政策の言葉が先行し、その概念規定がとり残された主な理由は、産業政策という言葉がわが国の行政上の便宜から生れたものであるからであり、「産業政策とは、通産省が行なう政策である」と貝塚啓明にいわしめたのもそのためであった。だが、行政上の便宜という背景には、政府が産業への行政介入の必要性を認知するという情勢と政策的介入という事実が存在している。それ故、そのような事実関係がみだされておれば、わが国でも西欧でも、かなり以前(戦前)から産業政策を称しうるもの、つまり産業に対する政策的介入は実施されており、近年の産業政策に対象を限ることは必ずしも正しくないといえる。その観点に立てば、たとえば、山中篤太郎「工業政策論」(一九五〇年)や、伊東岱吉編「戦後日本の工業政策」(一九五七年)を産業政策の先駆的業績として数えることができる。

とはいえ、ここでは、一九六〇年代後半から現在までになされた、産業政策という言葉に積極的にかわりをもつ内外の研究を展望することにどめた。その理由は、一つには、産業政策に対する最近の関心の高まりが、この時代の内外経済情勢と決して無縁ではありえな

原 豊  
〈青山学院大学〉

かったという事情と、二つには、対象期間の拡張が私の能力の限界をこえることに対するおそれによっている。

さて、このような限定を置いた上で改めて内外の産業政策研究をふり返ると、およそ次の三つの問題群に分けることができるのではないかと思われる。すなわち、その第一は、産業政策の概念規定と体系的把握をめぐる問題、第二は、産業政策の展開とその評価をめぐる問題、第三は、産業政策の新しいあり方をめぐる問題である。以下、この三つの問題に沿って、ささやかな展望を試みることにする。

第一の問題領域は、まだ未成熟な段階に止まっている産業政策の概念を体系的に整理し、客観的な分析対象に組み込もうとする研究者の意欲を反映しているものといえる。

前述したように、現実の必要性から生れた産業政策は、その概念規定に関してはまだ確定したものをもたない。わが国では、通商産業省を中心に国際通商に関する政策と、産業（農業を除く）や企業を対象とした政策が実施されており、これらを総称して産業政策と呼ぶようになったものとみられる。だがともかく、産業という概念そのものが本来広義なものだけに、産業政策としてとらえられる政策領域もまたきわめて広範囲にわたる傾向をもち、一般に論者によって、国によって、産業政策の概念はさまざまに規定されているのが実情である。

これは前述のOECDの産業政策に関する報告書にも現われてお

り、たとえば、「加盟十四ヶ国の産業政策」の序文では、産業政策のどらえ方に相違があるが、各政府の考え方を歪曲するおそれを生ずるから、現段階では統一したパターンを枠内でまとめることはしなかったと断っている。

因みに、OECDの委員会構成をみると、産業政策報告書を担当するIndustry Committeeは鉱工業を主な対象としており、農業は、これに併置されている農業委員会Committee for Agricultureの管轄となっている。各産業が相互に有機的な関連をもっている事実と後述するように産業構造の転換を主目標の一つとする産業政策の性格からいって、農業とその他産業を別個に取扱かうことにはたしかに問題があるといわなくてはならない。とくに産業構造の転換が経済の安全保障のために要求される場合には、一國産業のなかで農業をどう位置づけるかという問題を避けて通ることはできない。だがここでは、これは今後の課題として指摘して置くにとどめる。

農業はさておいても、各国の産業構造や歴史的特性には大きな相違が存在する。それ故、広く産業活動に対する公的介入のすべてを産業政策としてとらえるほうが、概念の応用性からみて望ましいともいえる。だが、そうすると、ジレンマケースであろうと、相互に整合性に欠けるケースであろうと、産業にかかわりをもつ個別政策のすべてがそこに包括され、体系的な批判を免がれたまま産業政策総体として容認されるおそれが大きい。このような反省に立って、産業政策の概念を、経済理論による裏づけによって明確化させ体系的に把握しようという試みが研究者の手によってなされてきたのは当然である。

資本主義経済が市場経済に基調を置く以上、資源配分問題をはじめとする産業内もしくは産業間の問題は市場メカニズムの機能に専らゆだねられる。したがって、産業政策の必要性は市場の欠陥ないし限界を補正する必要性と対応している。この方向に沿って、産業政策を体系づける立場を代表するのは、新野幸次郎「産業政策の課題と体系」(一九七一年)である。

新野は、「産業政策は、経済政策のうち、諸産業を直接の対象とする政策のことであると定義できるが、内容的には諸産業間の構造および諸産業内の市場構造、市場行動および市場成果の改変または維持を目的とする政策と定義することができるとする。そして、産業政策の必要性の根拠として、所得分配、外部経済、収穫逓増、公共財供給に関する周知の四つの市場限界をあげる。

新野はさらに、オイケン流に秩序政策としての独占禁止政策、過剰政策としての産業政策という分類を採用し、産業基盤政策、環境保全政策、産業構造政策などの一般産業政策と、農業政策、鉄鋼業政策などの個別産業政策に分けて統一的に理解しようとする。このように新野の産業政策概念は、産業内、産業間という二範疇からとらえた二分法をとるようであり、必ずしもそうではない。「産業組織政策としての独占禁止政策は、依然として産業政策の基本として確立されておなくてはならない。それは四つの間(市場限界)に関する産業政策展開の基礎的前提ともなるべきものである」との言葉から明らかなように、彼の場合、産業政策は産業組織政策によって実現できない落ちこぼれ効果を確保するためのセカンド・ベストとしてとらえられている。

こうした把握は、市場競争秩序を経済の基本的な枠組としてする立場からは当然論理的帰結あるいは規範的視点だといってよく後述するように、わが国の産業政策を評価する場合の評価基準として多くの研究者の容認するところとなっている。

もっとも、これとは対照的に、より単純に産業内(の資源配分)にかかわるものが産業組織政策、産業間(の資源配分)にかかわるものが産業構造政策といった形の二分法をとる論者も少なくない。たとえば、宮沢健一は、「産業政策をもって、ほぼ産業間の構造に及ぶ政策と、独占禁止政策を含む産業内の組織にわたる政策との、双方から成立する政策領域とみることは許されよう。前者には、産業基盤と環境を整える諸施策、産業の振興ないし転換を促す諸施策が含まれる。後者には、市場競争秩序を整え、企業間の競争形態に影響を及ぼす政策である。」とする。

この二分法は経済政策のサブシステムとして産業政策を、さらにその下に産業構造政策や産業組織政策を位置づけるが、産業政策を階層的構造の中でとらえ、その目標一手段の整合性をチェックするのに役立つというメリットをもっている。

だが、産業政策の体系的把握は、このように産業政策を経済政策論体系の枠組にくみ込むというメリットとならんで、そのことによって現実の産業政策のもつ特性のいくつかを脱漏させるというデメリットをもっていることは否定できない。現実の産業政策は、短期、長期の、そして多元的な目標の下に行なわれるピースミールな政策である。「産業政策の目標にさまざまな水準で考えることができるが、もっとも基本的には、社会的要請に即応して産業活動のバ

フォーマンズを向上させることにある」(但近雄「産業政策の展開」一九七二年)。それ故、経済社会をとり巻くその時々々の条件や環境によって目標が変化する。わが国で、経済成長の促進のための重化学工業化が、環境問題の発生によって制約された事実がこれを物語っている。

したがって産業政策は、広く社会的な課題の解決を目指して経済政策と社会政策の両域にまたがるという性格を多分にもっている。それ故に産業政策を無理に経済政策のサブシステムとして経済政策の枠内に封じ込めることはできないという立場もまた存在しうる。西欧の産業政策は、このように広い把握がなされている。<sup>(11)</sup>

## 二

以上のような産業政策概念の不明確さとはうらはらに、わが国のいわゆる産業政策は、実体経済の中でゆるぎなき地位を確立してきた。だが、その評価は、これを認めるものと認めないものと大きく分れる。

産業政策のあり方をめぐる論議が脚光をあびた契機は、一九六二年のいわゆる特振法をめぐる産業界体制論の登場と大型合併の実現であった。政策当局のねらいは、貿易自由化にあたって日本産業の国際競争力を強化するため、通産省の政策的な指導と産業界の協調によって新しい産業体制なり秩序なりと構築しようというものであり、西欧各国とくにフランスの協調経済を参考にしたものとわかれた。

この特振法は、政治の過剰介入をおそれる産業界の反発が強く結局廃棄に追い込まれるが、新産業体制論は、ひきつづき起った新日鉄

ことは、効率的な産業組織を維持してゆくに重要な条件である。……このように考えれば、制度の上では直接投資を自由化しながら、実質的には外資系企業の進出あるいは一般に新規参入をできるだけ抑制するように産業政策を運営することは、産業政策の基本的な要請と相反することが理解されよう。<sup>(17)</sup> というものである。

勿論これは、官僚や財界の認識とは真向から対立するものであった。しかし、産業組織政策と他の産業政策との関係において、前者をより重視することは経済政策の原理上当然のことである。したがって、わが国の産業政策が伝統的にもっている独占助長的なバイアスに対する学会サイドからする批判は今日まで一貫して変わらずにつづいている。

もっとも、このような規模的な批判とは逆に、日本産業の国際競争力の強化、重化学工業化による経済成長の促進といった政策の動態的な効果を評価する立場も当然のことながら存在する。たとえば、篠原三代平は、幼稚産業の育成が「例外的」措置としてではなく、広範な分野にわたって行なわれ、それに日本経済が成功した事実、そして自由化に先立って、カウンター・ペイリング・パワーを結成したほうが、進出企業の市場独占を阻止し競争を促進する効果をもつという可能性に注目し、「逆説的に聞えるかもしれないが、この意味ではある程度の産業の再編成は自由化後の競争状態の持続のための必要条件であり、自由化に対決する重要な戦略となりやう」という(「産業政策論の展開のために——わが国産業構造の問題点——」一九六九年)。

これと同様の見解をとるのは中村隆英である。「自動車、電機な

の成立と資本自由化というトピックスのなかで産業再編成論へと衣更えし、産業政策のあり方をめぐる論議の争点の一つを形づくることになる。

ところで、この論議は主として、政策担当者が合併、再編成、共同投資、相互持株などを政策的に促進するという産業政策の必要性を強調するのに対し、研究者は理論的な立場からこれを批判するというパターンをとって展開した。

たとえば、一九六八年の日本経済政策学会共通論題中の林信太郎(通産省)報告「資本自由化と経済政策」、一九六九年の天谷直弘(通産省)報告「寡占と経済政策に関する若干のコメント」などは、通産省サイドから資本自由化がわが国の産業に与える衝撃を分析し、産業政策が不可欠なことを強調している。

これに対し、前述の一九六八年政策学会の越後和典報告「資本自由化と産業政策」は、資本自由化に対し何故に産業再編成が必要なのか、さらに何故政府がこれを支援誘導すべきかが必ずしも明確でないとし、とくに再編成による独占的企業の育成は資本自由化と背理するものであり、「資本自由化に対処すべき産業政策もまた反独占政策の強化にはかならぬ」ことを強調する。

同様の批判は、一九六九年の前田靖幸報告「新産業体制と産業政策」、御園生等報告「反独占政策の有効性」あるいは小宮隆太郎「直接投資と産業政策」(一九六九年)、近くは小西唯雄「産業組織政策原理」(一九七七年)など数多くの研究に見出される。そしてそこに共通する論拠は、「産業組織に対する経済政策の観点からすれば、ある産業において潜在的な新規参入の可能性がわねに存在する

どいくつかの産業は早期に自由競争にさらされていたら、現在のような急速な発展をますことができたかどうか疑問である。その点は、古典的な比較生産量の原則によつては解明できない理論的な問題を提起しているように思われる」(「戦後の産業政策」一九六九年)。

いずれにせよ、産業政策の評価にあたっては、時間の経過にしたがって変りゆく政策課題と政策対応、さらに政策効果の諸側面を総合的に検討することが必要であり、原理的な観点からの批判に加え、さらに実証的な検討が必要であるのはいうまでもない。

この資本自由化問題に関していえば、篠原が指摘するように、「産業再編成論者は当初装置産業に存在した技術進歩の動向をオーパーに強調しすぎて、資本自由化にもなつて、多くの加工工業でむしろ『研究開発』にもっと重点がおかれるべき点を軽んじた嫌いがあったことは否定し難い。と同時に産業再編成に反対する論者も、前向きに明らかに確認された装置産業の規模拡大の利益をただ寡占の弊害を助長するものとしてのみ受けとったことは一面的であったといわねばならない」こともまた事実であった。

なお、産業再編成論とのかね合いで中小企業政策のあり方が問われ始めたのもこの頃からである。すなわち独占助長的、換言すれば大企業偏重型の産業政策、また産業組織政策による競争の促進、貿易や資本の自由化は、中小企業に大きな打撃を与える可能性が大きい。しかしだからといって、中小企業保護政策は無条件に許されるかどうか、他の政策との整合性をどのようにして確保されるかという問題である。

佐藤芳雄は、「経済政策一般との均衡のとれた中小企業政策とい

う場合、本来、産業組織政策一般との均衡のとれた中小企業近代化政策が前提となるべきであろう。しかし、この後者の均衡は現実に保証されていない。(寡占体制と産業組織政策——寡占と中小企業問題を中心に——、一九七〇年、日本経済政策学会年報<sup>(19)</sup>)。現実には、とくに中小企業に対してのきびしい競争政策が適用されており、大多数の中小企業は保護らしい保護をうけず、はげしい新陳代謝をくり返してきたとみる。

このような認識は、現在でも中小企業研究者に共通してみられるところであるが、日本経済の国際化の進展と高度成長の終焉を契機として起った構造転換の必要と対応して、過去の中小企業保護政策への反省とともに、中小企業政策の新しいあり方が進んで提起されるようになる。たとえば、加藤誠一は、「これからの中小企業は、規模の大小や生産性の高低だけが問題なのでなく、むしろ知識集約化の路線に沿って高付加価値企業に質的变化をとげることであり、それによって大企業との質的格差を是正し、欧米のように国民経済のなかでの活力として積極的に評価されるようになることが要請されているから、中小企業政策もそうした方向での自主的努力を助長し、非合理的存在としての中小企業をいつまでもそのまま保護温存することではないと考える」(中小企業政策の体系と展開<sup>(20)</sup>、一九七七年)。

しかし、一九七七年に、「中小企業分野調整法」と「独禁法の強化改正」がほぼ同時にすなりと成立したように、わが国の現実はまだこの反省が政策に十分反映されるまでにはいたっていない。

こうして同答申は、生産性上昇率基準と所得弾力性基準という高度成長と重化学工業化を支え、わが国の産業構造を規定してきた基準に加え、過密環境基準と勤労内容基準が必要となったとし、今後これらの供給面、ニーズ面の新しい基準の下に指向されるべき産業構造として知識集約型の構造が提示される。

この新しい産業構造の中核として知識集約型産業を置き、その方向への構造転換を図るという発想はまたたく間に広く受け入れられ、いわば国民的合意のごとくに理解されるようになった。だがしかし、この発想は具体的な政策手段を提示するまでには至らず、しかも転換させられるべき産業が明確化されず、一般には隔靴掻痒の感があった。また産業サイドにおいては、産業構造転換の必要性については異論ないが個別産業については特殊事情や転換の困難さを強調するという総論賛成各論反対に終始していた。

この点を衝いたのが、産業計画懇談会「産業構造の改革——公害を資源を中心に——」(一九七三年)である。これは、個別的に問題となっている産業をとらえて、その公害、資源面での制約とつき合わせ、さらに輸出依存度、設備の装置性を勘案し、構造改革が望まれる産業のネガティブ・リストをあげる。こうして、鉄鋼、石油精製、石油化学、非鉄、化学、自動車、紙パルプ、電力、輸送などをリストアップし、そのなかをさらに縮小から最終的には廃止が望ましい部門、設備拡大の中止が望ましい部門、生産内容、立地を再考すべき部門など三つのセクションに分けて検討している。他方、新たに起すべき産業として、技術集約型産業(これは上述の知識集約型産業とほとんどオーバーラップしている)をあげたポジティ

資本自由化後の現実は、わが国産業の国際競争力の優位性を改めて認識させた。そしてやがて一九七〇年代の関心は、資源や環境の制約、福祉向上の要求、国際的な摩擦の増大といった産業環境の変化に対して、わが国産業が総体的にどのような対応をはかるべきか、そのためにはいかなる政策を実施すべきかという、産業構造の転換とそのための産業構造政策に集中する。

もっとも、この産業構造政策はすでに日本型産業政策の主軸として実施されてきたものであった。一九七一年五月に出された産業構造審議会の中間答申「一九七〇年代の通商産業政策」はその冒頭で次のようにいう。「五〇年代、六〇年代において中進国ないしは後進先進国として出発したわが国が欧米先進諸国に急速にキャッチアップするための重要な手段として、産業構造政策は、産業政策体系の中で、基本的な意義を有していた。欧米先進諸国の『今日』の姿を日本の『明日』の姿としてなぞりながら、生産諸要素の配分の高度化を目的指向的に進めること、すなわち、産業構造の高度化、先進国化の政策が、キャッチアップの最も効果的な方途であった。

この目的ビジョンが周知のように重化学工業化の推進であった。生産性上昇率基準、所得弾力性基準というキャッチアップの理念によって基礎づけられた重化学工業化の推進によって、五〇年代、六〇年代を通じて、日本経済のめざましい発展がなし遂げられてきた……」。

だが、日本経済をとりまく環境は七〇年代に入ると急激に変化する

プ・リストを明らかにしている。その結果、ネガティブ・リストとしてあげられた産業は当然これに強く反発するとともに、きびしい産業環境があらさまにされたことによって産業界に大きな波紋をよび起した。

一方、学会においても主たる関心は産業構造の転換問題へと移ってゆく。一九七〇年、日本経済政策学会は共通論題として「高度成長の検討」というテーマを設定し、この問題にアプローチする。その共通論題報告、中村秀一郎「高度経済成長と産業構造の諸問題」<sup>(23)</sup>は、高度成長期における産業政策は生産第一主義的で人間不在の政策であり、「重化学工業化の帰結として生み出された大量消費社会は勤労者の生存のための欲求を解決したが、それによってもたらされた豊かな生産力は、国民の福祉増大に直結しなかった。したがってこの生産第一主義的・人間不在の産業政策は根本的な転換を要求されており、新しい産業のパターンと消費のパターンの創造という課題が残されたのである」と問題の核心を指摘する。そしてさらに、「産業政策の課題は、生産第一主義か人間優先かという二者択一的なものではなくて、高度工業化の成果を国民の福祉増大に役立たせるような新しい社会的欲求を満たす総合プランニングの実行であり、その中で私企業の利潤追求でその効率の指標として役立ち、公害の増大やユーザーの安全性を犠牲とすることのないような枠組を設定することなのである」と説く。

ここで中村が適切に指摘するように、効率性と公正という産業政策の望ましい目標は二律背反的なものとしてとらえるべきでなく、この両者を両立せしめるような枠組を構築することこそ正しい産業

政策のあり方と考えなくてはならない。

七〇年代に入り、このように過去の産業政策に反省が加えられ、産業政策の新しい展開が模索されている間に、一九七三年末に石油危機が発生する。この石油危機は産業政策の必要性をいっそう増大させるが、同時にその結果起った不況とその後遺症は産業活動を停滞させ、構造転換に向っての産業サイドの意欲に冷水を浴びせる作用をする。だが、石油危機とオーバーラップした異常な物価高騰は、企業の便乗値上げ、大企業の管理価格に対する国民の関心呼び起し、ついに一九七七年、独占禁止法の改正強化という画期的な政策転換が実現する。戦後から今日まで優位を誇ってきた通産省主導の産業政策は、ようやくここで産業組織政策と対等の地位に修正される。この独禁法の改正強化が実現する過程で、産業組織論の研究者たちは随所に改正必要論を展開して、その実現に側面的支援を与えたことは周知のところである。

他方、産業構造に関する研究分野では、徐々に実証的な分析による産業政策の再評価が行なわれ、産業政策のあり方について有益な示唆がなされる。たとえば、上野裕也「わが国産業政策の発想と評価」(一九七五年)、尾崎敏「日本産業構造の分析」(一九七七年)などである。この両者とも、産業構造の高度化を促進した主要因が公共事業支出と政府系金融機関による選別的資金配分にあったという実証的なファイディングを行ない、産業政策の資金メカニズムを明らかにする。

とりわけ尾崎は、「第一に、産業構造政策というのは、単にその総額だけではなくて、公共支出にともなう必要生産財投入ベクトル

の配分構造が資源配分の流れを変更するという効果を生むこと、そして第二に、それら産業構造政策(生産市場への公権力の介入)は拡充されたレオンチエフ動学システムの体系が示すプロセスに沿うものであり、かつその需要面を支えてきたという意味で、高度成長を持続する基礎的要因を形成したのである」とし、産業構造政策が産業構造の変化に影響を与えてゆくというメカニズムを明らかにする。

基礎中間財部門の拡大をテコとするこの発展システムは、国内的には生産と雇用の非平行進行という構造的乖離要因を蓄積し、国際的には中間財貿易という貿易相手国の産業構造に影響を与える構造的要因を蓄積しており、これは一国を単位とする経済発展のパターソンとしては無限に持続しえないような特性をもつ。したがって、「今後の産業政策は、このような経済発展の方向を転換する途を模索してゆく必要がある。その基本が、国際社会のなかでの日本産業構造のあり方という方向にあることはいうまでもない」と産業政策のこれからのあり方に適切な示唆を与える。

そして、この方向への研究の第一歩をいち早く進めていたのが、藤井隆の労作「国際的産業再配置論」(一九七五年)であった。

#### 四

最後に、西欧の産業政策研究を一べつしよう。前述したように、OECD報告では、産業政策に対し特定の概念規定を与えてはいないが、最近ももっと明確な定義を与える研究者が増えている。

たとえば、フランスのポノーは、「産業政策とは、中央政府およ

び他の公共団体——地域および地方政府と公企業——が産業企業の環境や行動に影響力を行使する行為のすべてとして定義できる。これらの行為は、たんなる情報や予測、目標・ルール・禁止事項の行政の設定、インセンティブあるいは話し合いから成立している。このような広範な定義が認められれば、その相違は非常に大きいけれども、各国は産業政策をもっていることになる。」<sup>(27)</sup>という。

また、デントン、オクレイリケイン、アッシュは、イギリスの産業政策として、一般的な産業へのインセンティブ——投資インセンティブ、選択的雇用税、産業訓練、R&Dへの援助——と、産業構造への効果をねらう計画——産業再編成公社、産業拡大法——をあげている。

さらに、ECの経済政策を検討したケインクロスらは、産業政策は、資源の部内割配分、産業の構造的組織、技術革新の発展、地域バランスの維持に関する多数の相関的な目標を含むべきである。政府貸付と補助金、公的調達政策、技術基準の設定と特定化、公的サービスへの負担軽減、選択的租税措置がその手段となる」と述べている。

このように、西欧の研究の多くは、わが国のように、体系的把握を試みるまでにはいたっていないが、戦後各国で実施されてきた産業に関する政策ならびに計画を産業政策の言葉の下に改めて追認しようとしている。その意味からいえば、フランス、イギリス、西ドイツ、イタリアは、(アメリカなどに比べて)早くから、産業保護政策や産業再編成政策などの産業政策を実施しており、とくにフランスはこの点でわが国よりも進んでいたといえることができる。

つぎに西欧に共通した産業政策の特徴は、産業政策が多くの場合地域政策とのリンクの下に導入されており、研究者もつねにこの両者をセットで扱っているということである。わが国の産業政策は、戦後は復興、つぎには重化学工業化による経済成長の促進というように、どちらかといえばグローバルな目標を設定し、その実現を第一義的に求めてきた。これに対し、西欧の産業政策はどちらかといえば地域開発、地域的産業保護に重点を置いたため、地域政策との組合わせが強く要請されたのであろう。

産業構造の改善には当然のことながら地域の問題がからんでくる。たしかに今までのわが国の産業政策は、産業セクションの視点から構造問題をとらえ過ぎた嫌がある。(中小企業政策についても同様である。)現在わが国の造船業不況をめぐって地域問題が顕在化している。また、わが国とECとの間の摩擦の一因は、わが国の輸出急増によってEC内の特定地域が大きなダメージを受けていることにある(たとえば、ポールベアリングの場合)。したがって、産業政策と地域政策を一体として把握することは、研究者にとっても、政策担当者にとっても必要なことであり、また国際的な要請であるといってもよいであろう。わが国では、この点の反省に立った産業政策論は、前述したようにまだ端緒にいたばかりである。

次に、産業政策相互間の整合性については、わが国と同様に研究者の立場からの批判が多い。たとえば、デントンは、「ここ十五年のイギリス産業政策の最も目立つ特徴は、非整合性であった」と述べている。またステフェン・ヤングは、フランス、イギリス、イタリア三ヶ国は、産業計画よりも、相互に調整されない産業政策を

実施してきた、産業間の資源配分をかえる計画を政府が実施する広義の産業計画はなかった、特定分野の成長に関する政府の決定はアドホックな基礎に立っていた、と指摘している。この点に関しては、わが国の産業政策のほうに計画性があつたとみることができよう。

産業組織政策のなかの反独占政策（西欧では競争政策）と産業構造政策とくに産業保護政策や産業再編成政策との間の非整合性についての西欧研究者サイドからの批判は、ないわけではないがわが国ほど強くはない。一般に、西欧がアメリカの多国籍企業の進出を真向からうけたという特殊事情によって、政策的な産業再編成や個別企業への介入は容認される雰囲気にあるのはたしかである。

たとえば、OECDによる西ドイツの産業政策報告によれば、「競争政策は、構造変化の促進と、現状維持の傾向に対抗するための構造政策によって補足されなければならない。そのような構造政策は、

——種々のセクターの産業構造

——産業の地域的構造

——産業企業の構造（とくにその規模）

などに関するものである」というとらえ方をしている。

個別産業や企業への公的介入の増大は、一九六〇年代後半以降、西欧の産業政策に顕著となった傾向である。これに対しては、数々のケース・スタディが行なわれているが、期待された効果は生じなかったというのが大方の判断である<sup>(32)</sup>。

このようなケース・スタディの一つとして、フランスのエレクトロニクス産業と産業政策を扱ったジョン・ツイスマンの研究「産

業秩序のための政治戦略<sup>(33)</sup>」を取上げておこう。この研究は、フランス政府が莫大な補助金が投入されたにもかかわらずこの産業の国際競争力の強化に失敗した理由を、フランスの市場構造や市場行為の特性から明らかにする。だが同時に、産業政策が生れ出る制度構造に着目しているところが興味深い。

ツイスマンはいう。「この構造——国家官僚組織を含む企業と国家との関係——は、いかなる政府が権力をもとると、また政府が当面の問題をおろそかにしようとすまいと、フランスの国内経済政策と国際経済政策の基本的な統一性を生み出す。したがって、経済の制度的構造は、国内および国際経済圧力の両者に対する政府の応答を形づける媒介変数と考えることができる。

さらにこの構造は、封建主義から産業社会へと向った国民的な歴史の産物であるから、一国の国際経済政策は、その国内経済の構造のファンクシオンとみなければならない。

官僚組織を含むこのような経済の制度的構造は、わが国においてもまさに等しく産業政策の発想と性格に反映してきた。しかし残念ながら、この領域の研究はわが国ではきわめて乏しいといわざるをえないのである。

## 文 献

- (1) 日本経済政策学会編一九六八年年報、「戦後二〇年の経済政策」所収、勁草書房。
- (2) 同学会編一九六九年年報、「資本自由化と経済政策」所収。
- (3) 同学会編一九七〇年年報、「寡占と経済政策」所収。

- (4) OECD: UNITED STATES INDUSTRIAL POLICIES, 1970.
- (5) OECD: THE INDUSTRIAL POLICIES OF 14 MEMBER COUNTRIES, 1971.
- (6) 山中篤太郎「工業政策論」(一九五〇年)、新紀元社。
- (7) 伊東俊吉編「戦後日本の工業政策」(一九五七年)、日本評論社。
- (8) 加藤寛、中村秀一郎、新野幸次郎編「経済政策⑤」日本の産業政策(一九七一年)所収、有斐閣。
- (9) 宮沢健一「産業経済論」(一九七五年)、東洋経済新報。
- (10) 前掲(9)所収。
- (11) OECD: The Aims and Instruments of Industrial Policy, OECD, 1975.
- (12) 前掲(9)。
- (13) 前掲(9)。
- (14) 前掲(9)。
- (15) 新飯田宏・小野旭編「日本の産業組織」(一九六九年)所収、岩波書店。
- (16) 小西唯雄「産業組織政策原理」(一九七七年)、東洋経済新報。
- (17) 前掲(15)。
- (18) 前掲(15)。
- (19) 前掲(9)。
- (20) 加前誠一、水野武、小林靖雄編「経済政策と中小企業」(一九七七年)所収、同友館。
- (21) 産業構造審議会編「七〇年代の通商産業政策」(一九七一年)、大蔵省印刷局。
- (22) 産業計画懇談会編「産業構造の改革——公害と資源を中心に——」(一九七三年)、大成出版社。

- (23) 日本経済政策学会編一九七一年年報、「高度経済成長の再検討」所収。
- (24) 現代経済研究会編「季刊現代経済」20号、日本型産業政策の行方(一九七五年)所収、日本経済新聞社。
- (25) 同会編「季刊現代経済」29号、日本経済の構造変化(一九七七年)所収。
- (26) 藤井隆「国際的産業再配置論」(一九七五年)、東洋経済新報。
- (27) J. J. Bonnard; Planning and Industry in France, J. Hayward ed.; PLANNING, POLITICS AND PUBLIC POLICY, 1975, Cambridge Univ. Press.
- (28) G. Denton, S. O'Claircain, S. Ash; TRADE EFFECTS OF PUBLIC SUBSIDIES TO PRIVATE ENTER PRICES, 1975, M. London.
- (29) A. Cairncross, H. Giersch, A. Lamlaussy, G. Petrilli, P. Uri; ECONOMIC POLICY FOR THE EUROPEAN COMMUNITY, 1974, M. London.
- (30) *Ibid.*; (27) J. Hayward ed.
- (31) *Ibid.*; (26)
- (32) W. M. Corden & G. Fals; Public Assistance to Industry, M. 1976.
- (33) J. Zisman; POLITICAL STRATEGIES FOR INDUSTRIAL ORDER, 1977, Univ. of California Press.



第三四回大会について

日本経済政策学会第三四回大会は、五月二十八日(土)および二十九日(日)の両日、早稲田大学五号館において開催された。

報告は、台湾大学からはるる参加された寇教授を含む一八名の会員によって行われ、盛会であった。

二八日、午前十時、大会は、山中篤太郎代表理事の開会の辞にはじまり、大会校側からは準備委員長として小松が歓迎の挨拶を行った。

第一日目は、共通論題「日本における産業構造改革の政策」についての研究報告(各四十分)、予定討論(各三十分)および一般討論が行われた。その間、十二時から午後一時まで昼食時間とし、理事会をあわせ開催したが、報告と討論は午後四時三十分まで続いた。

本共通論題については、中村秀一郎(専修

大学)および滝沢菊太郎(名古屋大学)の両会員を座長として、つぎの三つの報告がそれぞれの会員によって行われた。(1)「産業構造の改革」については飯尾要会員(和歌山大学)が、(2)「政策主体とその性格」については正村公宏会員(専修大学)が、そして(3)「国際環境への対応」については佃近雄氏(通産省)が報告を発表した。それらについての予定討論者としては、安部一成(山口大学)、飯田経夫(名古屋大学)および野口雄一郎(九州大学)の各会員が立ち、有益な討論の端緒を開いた。それに引き続いて熱心な一般討論が展開されたが、具体的問題の分析の必要性を今後に残して初日の日程を終了した。

第二日目(二十九日)は、午前九時三十分から、午前、午後とも三つの分科会に分れて、自由論題についての一五の研究報告(各四十分)と予定討論(各二十分)および一般討論が行われた。

午前の部についてはつぎの通りである。

第一分科会は、野田稔会員(明治大学)を座長として、(1)「人口と経済成長について」を木村徳丸会員(三重短期大学)が報告し、小野俊夫会員(早稲田大学)が予定討論者と

して立ち、つづいて(2)「公害と体制問題への一試論」については村尾賢会員(神奈川大学)が報告し、永井進会員(法政大学)が予定討論者として質疑を行った。第二分科会においては、伊東岱吉会員(千葉商科大学)を座長として、(1)「産業政策体系の理論的再構築」については渡辺棉爾会員(中京大学)が報告し、越後和典会員(滋賀大学)が予定討論者として立ち、つづいて、(2)「標忠会員(名古屋大学)が「多元的競争のダイナミクスと競争の周辺」と題する報告を行い、鈴木安昭会員(青山学院大学)が予定討論者として討議をした。第三分科会は、市岡幸三会員(三重大学)を座長として、(1)「戦後農政の理念と現実」について寺田由永会員(明治大学)が報告して武井昭会員(高崎経済大学)が予定討論者となり、(2)「経済政策と経営政策——農業を中心に——」については宮出秀雄会員(東海大学)が報告し、田中修会員(神戸大学)が予定討論者として質疑を行った。

十一時三十分から昼食のため休憩に入り、十二時三十分から会員総会が開かれた。大会運営および議題については、学会前夜五月二七日(金)の午後五時から早稲田大学大限会

館において開かれた常務理事会・幹事会に諮り検討されたうえ、第一日目に開かれた理事会の承認をえていた。会員総会においては、気賀健三会員を議長として選出したうえで、山中篤太郎代表理事の本部会務報告、加藤寛常務理事による会計報告、磯部喜一監事からの会計監査報告が、この順にしたがってそれぞれ行われた。そのあと、年報編集についての報告および各部会の会務と会計についての報告が行われた。いずれの報告も承認され、会員総会は予定通り午後一時三十分終了し、午後の研究報告に移った。

午後の部も、三つの分科会に分かれて、自由論題についての研究報告が行われた。第一分科会においては、新野幸次郎会員(神戸大学)と坂垣亨一会員(亜細亜大学)を座長として、まず、(1)尾上久雄会員(京都大学)が「産業構造と経済社会構造の関係」と題して報告し、それに対して清水嘉治会員(関東学院大学)が予定討論を行った。それにつづき、(2)岡本隆会員(神戸学院大学)が「高度産業国家における政策主体」について報告し、五井一雄会員(中央大学)による予定討論が行われ、(3)宇佐見義尚会員(亜細亜大

学)は「M・ヴェーバー理解における内在的批判の問題」を報告し、野尻武敏会員(神戸大学)が予定討論者として質疑を行った。

第二分科会は、小西唯雄会員(関西学院大学)と加藤誠一会員(立教大学)を座長として、まず、(1)「フル・コスト・プリンシプルと参入障壁理論」について宮坂正治会員(信州大学)が報告し、井上孝会員(玉川大学)が予定討論者として立った。ひきつづき、(2)野本千秋会員(日本大学)が「企業行動と意思決定の枠組」について報告し、佐藤芳雄会員(慶応義塾大学)が予定討論者を行った。最後に、(3)高柳暁会員(中央大学)は「多国籍企業の戦略活動とその政策決定への影響」についての報告を行い、奥村茂次会員(大阪市立大学)が予定討論者として立った。

第三部会は、藤井隆会員(名古屋大学)および松尾弘会員(創価大学)を座長として、最初に(1)山村学会員(明治学院大学)の「公企業としての港湾経営とその周辺の問題点」についての報告があり、北見俊郎会員(青山学院大学)が予定討論者として質疑を行った。つづいて、(2)冠龍華会員(台湾大学)が

について報告し、施昭雄会員(福岡大学)が予定討論者を行った。そして最後に、(3)村井吉敬会員(早稲田大学)は「インドネシアにおける『緑の革命』とその影響」についての報告を行い、加藤寿延会員(亜細亜大学)が予定討論者として質疑を行った。

かくして、二日間におわたる学会は無事終了した。そして会員は三々五々大会校から夕景のなかへ散っていった。報告終了後一堂に会することもなく散会しなければならなかったことに心が残ったが、それもやむをえないことであった。

最後に、大会準備委員長としての私の不手際にもかかわらず、本大会が無事終了したことについて、多くのひとびとに謝意を表したい。まず、報告者と討論者には優れた報告および討論によって本大会を意義あるものにしていただいたことに心からお礼を申しあげたい。また、座長の労を惜しまれなかった各位に対して議事運営に見事な才腕を発揮していただいたことに謝意を表したい。さらに、学会本部のみなさん、身内ではあるが早稲田大学の本学会会員、政治経済学部事務職員、学生諸君が長い間にわたって示された多大の御

協力に深謝するものである。

(小松雅雄記)

### 本部および関東部会

常務理事・幹事会 早稲田大学 昭和五十二年五月二十七日  
議題

#### 報告事項

- 一 本部会務報告(山中篤太郎代表理事報告)
- 二 本部会計報告(加藤寛常務理事報告)
- 三 各部会報告(関東部会―加藤寿延幹事、中部部会―藤井隆幹事、関西部会―野尻武敏幹事、西日本部会―施昭雄幹事)
- 四 選挙報告(山中篤太郎代表理事報告)
- 五 年報編集報告(吉家清次幹事報告)

- 四 明年度大会の件 昭和五十三年度大会校は山口大学に決定
- 五 その他 学生会員については昨年の決定に基づき規約が改正された。(規約第6条に「3、学生会員、二階五百円」を加える。尚これに伴い役員選出内規中の「会員」が「個人会」であることを明確にした。)

幹事会 慶応大学 昭和五十二年七月十四日  
議題

一 年報について 今年は書評を掲載しないことに決定。

二 関東部会について 関東部会は中央大学において、「公共政策と地域主義」というテーマで行なわれることになった。

三 規約について 規約、検討された。

幹事会 中央大学 昭和五十二年十月一日  
議題

一 科研費審査員の件

(1) 科研費審査第二段階の委員交替の件 関西から一名選ばれることになり、幹事会としては新野幸次郎常任理事を推薦することに決まった。

(2) 学術会議より、科研費審査員第一段階の委員を一年交替する案が出され、賛成者多数であった。

二 大会共通論題の件 大会共通論題は西日本部会及び関西部会に一任する旨決まった。

三 シンポジウム出版に関する件 全国幹事の共同作業によるシンポジウム記録を東洋経済新報社より出版する旨決まった。

#### ◇関東部会について

本年度の関東部会は、昭和五十二年十月一日(土)の午後一時〜五時の間、主催校の中央大学に隣接する全電通会館において、「公共政策と地域主義」をテーマに、開催された。

#### 研究報告

一 流通主義から地域主義へ

報告者 評論家 杉岡碩夫氏  
予定討論者 青山学院大学 鈴木安昭氏

二 地域主義の期待と不安―イギリスの地域主義を通して―

れよう。

#### ◇工場見学会

工場見学会は十一月十八日(金)揖斐川電気工業株式会社大垣工場、矢橋大理石商店及び輪中を見学した。二十名程の参加があり、熱心に見学討論が行われた。

補足 揖斐工場では、建材およびカーバイドの製造部門、矢橋商店では大理石の切断および研磨作業を中心に見学、この後、水戸川燈台にある松尾芭蕉の句碑、輪中地帯特有の水屋(みずや)といわれる出水時の避難所)の見学を行なった。

#### ◇中部地方大会

本年度の日本経済政策学会中部地方大会(第十二回)は岐阜経済大学を主催校として、十一月十九日(土)に開催した。プログラム及び報告の要旨は以下の通りであるが、多数会員の出席を得て盛会であった。

研究発表は次の各氏であった。(敬称略)

一 西陣機業の製品販売について

報告者 名古屋学院大学 柿野欽吾  
討論者 南山大学 中村精  
二 エコロジー経済学と地域農業計画  
報告者 三重大学 倉田貞

討論者 名古屋大学 真継隆

三 岐阜県勢の概要

報告者 岐阜県庁 梶原拓  
討論者 三重社会経済研究センター  
榎廻治

四 トラック輸送の変遷

報告者 西濃運輸 島津克己  
討論者 名古屋大学 藤井隆  
五 岐阜県の経済と産業について

報告者 大垣共立銀行 森武之  
討論者 中部経済連合会 外山公司  
なお、明年度第十三回中部地方大会は、前田敬四郎先生が英国留学から帰国されてから最終的に決定されるが、いまのところ金沢大学を予定している。

第十二回中部地方大会報告の要旨は以下の通りである。

一 西陣機業の製品販売について

報告は、昭和四十年代の西陣機業における製品販売の動向を「西陣機業調査報告書」(西陣機業調査委員会)に基づいて実態分析されたものである。主たる内容は、四十年代において着尺、帯地両部門の出荷動向に見ら

報告者 中央大学 村田喜代治氏  
予定討論者 関東学院大学 清水嘉治氏  
杉岡氏の報告は、大店法にみられる大型スーパーの地方進出問題に関連して、従来の中央集権型の政策立案では現代の経済的諸問題を解決できず、今後は、地域の要求にこたえることができるように地方に分権的に地域ごとに政策の意思決定がなされなければならないとの意見を述べ、これに対し村田氏の報告は、逆に、イギリスの例をひいて安易な地域主義に対して疑問を提出したものであった。それぞれ予定討論を中心に非常に活発な討論がなされた。

### 中部部会年次報告

#### ◇部会役員会

中部部会では学会新役員決定に伴う部会新役員会を七月十二日(火)に開き、第十二回地方大会を中心とした今後の部会活動について種々論議した。山田健治氏に部会幹事を依頼することも決まり、今後の中部部会の一層の発展がこの新役員体制のもとに期待さ

れる差異とその背景としての販売条件における変化の差異が論じられ、更に全体としての製品流通近代化の可能性が考察された。

二 エコロジー経済学と地域農業計画

三重大学 倉田貞氏

報告は、今日的課題としての資源・環境問題の解決方策の模索を意図して、市場経済とあわせて生態系をも経済学の分析視野の中に包摂して考察する必要を論じてエコロジー経済学構築の方向性を示した。そして、具体的に、物質循環を考慮した地域農業計画の考え方が提示された。

三 岐阜県勢の概要

岐阜県庁 梶原拓氏

近頃策定された「岐阜県三次総合計画」における基本フレームの説明と目標水準の設定に至る考え方が県当局の立場から示された。そこでは、特に過去健全財政に徹した県の財政方針がとられた結果、行政需要が膨脹して行政投資拡大の必然性が論じられた。

四 トラック輸送の変遷

西濃運輸 島津克己氏

報告では、我国のトラック輸送が貨物輸送体系全般に占める位置づけがなされた上で、

トラック輸送に対する需要拡大傾向の中での輸送事業体としての対処の方向性が示された。

五 岐阜県の経済と産業について

大垣共立銀行 森武之氏

最初に、岐阜県全体での経済の概況、工業生産の特色が示され、次いで西濃地区の位置づけ、特色が報告された。更に、同地区の地場産業として毛芯業界及び石灰業界が取り上げられ、その現状と問題点が示された。

(梅下隆芳・渡辺悌爾・山田健治記)

西日本部会

昭和五十二年の西日本部会は例年どおり、春季(第二十五回)、および秋季(第二十六回)の二回の研究報告会と、理事、幹事の改選に伴い、六月に新旧理事・幹事会が開催された。

まず、第二十五回研究報告会は、沖繩で開催が予定されていたが諸般の事情により変更されて、福岡大学が開催校となった。論題ならびに報告者は次の通りである。

昭和五十二年四月二十三日(土)午後一時三十分より(於福岡大学研究室棟第八会議

1 経済成長における人間能力の問題  
——人間投資理論的アプローチを中心として——

福岡大学 案浦崇氏

2 価値論についての一考察

——ミーズとシャルクルの場合——  
大分大学 齊藤事氏

3 地域開発と長期金融

鹿児島経済大学 高橋良宜氏

次に、六月七日福岡大学で新旧理事・幹事会が開かれ、今後の部会の運営および研究会のあり方について活発な討議がなされた。さらに、昭和五十三年の日本経済政策学会第三十四回全国大会が山口大学で開催される件について、当然のことながら西日本部会が積極的、全面的に協力、支援することにきまつた。

さて、第二十六回研究報告会は西南学院大学において開催され、多数の会員の出席のもとに盛況のうちに終了した。ここに西南学院大学経済学部長横溝軌一教授や原田三喜雄教授をはじめお世話頂いた関係者に更めて謝意を表したい。論題ならびに報告者は次の通り

である。

昭和五十二年十二月三日(土)午後一時三十分より(於西南学院大学本部三階中会議室)

昭和五十二年度新入会員名簿

- 1 戦前台湾農業における蓬莱米の推移  
福岡大学 北川倫光氏
- 2 地域経済の計量分析  
大分大学 五十嵐副夫氏
- 3 経済発展の農業的基礎・一八八十年～一九三五年——産業連関分析による接近——  
西南学院大学 新谷正彦氏

なお研究会終了後、部会総会が開かれ、昭和五十三年度日本経済政策学会第三十四回全国大会開催の件について、当番校である山口大学の浜田峰夫教授より、会員諸氏に開催決定に至るまでの説明と協力要請があった。これに対して、去る六月の理事・幹事会の合意事項に沿って、具体的な準備作業の手順(共通論題の設定、報告者、予定討論者など)について意見がかわされ、部会会員が積極的に協力することを得て、総会は滞りなく終了した。

(峯田昌芳記)

- 酒井 邦雄 愛知学院大学
- 佐藤 芳宏 山梨学院大学

- 齊藤 寿彦 千葉商科大学
- 鈴木 利大 明治大学
- 相山 孝金 相山女学園大学
- 竹内 壮一 千葉商科大学
- 谷敷 正光 駒沢大学
- 高内 俊一 立命館大学
- 高際 弘夫 愛知学院大学
- 田中 美生 神戸大学大学院
- 寺本 博美 中央大学
- 富川 盛武 沖繩国際大学
- 永安 幸正 早稲田大学
- 野方 宏 神戸市外語大学
- 野村 隆夫 千葉商科大学
- 馬場 英夫 金沢経済大学
- 福田 武良 大阪学院大学
- 福田 雅一 日本大学
- 吉田 良生 中央大学大学院
- 吉田三千雄 中央大学大学院
- 横森 豊雄 専修大学
- 渡辺 幸男 慶応義塾大学

本部宛贈刊行物(アイウエオ順)  
雑誌名 発行所  
共石時代No.41~45 共同石油株式会社  
経済論集二七巻一、 関西大学  
二、三巻

- “Economic Planning in Japan” (1962)  
 “Big Business and Economic Policy” (1963)  
 “Economic Policy of Regional Development” (1964)  
 “Change of Economic Structure in Japan” (1965)  
 “Economic Regimes in the World and Economic Policy” (1966)  
 “Economic Policy in Transformation Period” (1967)  
 “Economic Policy during Post-War Twenty Years” (1968)  
 “Capital Liberalisation and Economic Policy” (1969)  
 “Oligopoly and Economic Policy” (1970)  
 “A Reappraisal of Recent Japan's Economic Growth” (1971)  
 “Pollution and Economic Policy” (1972)  
 “International Comparison of Present Economic Policy” (1973)  
 “Internationalization and Industrial Organization” (1974)  
 “Contemporary Inflation and Distribution Policy” (1975)  
 “Resource Problems and Economic Policy” (1976)  
 “Welfare Policies under the Slower Rate of Economic Growth” (1977)

The Association is administrated by a board of 23 members elected every three years. Present members are: T. Yamanaka (Prof., emeritus, former President of Hitotsubashi Univ.), K. Fujita (Prof., former President, Osaka Economic Univ.) H. Nakamura (Prof., Senshu Univ.), M. Komatsu (Prof., Waseda Univ.), S. Sakai (Prof., Nanzan Univ.), K. Niino (Prof., Kobe Univ.), T. Ito (Prof., Chiba Commercial Univ.), Y. Itagaki (Prof., emeritus, Hitotsubashi Univ.), T. Nojiri (Prof., Kobe Univ.), Y. Shimizu (Prof., Kantogakuin Univ.), K. Kiga (Prof., Seijo Univ.), T. Suzuki (Prof., Hosei Univ.), K. Goi (Prof., Chuo Univ.), K. Echigo (Prof., Shiga Univ.), T. Takeida (Prof., Tokyo Univ.), H. Kumagai (Prof., Osaka Univ.), H. Onoe (Prof., Kyoto Univ.), S. Fujii (Prof., Nanzan Univ.), H. Matsuo (Prof., Sōka Univ.), Y. Tamura (Prof., Hiroshima Univ.), S. Kato (Prof., Rikkyo Univ.), H. Kato (Prof., Keio Univ.), M. Umeda (Prof., Fukuoka Univ.),

Dr. T. Yamanaka, one of the founders of the Association has been elected the chairman of the Association since 1958. As the administrator of the head office Prof. H. Kato and as editon in chief of annual reports Prof. H. Nakamura are appointed.

The Association adopts as one of its objects the co-operation with the similar foreign associations, though the society has not yet afforded to realize the effectual steps toward this aim. However, the Association welcomes from time to time some foreign scholars who show their interest and hope to attend the annual meeting. The Association is now intending to broaden international liaison in various forms by financially possible ways.

- 経済論集第二三三号、  
 第二四号  
 経済学論集一七卷  
 一、二、三三三  
 研究年報二三  
 国際商科大学論叢一  
 六号  
 産業経済研究一七、  
 一八卷  
 証券投資信託月報  
 1966~1968号  
 商工金融二七、二八  
 卷  
 電力経済研究No. 11  
 No. 12  
 東京銀行月報二八、  
 二九、三〇卷  
 同志社商学二八、二  
 九卷  
 日本学術会議月報  
 福岡大学経済学論叢  
 二二卷  
 Problems of Commun-  
 ism, 1976~1977.  
 1977.  
 Socialist Thought  
 and Practice  
 1976~1977.  
 “ ”  
 福岡大学  
 日本学術会議事務局  
 同志社大学商学会  
 東京銀行  
 電力中央研究所  
 商工組合中央金庫  
 証券投資信託協会  
 久留米大学  
 龍谷大学  
 神戸大学  
 国際商科大学  
 新潟大学経済学会

## 二 編集後記

本年度の年報は、一九七七年五月早稲田大  
 学で開催された第三四回全国大会での報告を  
 中心に編集されている。大会での報告は、三  
 つの共通論題報告、一四の自由論題報告を取  
 録している。

本年度共通論題「日本における産業構造変  
 革の政策」は、過去の論議へのコメントに止  
 らず、きわめて新しい先端的内容をもつ論議  
 をひき出したように思われる。共通論題報告  
 ならびに討論が、模範答案ではなく、この問  
 題をめぐる未解決で困難な課題を鋭く示す、  
 問題発見型の内容をもっていったことは、これ  
 からの経済政策研究のよき刺激となり、かつ  
 円高騰にゆれる日本産業社会の改造のための  
 示唆を含むものとなっている。

また本年度の自由論題報告は、共通論題に  
 関連する主題が多くとりあげられており、そ  
 れだけに年報の内容を集約的にかつ多様性の  
 あるものとしている。

このほか本号では、とくに学会展望を重視  
 し、共通論題に関連ある分野で、鶴田俊正・

原 豊両氏に、それぞれ関心を持たれている  
 主題をめぐって、ご執筆をいただいている。  
 今年も年報を全国大会に先立って刊行する  
 ことが出来た。執筆者各位のご理解とご協力  
 に感謝したいと思う。

さいごに年報編集のためにご配慮いただい  
 た大会校早稲田大学の小松雅雄・柏崎利之輔  
 教授をはじめとする各位、また年報編集に参  
 加されている関東部会幹事、本部事務局およ  
 び新野幸次郎(関西部会) 藤井 隆(中部部  
 会) 施 昭雄(西日本部会) の各部会幹事、  
 編集実務を分担された吉家清次(関東部会)  
 の諸氏、および勁草出版サービスセンターの  
 方々に、厚くお礼申上げる。

(中村秀一郎記)

Business Behavior and the Framework of Decision Making... *Chiaki Nomoto*  
 Strategic Behavior of Multi-national Corporations and thier  
 Influence to the Government Decision Makings : An  
 Analysis in the Economics of Internal Organization... *Satoru Takayanagi*  
 A Study of Port Management and Operation by  
 Public Corporation ..... *Manabu Yamamura*  
 Taiwan's Economic Policy and its Effect on Income  
 Distribution ..... *Lung-hwa Kou*  
 "Green Revolution" and its Effects on Rural  
 Society in Indonesia ..... *Yoshinori Murai*

SURVEY

Discussions on Economic and Social Changes  
 in recent Japan ..... *Toshimasa Tsuruta*  
 Industrial Policy ..... *Yutaka Hara*

日本における産業構造変革の政策

1978年5月20日 第1刷発行 ㊦ 2,200.

編者 日本経済政策学会  
 発行者 井村寿二

発行所 東京都文京区 株式会社 勁草書房  
 後楽 2-23 15 会社  
 振替東京5-175253・電話(03)814-6861

落丁本・乱丁本はお取替します 大日本法令印刷・小深田製本  
 無断で本書の全部又は一部の複写・複製を禁じます

3333-932603-1836

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

KEIO UNIVERSITY, MITA MINATO-KU, TOKYO, JAPAN  
 KANSAI BRANCH: KOBE UNIVERSITY, KOBE  
 CHUBU BRANCH: NAGOYA UNIVERSITY, NAGOYA  
 NISHINIHON BRANCH: FUKUOKA UNIVERSITY, FUKUOKA

NIHON KEIZAI SEISAKU GAKKAI-Japan Economic Policy Association was founded in 1940 in Tokyo by about 300 professors and researchers interested in the scientific study of economic policy. At present there are more than twenty associations for the study of various fields of economics, most of which were established after World War II. Thus Japan Economic Policy Association is one of few academic associations for economic study established before the War in Japan.

The Association publishes annual reports in Japanese, each containing reports done at each annual meeting and resumes of the discussion about each report, including other articles written by members. 22 volumes of annual reports have been published until 1972, except for the years interrupted by the War. Besides annual reports, the Association published the following four books in Japanese which were the results of special group studies organized by the Association for the commemoration of its 15 years' anniversary.

T. Ito (ed.), *Post-War Industrial Policy in Japan*, (1957). T. Yamanaka & M. Cho (ed.), *Analysis of Post-War Japanese Economic Policy*, (1958). K. Miyata & K. Fujita (ed.), *Development of Japanese Economic Policy*, (1958). H. Matsuo & K. Yamaoka, *A Chronological Table of Japanese Post-War Economic Policy*, (1962, enlarged ed. 1969).

Association's themes printed in the annual reports are as follows:

- "Conditions of Economic Independence for Japan" (1950)
- "Patterns of Economic Control" (1951)
- "Planning in Economic Policy" (1952)
- "Industrial Structure and Economic Policy" (1953)
- "Policy for Selfsupporting Economy of Japan" (1954)
- "Japanese Post-War Economic Policy" (1955)
- "Post-War Economic Policy in the World" (1956)
- "Objects and Methods of Economic Policy" (1957)
- "Types of Economic Planning" (1958)
- "Structural Analysis and Economic Policy" (1960)
- "Government's Role in the Present Economy in Japan" (1961)

THE ANNUAL  
OF  
JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

1 9 7 8

No. 26

CONTENTS

Introduction ..... *The Program Committee*

ARTICLES

TRANSFORMATION POLICY OF INDUSTRIAL STRUCTURE IN JAPAN  
The Information Structure and Industrial Structure in Japan ... *Kaname Iio*  
Industrial Policy for Structural Change and its

Promoters ..... *Kimihiro Masamura*

Adaptation to International Environmental ..... *Chikao Tsukuda*

Summary ..... *Hideichiro Nakamura*

REPORTS

On Population and Economic Growth ..... *Tokumaru Kimura*

An Essay in Public Pollution and Social System — concerning

“Social Ownership of Environment” — ..... *Tadashi Murao*

A Theoretical Reconstruction on the System of

Industrial Policy ..... *Teiji Watanabe*

Dynamics of Multi-dimensional Competition and

Competitive Fringe ..... *Tadashi Shimegi*

The Ideas and Real Effects of the Japanese Agricultural

Policies after the II World War ..... *Toshinaga Terada*

Economic Policy and Management Policy — in Farm

Business ..... *Hideo Miyade*

Industrial Structure and Socio-Economic Structure ..... *Hisao Onoe*

The Policy-maker in the High Industrial State ..... *Takashi Okamoto*

The Problem of “Wirklichkeit” in Max Weber’s

Methodology ..... *Yoshinao Usami*

Full Cost Principle and the Theory of Barriers to Entry ... *Masaji Miyasaka*

EDITED BY

JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

(BUREAU OF JAPAN ECONOMIC POLICY ASSOCIATION

KEIO UNIVERSITY, TOKYO, JAPAN)

Published by

The Keiso Shobo Publishing Co.